

英国保守党に落とすヨーロッパの影

——近代的主権国家の変貌への苦悩——

友岡敏明

はじめに

1957年のローマ条約によって結束したヨーロッパ6カ国いわゆる“The Six”の誕生が近代国家形成の先駆国・英国に大きな衝撃を与えた理由は、単なる経済協力ではなく、ヨーロッパの政治統合とヨーロッパ国家の創出というジャン・モネの構想にあった。モネは、ECSCの創始者、共同市場の父であり、ヨーロッパ諸国を統合してヨーロッパ合衆国を構想していた。ヨーロッパ統合の端緒となるシューマン・プランの内容のとりまとめのための政府間会議で議長を務めた彼は、次のように述べた。

シューマン提案は革命的か、さもなくば無である。……この提案に不可欠の第一原理は、限定的だが決定的な分野における主権の放棄である。……この不可欠の第一原理を含まない計画は、われわれが直面する深刻な問題の解決には有益な寄与とはならない。諸国家間の協力は本質的に重要だが、そうした協力だけではわれわれの問題に対処するに十分ではない。追求すべきは、ヨーロッパ諸国民の利益の融合(fusion)であって、単なるその諸利益の均衡(equilibrium)ではない¹⁾。

このモネの理想主義に潜む近代国家に対する消極評価は、当然のごとく、EC閣僚理事会の各国の拒否権をなくす問題でこれを「ノン」と突っぱねたド・ゴール(1965～6年)への不満となって現れた。モネはいう、

〔閣僚理事会での〕全会一致は疑似餌であり、幻想である。加盟各国の拒否権の行使は、組織麻痺を引き起こすだけである。……〔これに対して〕多数決は調和を生む。誰もブリュッセルでの特殊利益の野合を恐れる必要はない。〔EC〕委員会はすべての加盟国を代表する機関であり、特定の国の公の秩序を危険にさらすような提案をしないであろう²⁾、

と。しかし、興味あることに、このモネの理想主義は、彼をして英国がいずれ本質的な点でヨーロッパ統合過程の抑制因となることの洞察を得させなかった。彼は、マクミラン、ウィルソンと続く英国のEEC加盟への積極的な動き(1961～67年)に際会して、「英国がわれわれの側に来れば、事情はまったく異なる。ヨーロッパの統合が再び

可能性を帯びるであろう」³⁾、と楽観的な評価を吐露したのである。これに対して、英国のこの2人の首相に対して行ったド・ゴールの強情かつ冷酷とも思える拒否の回答(1963年1月14日と1967年5月11日)は、フランスの国家を背負う近代国家の権化であった者のそれとして、洞察に富んでいた。

英国は、要するに、島国で海洋国家である。英国は為替、市場、食糧補給を通じて、比類なく多様な諸国、それもしばしば最も遠隔の諸国と連携している。英国が追求するのは、本質的に産業的、通商的活動であり、農業活動は僅少を占めるのみである。英国は、その行動様式において、極めて特徴的で、極めて独創的な慣行と伝統を持っている。要するに、英国に固有な本性・構造・国柄は、大陸の〔原加盟6カ国〕諸国のそれと比べて深甚な違いがあるのである⁴⁾、

と。しかしながら、ついに、英国は、ド・ゴールの退陣を機に新規交渉を通じてEC加盟に成功したが(1970年6月30日新規交渉開始、1972年1月22日加盟条約調印、1972年9月20日加盟のための国内法の議会可決、1973年1月1日加盟実現)が、これにより、さもなくばなかったであろうモネの理想主義の亡霊との戦いを余儀なくされ、国内に深い亀裂を背負い込むこととなった。

英国における亀裂は、当初、労働党において顕著であった(ウィルソンが国民投票によってかろうじて分裂を抑えこんだが、1988年までごたごたが続いた)⁵⁾。しかし、保守党においてもそれが内攻して後、労働党内の収束に反比例する形で1980年以降に露出することになる。元来、英国におけるヨーロッパ問題——後述する2つのヨーロッパ像の相克をいかに克服するか——は、世論の関心度においても⁶⁾、政治的課題の比重においても⁷⁾、国論を揺さぶり政界を分断してきた割には高い位置を占めてこなかった。しかし、その数的ないし量的な多少・多寡を超えて、国家のあり方にかかわる根源性と永続性、したがってそれが問題として浮上する執拗性において、EC/EUとして組織化されたヨーロッパが英国政治に落とした影は、重大かつ深刻であった。その原因は、ヨーロッパ統合が英国全体に突きつけた近代国家の行方の問題を含み、これが近代国家形成の主役であった政党のフィロソフィーとぶつかったからである。本論文では、サッチャー政権末期以降における保守党内の亀裂の実態を検討して、そこにヨーロッパ問題が惹起した近代主権国家の苦悶の縮図を読み取ってみたい。

1. もう1つのヨーロッパ像

【ユーロスケプティックス】

『オックスフォード英語大辞典』(*Oxford English Dictionary*)は、ユーロ・スケプティック(Euro-sceptic)＝「ヨーロッパ懐疑家」を1997年に追録した。同辞典が掲

げる使用例は、サッチャーとの関連で始まっている。「ほとんどの EEC 地域で、サッチャー女史はせいぜいユーロ・スケプティックと見られている（*The Times*, 30 June, 1986）」。これに続く引用は、サッチャーからメージャーに政権が移った時点の評論からである。すなわち、「保守党をユーロ・スケプティックの道（Euro-sceptic path）に逸れさせるような策を講じる者がいるとすれば、きわめて遺憾なことである（*The Daily Telegraph*, 29 November, 1990）」⁸⁾。また、「私はユーロ・スケプティックではない。……補助性のしかるべき定義が得られれば、私は条約を支持するつもりだが、『マーストリヒト〔条約〕を批准したいので、よろしく』という動議は支持しない（*Independent*, 31 Oct. 1992）」という。

こうした使用文脈に適合する、ユーロスケプティクスに対して同辞典が付与した定義は、「ヨーロッパ連合の加盟諸国との協調の強化（increasing cooperation）が英国にとって利益があるという仮説について懐疑的な人間、特に、そのような政治家、中でも〔EU 加盟諸国間の〕政治的または経済的なよりいっそうの統合（greater political or economic integration）に対して強く反対する人間、特に、そのような政治家」である。この用語が政治的意味を有するのは、定義の後段、すなわち単なる「協調の強化」ではなく、「政治的または経済的なよりいっそうの統合」であることに注目しなければならない。少なくとも、ユーロスケプティックないしその集合としてのユーロスケプティクス＝「ヨーロッパ懐疑派」は、ヨーロッパ的な価値観・文化等を含む無限定なヨーロッパを対象として懐疑的だとする概念ではなく、ローマ条約以降作り上げられてきた歴史的創造物としての制度の想定を前提としているのである。ユーロスケプティックの真の姿を捉えるために、その対象となるヨーロッパを、中世以来のヨーロッパ的価値・文化観を指す通常の「ヨーロッパ」（Europe）とローマ条約以後の統合素材となる「逆ダブル・コンマで括ったヨーロッパ」（“Europe”）を区別することは、1つの工夫であろう⁹⁾。こうしたスケプティクスは、EU 加盟諸国に遍在するのだが、英国におけるそれに即して、もう少し言葉を尽くすならば、「英国のユーロスケプティクスは、退嬰的、国家主義的、外国人恐怖症的“小英国派”（little Englanders）」ではなく、かえって、ヨーロッパを越えてガット、国連、コモンウェルス、第3世界の側に立つ「国際主義、民主主義的自治」を大事にするという政治家たちである¹⁰⁾、と。したがって、ユーロスケプティクスは、典型的には英国流に世界に開かれているがゆえに、偏狭なナショナリストではないことになる。

ヨーロッパ懐疑派の論客ホームズによれば、ユーロスケプティシズム（Euro-scepticism）＝「ヨーロッパ懐疑主義」は、英国の EC 加盟前の政権担当経験のある政党に共通の立場であった。労働党にあっては、労働党党首ゲイツケルがそれを代弁し、保守党にあってはイーデンが代弁した。前者は、当時のマクミラン保守党政権が EEC 加盟交渉に奔走していた最中に、その 30 年後の英国の状況を見透かすように、次のよ

うにその洞察を披瀝した。

われわれが〔EEC への〕加盟を実現する前に精確な協定を手にしなければならない〔コモンウェルス諸国への非情な関係を強制しなという以外に〕もう1つの理由は、いったん加盟してしまうと、多数決の原則に服せしめられる方向に推移することとである。〔原構成国がヨーロッパ〕共同体に託す不可譲の利益を侮ることはできない。ヨーロッパには良き面はあるが、同時にきわめて強力な保護主義的ロビーが存在し、原構成国6カ国の政府のほとんどは、このロビーに依存している¹¹⁾、

と(1963年)。また、後者は、マクミランによって加盟申請に乗り出す前の保守党の立場を表明した。

〔EEC 原加盟〕6カ国の実験は、連邦化なしには成功し得ない。私の考えでは、もし英国が6カ国に加われば、われわれは数年後にその決断に迫られるであろう。……その連邦は、1つの議会、1つの外交政策、1つの通貨、等々の意味における連邦となるに違いない、と私は確信する。ヨーロッパ大陸において起こっている出来事を判断する限り、そのような連邦に加わりたいとは思わない¹²⁾、

しかしながら、ユーロスケプティシズムが単に思想のみならず、政局にまで及ぶ深刻な政治的意義を帯びるにいたるには、いったん EEC 加盟という、1つの段階をくぐり、この段階の後、一方的な回避策ではなく、身在中において、より本流となった EC/EU 内の統合への動向に加担するか、それ以外の道を模索するかの苦難な選択を迫られる文脈を必要とする。サッチャーがユーロスケプティックの疑いの目で見られたこと自体、サッチャーがヨーロッパ統合の推進に加担するようであるとの外見との相関で見られたのである。具体的には、あれほど英国問題と別称された分担金問題での強硬な態度から一転、「ヨーロッパ—その未来」と題するディスカッション・ペーパー¹³⁾によって、単一ヨーロッパ議定書(1986年)——よりいっそうの EC 統合——へ向けた積極性を示したサッチャーではあるが、彼女が本気で主権のプールを伴う本格的統合に進もうとしているのか、との懐疑の気分であった。しかし、こうした用語がさらに『オックスフォード英語大辞典』に収載されるまでには、「英国保守党における発言力のあるグループ」¹⁴⁾を指すものとして流布する必要があった。現にユーロスケプティックの反対語をなすユーロファイル(europhile)が同辞典に収録されていないという事実は、収録に足る十分な勢力を表示する語として流布していないからであると考えられる。反面、すでに明らかなように、『オックスフォード英語大辞典』への収録によって、ユーロスケプティックは保守党の深刻で実体的な亀裂を物語っているわけである。

【ブルージュ演説——亀裂の始まり——】

ユーロスケプティックたちの代表的グループ、「ブルージュ・グループ」の“パイプ”は、サッチャーのブルージュ演説（1988年9月20日にベルギーの古都ブルージュにあるヨーロッパ大学において行われた）であった。この演説には、大陸における統合への強力な動向というバックグラウンドがあった。

第一に、英国内においても反響を呼んだ、ヨーロッパ議会におけるドロール演説（1988年7月6日）があった。

こうした種類のアプローチは、新しい企画にいたる環境を創り出し、理事会、議会、委員会という3本柱の制度のいっそう効率的な働きをもたらす。……理事会は決定が自らの任務だと知り、議会は各国政府や首脳の見解の相違を心得、また委員会はヨーロッパを前進させていく努力において理事会の決定の権威に信頼することができる。……決定作成の中心の移動に関して、ドイツ連邦共和国や連合王国における国民議会は別として、[加盟各国の]国民議会が事態の進展を把握できないといったことは、異常なことである。今後10年経てば、経済立法、そして恐らくは[税制を含む]財政的、社会的立法までも含めて、その80%は、共同体の作成にかかるにいたるであろう¹⁵⁾、

『エコノミスト』誌は、「ヨーロッパ、それは私である」(L'Europe, C'est Moi) と刻印された王冠を戴したドロールが、足下にEECの小箱を置いて王座に鎮座するカートゥーンとともに、この発言を報道した。また、同誌は、特に、「80%云々」を含む一節を引用してこの演説がサッチャーの逆鱗に触れたとし¹⁶⁾、2週間後の同誌では同演説がサッチャーの「クレ射撃の格好の標的」(the ideal clay pigeon to shoot down) となった、と指摘した。

第二は、ボーンマスで開催中の労働総同盟(TUC)大会(1988年9月8日)でのドロールの演説であった。彼は、ヨーロッパ労働組合連合(ETUC)委員長エルンスト・ブライトとともに招待され、「域内市場の完成は労働者の生活レベルや労働条件の増進を伴うようなEC規模の社会的立法が必要である」¹⁷⁾、そして「労働者またはその代表に会社経営に参加する権利を与える提案が[EC]閣僚理事会に提案され、早期の決定を待っている」といふ趣旨の演説を行い、大会代議員の拍手喝采を浴びた¹⁸⁾。ジェフリー・ハウの証言によれば、英国に乗り込んでこのドロールの演説は、あたかもヨーロッパ議会における演説の確証のごとくに、「ダウニング街10番の炎に油を注いだ」(fuelled the flames at Number 10)¹⁹⁾ という。サッチャーに確信させたのは、ドロールがいよいよもってヨーロッパ「連邦主義の成熟した政治的スポークスマンとなった」ということであった。

これら演説は、両々あいまって、「[説明責任を持たない] 役人と選挙で選ばれた代表の役割 [の間にある一線] をボカしてしまう」(The blurring of the roles of civil

servants and elected representatives) といった、英国では、到底、受容し難い反英国的政治的伝統の象徴となったのである²⁰⁾。サッチャーは、ドロールの名が体现する「中央集権と官僚主義による民主主義の侵食」と彼女に映じたものに対して「戦いを挑み、もってヨーロッパの未来に関する代替案 (an alternative view of Europe's future) を提示する時期が来た」と決断したのであった²¹⁾。

『エコノミスト』誌のいうクレー射撃の演技場は、ヨーロッパ合衆国を目指す「連邦主義の牙城」(a den of federalism) ブルージュの「ヨーロッパ大学」であった。同大学のこうした知的環境を踏まえてサッチャーは自らを「平和的共存の徳について語るジンギスカン」になぞらえて切り出した(1988年9月20日)。それは、「ヨーロッパ版サッチャリズム」(European Thatcherism)²²⁾の高らかな開陳であった。演説の内容は、英国—ヨーロッパ関係の過去を肯定的、かつ着実に踏まえ、その未来を現実的に見通した構想であった。先ず、ヨーロッパは政治統合を説くバイブルのように扱われるローマ条約(1958年1月発効)の遙か以前から存在し、英国はその古き長い伝統のヨーロッパの一部であり、そのヨーロッパは英国に貴重な遺産(特に文化的恩恵は著しい)を残し、英国もまたヨーロッパの発展と平和(特に近・現代には民主主義の進展と独裁者の圧制からの解放)に寄与してきたのであり、こうした積極的な関係が今後も英国—ヨーロッパ間において維持されることが大前提である、とした。次に、その大前提に立って未来に向けた具体的なヨーロッパのあり方を考えるとき、それは5つの指導原理に基づくべきである。第1の原理は、今後のヨーロッパのあり方をヨーロッパ合衆国(United States of Europe)の建設ではなく、「独立した主権国家間の自発的で積極的な協力関係」(willing and active co-operation between independent sovereign states)とする。ヨーロッパ共同体は、各国の慣習、伝統、アイデンティティを保持した形が最も成功する形であり、権力を集中する巨大なヨーロッパ・コングロマリット、一種のヨーロッパ人造国家(some sort of identikit European personality)以外のものでなければならない。以下、より個別的な4つの指導原理が続く。第2の原理は共通農業政策の思い切った転換のように変化の受容、第3の原理は脱規制による企業活動の奨励、第4の原理は保護主義的要塞地域としてのヨーロッパではなく、世界に開かれた単一市場の形成、第5の原理はヨーロッパ諸国によるNATOを通じてのいっそうの自主防衛の努力、であった²³⁾。

こうした基本的ヨーロッパ像と具体的進路の提示は、『エコノミスト』誌が指摘するように、「サッチャーに賛成する者も反対する者も等しく、[単一ヨーロッパ市場を確定する]1992年プロジェクトの次の段階に横たわる問題点を明確に提示し、かつ1992年[以降のヨーロッパ像]に関するドロール解釈に代わる明確な代替解釈を表示した点で」、感謝されるべきであった。なぜならば、そこには一気呵成の官僚主義的超大国家(mega-state)の建設ではなく、民主主義と自由の保護のシステムを生み出した舞

台としての近代国家におお意義を認め続けようとする政治原理の誠実さと生命力への、考慮すべき訴えが存在したからである。この訴えは、政治力学的には、その演説の主を失脚させる大きな衝撃を、お膝元の英国保守党に与えたのであった²⁴⁾。それは、「息も止まる憤激の反応」(reaction of stunned outrage)であった上に²⁵⁾、一過性の嵐ではなく世代を超えた大嵐となるものであったのである。サッチャーと袂を分かった後のハウは、ブルージュ演説を回顧して、次のように苦々しく論評した。

9月20日に演説が行われたときに、その土台をなしたのは、この種の〔強い〕表現に他ならなかった。共同体の〔巨大国家創出への〕野望の現実性を描写するとき、表現は戯画と誤解の間を行ったり来たりした。“ヨーロッパ人造国家”が、任命された官僚が下す決定（しかしこの決定は閣僚理事会のもの）通して、際限なき規制（しかし単一の共同体規制が12の国内規制に取って代わるだけ）によって硬直化するという描写は、まったくの空想であった。そして、“独立した主権国家間の自発的で積極的な協力”通して決定に至るという代替案について語ることは、現存する共同体を誤解し、誤って表示することに他ならず、それはまたわれわれが交渉して作り上げてきた条約の文言に逆らって共同体の未来〔の発展を〕を制止すること以外ではない。私は、もちろん、ブルージュ演説で憂鬱な気持ちになった。英国の内外における衝撃は、当初の嫌な予感を遙かに超えるものであった²⁶⁾。

他面、ブルージュ演説のとてつもなく大きな衝撃は、逆説的ながら、ヨーロッパ次元においては、単一市場(single market)と経済・財政統合(Economic and Monetary Union)へとブルドーザーのごとく障害を排除しながら突き進む動向に有利に働いた面もある。確かに、マーストリヒト条約の発効(1993年11月1日)という一里塚をクリアして、進展の目鼻をつけたドロールは、その強引さによって委員長の三選を逸したが、このマーストリヒト条約という成果は、「私をよく知る人たちは私なら究極のところマーストリヒトと行を共にしえなかったことを知っているであろう。私ならばそのような条約に調印することがなかったであろう」²⁷⁾と、語ることになるサッチャーの退陣(失脚)に負うところが大きかったからである。それは、もしブルージュ演説なかりせば、サッチャーへの党首挑戦があったかどうか、そして党首選挙(サッチャー陣営におけるその党首選運営の拙さはさておき)がなければ、サッチャー首相の下での1992年まで任期のある庶民院において、マーストリヒト条約(1991年12月基本合意、1992年2月調印)の審議そのものがあったかどうか、そしてマーストリヒト条約に掲げられた単一通貨(現在の通貨名はユーロ)への移行もはるかに遅延したのではないかと提題できるほどに重大な岐路であった。その意味でのブルージュ演説のヨーロッパ統合に向けた逆説的功績は、甚大であったが、同時に、それが英国内、特に保守党に持参した土産として、過去30年の積上げに対するあまりにも明確なアンチテーゼとしての今1つのヨーロッパ像の処理という、数世紀の伝統を背負っているだけに10数年経た今日も未解決に終わっている課題をつきつけたのであった。

2. リアクション

【メイヤーの挑戦—アリの一穴—】

「当初の嫌な予感を遙かに超える」衝撃を回顧したハウは、自ら、その激動の振幅を拡大した人物であった。しかし、ハウが前面に出るには、彼の先鞭としてサッチャーに弓を引き、彼女の辞任を迫った1人の確信犯について、触れておく必要がある。それは、1989年に保守党党首選挙を要求することにより、1年後の現実のサッチャー辞任の遠因となった事件であり、同時に、その後の保守党内の動向に占めるヨーロッパ問題のファクターの重大性を示すリンクとなったものである。その確信犯は、人呼んで「無名氏」(Mr. Nobody)と称したアンソニー・メイヤーであった。

メイヤーは、自らも「名もない—保守党バックベンチャー」(an obscure Tory back-bencher)と自称しながら、「チャーチル以来最も強力で、ネヴィル・チェンバレン以来最も権威主義的で、そしてリヴァプール卿以来最も永続している首相に挑戦するにいたった」と自負しつつ²⁸⁾、政治生命を終えた²⁹⁾。彼は、モスクワ、パリとヨーロッパを駆けめぐった20年間の外交官経験から、ユーロスケプティックと対立するユーロファイルとしての親密な英国—ヨーロッパ関係のヴィジョンを築き、マクミラン保守党政権がEEC加盟交渉を始めたということのみをもって、保守党に入党する決断の理由とした人物であった³⁰⁾。典型的なユーロファイルズ＝「親ヨーロッパ派」の1人としての彼は、「1952年のヨーロッパ防衛共同体交渉への参加以来、ヨーロッパ統合過程への英国の全面的関与を熱烈に支持するものであり」、「連邦主義の信奉者であることも告白してきた」³¹⁾。彼にとって、英国のEEC加盟は、英国にとってそれ以外の選択肢のあり得ない、必須の路線として、その統合過程に積極的にコミットしていくべきであったにもかかわらず、サッチャーの対EC政策は、「ヨーロッパの中心部における決定作成過程から英国をますます排除し」³²⁾、「英国にとってもヨーロッパにとっても不幸をもたらす」³³⁾ことになる。そうした流れの中でのブルージュ演説は、本当は「英国国民の深層の本能からすれば調子外れ」(out of tune with the deep instincts of the British people)³⁴⁾であるにもかかわらず、「英国人の劣悪な本能には廉価な訴え」(a cheap appeal to the most unworthy instincts of the British people)を供したことは事実である。だが、それは、その分「単なる悪しき政治家気質であるのみでなく、悪しき政治」、「保守党にとって、長期的に見れば英国全体にとって、有害」とされなければならない、とメイヤーは断じたのである³⁵⁾。これに加えて、「深く敬愛された親ヨーロッパ派の外務大臣サー・ジェフリー・ハウの更迭」事件(1989年7月)と、ヨーロッパの通貨統合の流れへの関与に消極的なサッチャーのブレン、アラン・ウォルターズ教授の重用に抗議する統合積極派の大蔵大臣ナイジェル・ローソンの辞任事件(1989年11月)という、サッチャーのヨーロッパ統合への消極姿勢と、「見識があっ

て率直な人物が彼女と意見を異にすることなど思いもよらない」サッチャーの偏狭さを露呈する事件が起こった³⁶⁾。ことここにいたって、メヤーにとって、内に逆巻く「統合ヨーロッパへの情熱」(my own enthusiasm for a united Europe)もだしがたく³⁷⁾、根底にある“ヨーロッパ恐怖症 (Europhobia)”の発現形態たる、「サッチャーの外国人、特にヨーロッパ人に対する攻撃的なスタンス」(her aggressive stance towards foreigners, especially Europeans), 「ヨーロッパから発出するものすべてに対するサッチャーのあからさまな毛嫌い」(her manifest distaste for everything that emanates from Europe)に見切りをつけ³⁸⁾、党首交代の立候補に誰かが声を上げる以外に道はなくなったと映ったのである。

1989年11月23日（ルールによって議会の新会期開始後2週間の満了日）の立候補切日になって、結局、「自分以上に侮り難い挑戦者 (a more redoubtable challenger) が戦いの舞台に出現しているであろう³⁹⁾」とのメヤーの期待が外れたことが判明してメヤー単独の立候補となったのも、上述の文脈で既定の進行であった。12月5日の投票結果は、サッチャー314票、メヤー33票、棄権27票でサッチャーの圧勝であった。メヤー自身、これを総括して、現「首相が鳴り響く勝利を収め」、彼が「あえて望み得た票のほぼ2倍」を獲得したことによって、「万人に満足を与えるような内容」であったと⁴⁰⁾、大差で敗れた者がなぜ？との訝りも何のその、得々と語った。しかし、その得心には、それなりの理由があった。すなわち、「当て馬候補」(stalking-horse)あるいは「無名氏」との不名誉な下馬評にもかかわらず、彼の立候補の持つ意味は、評価するものにこそ評価されていたのである。

メヤーは、「神に感謝、少なくとも誰かが立ち上がって、数字に表した」と激励の手紙を多く送られたことに満足の意を表明した⁴¹⁾。その評価は、彼自身が決着をつける挑戦ではなく、決着への足がかりとなる巨人サッチャーへの挑戦であるとの方向においてであり、「数に表した」とは、その意味に他ならなかった。その後の経過は、まさに、1年後の「巨星、落つ」のクライマックスに向かって、そのプロットを辿ったのである。サッチャーの側近を最後まで貫いたリドレーの洞察を借りれば、メヤーの出馬は、人頭税や対ヨーロッパ政策でサッチャーと対極に立つかつてのサッチャーの閣僚(元国防大臣)にして、メヤーの尊敬措く値わざるマイケル・ヘゼルタイン⁴²⁾のような実力者の立候補へとつながっていったのである。リドレーはいう、

第2回投票はなかった。彼女[サッチャー]は、簡単に勝利を収めたが、私に言った。「私にはこれで政権を担い続けるのに十分」と。私の考えでは、彼女は、一般に理解されている以上に(その程度は大きくないにしても)、1989年の結果に動揺した。彼女は、常に、院内政党では自分が強力で堅固な支持基盤を持つと感じたかった。誰も確信はできないけれども、1990年には、もしヘゼルタインが出馬しなかったとしても、誰か当て馬候補が出てきていたであろう、と私は考える。[1989年当時]いろいろ[な人物が]話題に上った。具

体的な名前が語られたことさえある。私の考えでは、ヘゼルタインはマーガレット・サッチャーの支持の強さを測るために当て馬を出して、機会さえあれば出馬する意志を固めていたのではないか。彼は、条件が変わらなければ、現在の党首に逆らって立候補はしないと繰り返し言い切っていた、のだが⁴³⁾。

と。

【ハウの辞任—亀裂の拡大—】

さて、ハウのいうサッチャーの「ローマのご乱行」は、EC 首脳会議の議長国イタリアが招集した臨時会議(1990年10月27/28日)におけるサッチャーの激しい単一通貨の拒絶を指していた。この首脳会議の様子をロンドンのBBCスタジオから解説していたハウは、「記者会見室から出てくるや否や、サッチャーは、かつてないほど劇的に別人格になっていた⁴⁴⁾」と描写した。彼は続けた。

メディアとの会見では、彼女(サッチャー)は、EMUに対する態度を決定的に硬化させていた。〔ヨーロッパ〕共同体は「夢の国への途上にある」と彼女は言った。英国議会は、「けっして単一通貨に同意することはないだろう」と。〔彼女によれば、〕われわれは、「そのような構想」したがってそこから生まれる条約には拒否権を行使することになる。なぜならば、「英国の利益にならないものは阻止すべきだ」からである⁴⁵⁾。

これに対して、本国でハウは解説した。「英国が提唱しているエキュ通貨〔スキームによってエキュ〕は共通通貨になるだろうし、もし国民と政府が望めば、単一通貨にもなり得る」と。聞き手のブライアン・ウォールデンは、「あなたならそれを信じるだろうし、外務大臣〔ダグラス・ハード〕も、大蔵大臣〔ジョン・メージャー〕も同様だろう。しかし、彼女〔サッチャー首相〕は信じない。彼女はけっして単一通貨を受け入れようとしないだろう」と、閣内不統一を指摘した。ハウは、まさにこのとき、閣内不統一の原因、つまり今後10数年尾を引く激震の震源を明確に把握したと、告白した。「少なくとも今や内閣がどの点で分裂しているかが疑問の余地がなくなった」と。続けて、

英国はけっしてEMUの枠組みに参加しないだろうという明確な見解を述べて、政府との列を乱したのは首相自身であった。私は、立ち現れつつある状況にきわめて遺憾であった。マーガレットが宣言した政策は、英国にとって有害であった。もし彼女がそれに固執するならば、私自身の立場は……そのまま続けられなくなるであろう。

この亀裂は、単なるスタイルではなく重大な政策の違い、いや歴史観の違いとあってよい。ハウは、1990年11月1日に副首相を辞任し、辞任したのみならず、11月13日には、庶民院においてサッチャーとの決別の辞を極めて刺激的に述べたのである。

それは、サッチャーによれば、政策の違いの説明に失敗したが⁴⁶⁾、「首相の最近の問題処理に絶望していた多くの仲間を代弁した」演説⁴⁷⁾であった。「多くの仲間」の数が問題だが、彼の辞任演説は、「怨恨と不満を党首に面と向かってぶつけた」（vent his bitterness and his frustration upon his leader personally）演説⁴⁸⁾であっただけ、トーンにおいて「破壊的な演説」（devastating speech）⁴⁹⁾であった。そして、仮にそれが「悪意ある背信行為」（spiteful act of treachery）でなかったとしても、保守党のその後の流れを見れば、やはり「保守党を破壊し、英国を騒乱に陥れた」行為であった⁵⁰⁾ことは、間違いない。ハウの更迭というプライベートな軋轢が火に油を注いだとしても、根底にはサッチャーが不屈の戦いを挑んだ「ヨーロッパの連邦制への流れ」（Europe's drift to federalism）に対抗する原理的な議論があったからである⁵¹⁾。ハウは、2年前の出来事（ブルージュ演説）の論評に用いた同じ用語で、議員に語りかけた。

われわれは、“独立の主権的国家間の協力”という硬直化した道と“中央集権化した連邦的
巨大国家（super-state）”という、これまた荒削りに表現された第2の道との間の、過度に
単純化された選択肢、誤ったアンチテーゼ、ありもしないインチキなディレンマを、あた
かもそれら2者の中間の道がないかのように、提示することを2度と行ってはならない。
主権を“移譲する”といった用語で四六時中語ったり、2週間前に〔本院で〕首相〔サッ
チャー〕が行ったように〔主権を〕“十分移譲した”と、いつともなしに執拗に放言するこ
とは、深刻な誤りである⁵²⁾。

これに続けて、もうこの首相への忠誠心はなくなった、「他の議員諸君も忠誠の悲劇的
な衝突にケリをつける時が来た」とハウは煽ったのである⁵³⁾。この煽動は、ハウは単
に自ら身を引く態の静かなる辞任を演出したのではなく、サッチャーの「政治的墓穴
を掘った」「情け容赦のない18分間」⁵⁴⁾であったのである。サッチャーもまた、その演
説に触れたときの感慨を振り返った。

非難の勘定書きに耳を傾けるのは、極刑がかかった裁判で検事の論告求刑を聞き入る被告
のような特異な経験であった。というのは、ジェフリー〔・ハウ〕と同じくらい私は注目
的となっていたからである。世界が彼に耳を傾けていたとすれば、世界は目を凝らして
私を見ていたからである。平静の装いの下で私の情緒は穏やかではなかった。私は演説が
深く私を傷つけていたことを少しも疑わなかった。私の知性の一部は、私と私の仲間たち
がロビーでこの演説に対してどのような反応をすることになるか、いつもの政治的計算を
していた。マイケル・ヘゼルタインは〔私の対立候補の〕リストに入るようにという招待
状以上のものを手渡されていたし、同時に武器をも与えられた。われわれはこの武器をど
のように無効にしたものか⁵⁵⁾。

確認しておかなければならないのは、この激しいハウの非難の口調を支えたのは、

人頭税問題、党員の間には拡散したサッチャーの政治スタイルに対する嫌気⁵⁶⁾と並んで、ヨーロッパをめぐる未来像のそれであったということである⁵⁷⁾。両者離反の原因は、サッチャーのヨーロッパ構想の現実の差し迫った政策化がEMUへの参加の遅延と、そのことがもたらすとハウが考えた「わが国の財政制度や産業力のみならず、若い世代の希望にとっての悲劇」であった⁵⁸⁾。また、その限りで、ブルージュ演説がいかにかに英国の国益と未来像に関わる政策的観点から重大演説であったかが分かる。このハウの決別宣言からサッチャーの首相辞任(11月22日)までの進行は、一瀉千里であった。

3. 分裂の昂進

【ヘゼルタインの挑戦—哲学の衝突—】

保守党の大物ヘゼルタインは、1年前のメイヤーの希望通り、そして1日前にハウが敷いたレールの上で、サッチャーへの挑戦に立ち上がった。確かに、ヘゼルタインの党首への挑戦が当初から確定した規定路線ではなかったことは、11月6日時点で、ヘゼルタインが「私は立場を明確にしてきた。サッチャー女史は次期総選挙で保守党の指揮を執り、勝利するだろうと私は考えている。私は、何度もそういつてきたし、それを繰り返せといわれても戸惑うばかりだ」と、未だ、しおらしかったことから判断できる⁵⁹⁾。しかし、彼の出馬の意図が公表されたのは、上述のハウの呼びかけの翌日であって、彼が環境が整うのをてぐすねを引いて待ち構えていたことは明白であるし、ハウはそれを誘う絶好の言葉を挿入したのである。「他の議員諸君も忠誠の悲劇的な衝突にケリをつける時が来た」と。ただ、ヘゼルタインのヨーロッパをめぐる反サッチャー的立場は、リドレーの洞察のごとく、ハウの演説で突如、形成されたものでなく、メイヤーと同様のユーロファイルの思想線上にあった。ハウ演説は、絶好の(示めし合わせだとも思われる)タイミングを提供したに他ならなかった。ヘゼルタインは、1989年の時点で、英国がECをつまみ食的に利用するのは、ローマ条約以来のヨーロッパ統合の熱を奪うことになる」と指摘した上で、次のように述べていた。

通商上、[つまみ食いという]この種の最も危険な感染症は、ヨーロッパのより緊密な通貨制度の追求に対して英国が一貫して採ってきた反対の立場である。この感染症があるから中央銀行とか単一通貨、ましてや各国の経済政策作成のブリュッセルの官僚組織への移転を突如持ち出すことを余儀なくさせられたしかし、英国が消極的であればあるほどシティ・オブ・ロンドンの財政的優越的地位を弱めて自らの利益を図ろうとするパリやフランクフルトの競争魂を揺すぶり起こすであろう。英国の政治家がある分野での収斂に異を唱えれば唱えるほど、彼らは自分たちの欲する分野での進展を妨げる結果を招来するであろう⁶⁰⁾。

これは、明らかに EC における戦闘的態度を取ってきたサッチャーに対する批判であった。また、ヘゼルタインは、反サッチャーの拠点の1つとして主権への固執の排斥という点でハウの土壇場でのサッチャー批判と気脈を通じていた。

国家主権——最高権威——に対する信念は、たとえ絶対的支配者の下でも、常に、かなりの程度、幻想であった。なぜそれが永続するのか。主権は、すべての国民（シティズン）の感情に訴える2つの観念、国家の独立と国家の強さと影響力の観念を結合するがゆえに、情緒的である。そして、この結合によって、主権は、どちらの観念もお互いに他方がなければ存続しないことを示唆するのである。いかに根深くても、この信念は間違っている。今日のような相互依存の時代にあつて、特に収斂の度を増しているヨーロッパ共同体において、理解を妨げる障害である。主権は重きをなさない。砂漠に立つ一人の人間は自由で主権的である。彼はいかなる外部の権威も届かない彼方にいるが、権力を持たない⁶¹⁾。

このバックグラウンドを以って、親ヨーロッパ的思想を有するヘゼルタインは、現実に党首に挑戦する根拠——これがなくては大儀なき裏切り、党首ひいては党自体への忠誠義務違反となる——とした中に、対ヨーロッパ政策を忍び込ませたのである。記者会見の記事は、次のように報じた。いわく、

マイケル・ヘゼルタインは、昨日〔14日〕ついに、保守党党首に挑戦すると発表した。……ヘゼルタイン氏は、会見の中で、サッチャー女史は党が分裂するのに任せてきたことを指摘し、自分はこれを再び団結させてみせるといった。「私は、才能とエネルギーに溢れる人々が討論に投影する各人の哲学的な思い入れにもかかわらず、〔党運営への参加の〕機会を見つけることと信じている。党の命を支えている人々が効果的に貢献し、適切な報いを受けることが必要である。執行部の責任は、こうした多様な才能を食いものにではなく、融合させ、適材適所に配置し、やりがいを覚えさせることにある」。ヘゼルタイン氏は、また、特定分野に関するヨーロッパにおける成功した交渉の経験を披露し、首相（サッチャー）のヨーロッパ観は内閣のそれを反映していない、と述べた⁶²⁾。

このヘゼルタインの挑戦に対して、サッチャーは強気であった。ハウの演説の翌日（11月14日）、彼の正式の出馬表明の知らせに接して、彼女は、内閣の要人ハード外相とメジャー蔵相からの出馬要請と支持を確認した上で、挑戦を受けて立った。この挑戦の意味するところは、サッチャーが明言するように、また、すでにも上に指摘したように、人頭税や徹底した規制緩をめぐる国内政治の運営の基本方針の衝突であったとともに、対ヨーロッパ姿勢に潜む深刻な政治哲学の衝突であった⁶³⁾。サッチャーは、11月15日のジャーナリストとのインタビューで、

私は、ジェフリー〔・ハウ〕の演説が再開したヨーロッパ問題から後ずさりしなかった。実に、単一通貨を受け入れるにはレファレンダムが必要であろう、と私はいった。これは政体の問題（constitutional issue）であり、単なる経済の問題ではない。直接国民の意見

を聞かないのは間違いであろう⁶⁴⁾,

と取材記者に話した。また、ヘゼルタインとの党首選挙戦には、

個人的なしがらみは微塵もない。マイケル・ヘゼルタインと私は、政治の核心部分にあるすべての事柄をめぐる基本的な意見の不一致がある。これはわれわれ2人の性格は無論のこと、2つの哲学の間の競争であることを議員たちに銘記しておいてもらうべきである。議員が彼らの議席の行方とは別次元の運命がかかっていることを考えたがらないというのは、こうした党首挑戦に潜む臆病さと軽挙妄動を示すものである⁶⁵⁾,

と党首選挙の意味づけを行った。議員の「議席の行方」は、いわば議員への殺し文句となる世論調査に表れる投票行動の予測であった。ヘゼルタインもこの動向を頂門の一針として保守党党员、特に保守党議員に突きつけたのである。インタビューアーのロビン・オークリーの、「過去3回の総選挙勝利という戦績を持つ党首」への挑戦理由に関する質問に対して、彼はこの点を踏まえて応答した。

議会政党の圧倒的多数が一致して支持するヨーロッパ政策を内閣で確立することができるだろう。サッチャー女史は1980年代に大きな貢献をしたが、物事が進むうちに特に若い世代が90年代には少なくとも新しいスタイル、新しい言葉があることを求めている。世論調査では、私が党首になれば、かつて保守党に投票していたが、サッチャーが党首である限り保守党には投票しないという、かなり実質的な数の人々を保守党に連れ戻すであろう、となっている⁶⁶⁾,

と。

確かに、ヘゼルタインのインタビューの翌日(11月16日)、『ザ・タイムズ』紙が発表した⁶⁷⁾次期総選挙における保守党の党首別の勝敗に関する世論調査結果(表1)は、サッチャー党首のままでは保守党は労働党に4%劣勢で、ヘゼルタインに交代すると10%の優勢となるとした。さらに、数日後の同紙の集計(表2)は、選挙民の間での2人の好感がいっそう乖離しつつあることを伝えた⁶⁸⁾。

こうした調査結果の議員心理に与える影響(あるいは影響力を利用したバーゲン

表1

	サッチャー	ヘゼルタイン 元国防相	ハウ 元副首相	ハード外相	(単位は%) テビット元 貿易産業相
保守党	41	49	43	40	38
労働党	45	39	43	45	46
自由民主党	10	7	9	10	11
グリーン	2	2	2	2	2
その他	2	3	3	3	3

表 2

	Obs	ST	SC	IoS	ST
サッチャー有利	-15.0	-11.0	-12.0	-2.0	-12.0
ヘゼルタイン有利	+1.0	+1.0	+8.0	+10.0	+7.0
ヘゼルタインへ有利の移動	+8.0	+6.0	+10.0	+6.0	+9.5

省略語のフル・ネーム：

Obs=オブザーバー； ST=サンデー・タイムズ； SC=サンデー・コレスポンデント

IoS=インデペンデント・オン・サンデー； ST=サンデー・テレグラフ

グ・パワー) は、ヨーロッパをめぐる基本政策の処理よりも目先の選挙の勝利が投票行動に強く作用した。リドレーいわく、「一握りの選ばれた人間のはかなく過ぎ行く反応が彼女の運命を封じたことが考えられる」と。はたせるかな、11月20日の投票の結果は、サッチャーが有権者の過半数以上を制し、かつヘゼルタインに52票差をつけた(204対152, 無効票16)にもかかわらず、次点との差を有権者総数の15%つまりこの場合56票を要求する「15%ルール」により4票不足し、第2回投票が必要となった。これは、選挙対策委員長格のピーター・モリソンによる選挙戦の前半戦を総括した予測(すなわちサッチャー陣営220票、ヘゼルタイン陣営110票、棄権40票)⁶⁹⁾よりも、すべての点で反サッチャーに票が流れたということである。余儀なくされた第2回投票は、1週間後の11月27日であった。リドレーはいう、

実際、[浮薄な世論に左右されたことは]かなり無意味なことであった。アンケートの回答者の念頭にあったのは、経済問題であった。回答者たちがサッチャーのヨーロッパ問題に対処するサッチャーのスタイルに関心があったかどうか私は疑問に思う。もしあったのならば、回答者はわれわれの側にいたであろう⁷⁰⁾、

と。これは、あながちリドレーの強がりではなかった。例えば、EC残留は62%、脱退が28%でEC内でやっていく路線が支持されたものの⁷¹⁾、サッチャーがローマEC首脳会議報告を行った時期に飛び交った用語⁷²⁾、つまり「単一通貨組織への加盟」、「レファレンダムの必要性」、「各国議会からヨーロッパ議会へのいっそうの権力の移譲」、「ヨーロッパの連邦制」といった用語を用いた質問項目について、1990年から1991年にかけて行われた賛否の世論調査では、サッチャーの基本的な態度が支持されていたからである(表3～5を参照⁷³⁾)。

【政治の論理】

だが、歴史的洞察や政治理念をカッコに括って再選を狙う議員心理の卑劣さはともかくも、サッチャーは、第2回投票への“出馬”か“断念”かを迫られた。彼女が第1回投票でケリがつかなかったことを知らされたのは、冷戦の終結処理という世界史

表3
(年号以外の数値の単位は%)

	1991	1994	1995	1996
賛成	33	33	29	23
反対	54	56	60	60
分からない	13	11	11	17

質問は、「英国が単一通貨に加盟するかどうかにつきレファレンダムが今行われれば、あなたはどの投票しますか」

表4
(年号以外の数値の単位は%)

	1990	1991. 4-5	1991. 11	1993	1996
支持	30	30	17	20	15
反対	56	54	70	59	61
どちらでもない	14	16	13	21	24

質問：「各国家の議会からヨーロッパ議会にもっと権力が移譲されるべきか」

表5
(ただし、1996年のみ)

	%
支持	15
反対	60
どちらでもよい	24

質問項目：「連邦政府の下でのヨーロッパ合衆国があるべきと思うか」

的なCSCEパリ会議(11月18~20日)のための出張先であった。「新世界秩序」の門出に当たる重要な国際舞台にあって、なおサッチャーにして「ウェストミンスターで繰り広げられていることに思いが行った」のは⁷⁴⁾、当然であった。結局、彼女は、「予想していたよりは悪い結果」を側近モリソンから伝えられた⁷⁵⁾。そのとき彼女の頭をよぎったのは、「マイケル・ヘゼルタインを破った、そして保守党議員の過半数をはるかに超えた。……しかし、第2回投票を回避できるだけの票差はなかった。マイケルとのあと2票の出入りで、規定の票数を得て彼を破っていたのに」という抽象的計算であった⁷⁶⁾。それは、記者会見における公式声明となった。

皆さんおはようございます。保守党議員の過半数の票を頂いたことは、当然のことながら、私の大きな喜びです。しかし、第1回投票で勝利を収めるには十分でなかったことは、残念です。したがって、私は第2回投票にも名を連ねる意図があることをここに確認します⁷⁷⁾。

留守中のロンドンの新聞には、「傷つけるサッチャー、戦い続けることを誓う」⁷⁸⁾と、

見出しが踊った。続いて、ある論調は、「際立った功績のある首相に対して嘆かわしい侮辱が加えられ」、「分裂させる影響力を行使したのはヘゼルタインとその仲間である」とヘゼルタイン側に批判を加えながら、同時に、現行ルール下で圧倒的多数を制し得なかったサッチャーは第2回目の投票での「敗北という屈辱の可能性」(possible humiliation of defeat)を避けるべきである、つまり立候補を取りやめるべきである、と主張した。

もしサッチャーが辞退するならば、……ダグラス・ハードとジョン・メージャーを彼女に対する「閣僚として服従すべき」立場から解放してやることができる。……彼女の支持を得たどちらかがサッチャー自らよりも多くの反ヘゼルタイン票を集めることができる。したがって、政治の論理 (political logic) は、今や、サッチャーは彼らを忠誠から解放すべきことを示唆している。……したがって、状況の論理 (logic of the situation) は、明白である。サッチャーは考え直して新しい党首の選択を保守党員に任せるべきである⁷⁹⁾、

しかし、そう簡単には「政治の論理」が従われなかった。慌しく帰国した(11月21日正午前)サッチャーがその日の夜にこの「政治の論理」または「状況の論理」に乗る決断を下すには、僅か半日ながら凝縮された大きな心理的曲折を経なければならなかった⁸⁰⁾。その過程は、保守党分裂と深い関係をもつためサッチャーの回想によって補強しておく必要がある。

サッチャーを迎えたのは、「ドント・ゴ・ラブ」(もう立候補することないよ)という夫デニスのアドバイスであった。しかし、「あと2票の出入りで勝利……」の心理的効果は、当分の間、彼女が「政治の論理」で詰めきることを妨げた。それは内的と外的要因によった。内的には、彼女が正直に認めたように、可能性があるかぎり「戦いを止めるべきべきではないとの闘争心を芯から覚えていた」(I felt in my bones that I should fight on)からであり、外的には友人や支持者が彼女が戦い続けることを期待したからである⁸¹⁾。先ず以って彼女が意見を聴取した側近は、徹底した盟友でサッチャー革命の支柱の1人ノーマン・テビット、エネルギー大臣ジョン・ウェイカムであった。第2回投票への出馬を強力に勧めたテビットは、「閣内大臣の掌握」の可能性というサッチャーの「最大の弱点」を指摘しながらも、「ヘゼルタイン阻止」という目的のためにサッチャーが「最も可能性のある地点にいる」と激励した。また、仮に、サッチャーが立たない場合の考えられるヘゼルタインの対抗馬、ハード外相とメージャー蔵相は、不安を残すことから、側近の間での「正しい意見は私が党首選にとどまっているべきである」と、サッチャーは判断した⁸²⁾。

さらに、サッチャーは、党議長ケネス・ベーカー、院内総務ジョン・マクレガー、院内幹事長ティム・レントン、1922年委員会委員長克蘭リー・オンスロー、前社会保障大臣ジョン・ムーアと、意見を聴取する側近の範囲を広げた。

ジョン・マクレガーは、配下のミニスターたちの意見を聴取していた閣内大臣に個別に当たったことを報告して、次のようにいった。忠誠の対象を変えようと考えている大臣たちは極めて少ないが、彼らが私〔サッチャー〕の勝利につき確信をもてないという問題が根底にある。私への支持が蚕食されていっていると、彼らは懸念している⁸³⁾、

また、

ティム・レントンは、彼らしい悲観的な見通しを語った。彼によれば、院内幹事部会は、バックベンチャーやミニスターから私が辞退するべきだという多くの意見を受け取っている。彼らは私〔サッチャー〕がマイケル・ヘゼルタインを打ち負かせられないのではないかと疑問を持ち、党の求心力となることができる候補者を欲しがっている。さらに続けて、流れは悪化の一途であるが、投票日まで5日を残しているので、若い世代が主となる運動に力点をおけば支持を回復する見込みもなくはない、云々⁸⁴⁾。

また、

ジョン・ウェイカムの意見は、大問題なのはマイケル・ヘゼルタインを破る見込みのある候補者がいるということである、ということであった。彼の見るところ、そのような兆しはない。したがって、すべては私〔サッチャー〕の運動を強化することにかかっているが、それも同僚たちが私のために一生懸命に働いてくれて初めて成功する可能性のあるものであった。……ケネス・ペーカーは、私に勝ち目がないのではないかと恐れている人びとは私を最も強く支持する人びと——ノマン・ラモント、ジョン・ガムマー、マイケル・ハワード、ピーター・リリーなど——である、と教えてくれた。……〔結局、〕私のために言える最善のことは、他のどの候補者よりも私がマイケル・ヘゼルタインを破る近道にいるということのようであった。しかし、このこと自体、私の最強の支持者ですら私の勝利を疑問視する以上、不確実なことであり、もし勝利を取ってもその後の党を総選挙に向けて1つにまとめていくことはできないだろうと信じる者もいた⁸⁵⁾、

こうした情報提供は、「暗黙のうちに気力を殺ぐ」ものであり⁸⁶⁾、その過程で「私の決心は弱まっていた」と、コト終わって、サッチャーは回顧した⁸⁷⁾。しかし、彼女の当時の思考の基調は、未だ、退くべからず、であった。「今までのところ私はなお戦いを続ける方に傾いていた」(As yet I was still inclined to fight on)⁸⁸⁾。変化は、この後にやってきた。

【閣僚の離反】

21日午後(3:30 pm~)、約1時間に及ぶ下院議会へのCSCEパリ会議の報告を済ませたあと、彼女は、議員に自ら支持の取付けに回った。これがサッチャーの初めての選挙運動らしきものであった。その間に判明したことは、接触した議員ごとに、ヘゼルタインからは数度にわたる接触と依頼があったという事実、そして、自陣営の運

動が大幅に遅れているという事実であった⁸⁹⁾。リドレーも、この間の事情を活写した。

〔議員を広く知り、かつ活発に動く人物を含まないという意味で〕構成が拙劣なサッチャー側の〔選挙対策〕チームは、説得ではなく通り一遍の選挙運動を始めた。しかも、議員すべてに対して接触をはかったのではなかった——あとから聞いた話では、彼らはサッチャー陣営から接触を受けなかったという。……彼らがすべきであったことは、保守党全体のすべての議員に接触し、揺れている連中一人一人すべてにマーガレット・サッチャーを会わせることであった。しかし、彼らはこれをしなかった。彼女は、パリにいたからである。……庶民院における雰囲気は、気休めにもならなかった。……11月19日に週末休暇からロンドンに帰った私は、彼女の選対の表に現れた無気力さに慄然とした⁹⁰⁾。

選挙運動後のサッチャーは、もはや、「状況がいかに悪いか幻想を抱いていなかった」。しかし彼女がとった行動は、遅れ馳せながらも、陣営の立直しと引締めを図ることであった。陣営強化をジョン・ウェイカムに、ハード外相には第2回投票へのエントリーの手続き、メジャー蔵相にはその届出の保証人を、それぞれ依頼した。同時に、サッチャーは、その夕、閣僚との一対一での会見により、大臣の掌握を試行し始めた⁹¹⁾。しかし、閣僚のほとんどから異口同音に出た言葉は、「サッチャーが敢えて立候補するならば彼女を支持するが、情勢は極めて厳しい。サッチャー改革の成果の進展を確保するという大目的で、ヘゼルタインの党首実現を防ぎ得る対抗馬を考えなければならぬ」、であった。ヘゼルタインに対抗できるという点では、サッチャーは先に適性ある候補者は「自分である」との結論に達していた。しかし、閣僚クラスの党員の動向（サッチャー離れ）という因数を入れると、「ヘゼルタイン阻止」という大命題のためにサッチャーは退くべしという、サッチャー自身が命名した「公式」(formula)が生まれる。これは、彼女にとってなお不本意な「公式」であった。しかし、ラモントの順番が来たときに、すでにこの公式の説得性は不完全ながら力を得つつあった。

ラモントが入ってきて公式を繰り返した。彼いわく、情勢は回復できない。マイケル・ヘゼルタインの勝利によって、われわれが達成してきた産業とヨーロッパに関する業績がそっくり危うくなる、と⁹²⁾。

閣僚との会話の間にもケネス・ベーカーからもたらされる情報は、入るたびに「悪化していた」(deteriorated)。ラモントも回想している、院内総務マクレガーが握った情報では、内閣の見解は12対5で「サッチャーは辞任すべきだ」であった、と⁹³⁾。この動かし難い数字上の趨勢を心理的な納得に置換する役割は、最後から2番目に面接した閣僚、二心ないデビット・ワディントンの率直な感涙下る応対であった。サッチャーは語る、

〔厳しい客観情勢を伝える〕こうした環境下では、デビット・ワディントンが入ってきて

ソファに座るのを見るのは安心のもとであった。いつも変わらぬ友人がそこにはあった。しかし、ひどく打ちひしがれているのを私は素早く見て取った。デビットの本能は、[私が]立候補すべきことを告げていた。ひょっとして敗北するかもしれないという理由で立候補すべきでないという議論は、彼にとっては、同僚のある人間たちにとってのようには何の興味もないことであった。……しかし、[こうしたことを吐露しながらも]デビットは、前院内幹事長——時節柄、彼がこの職にいてくれたらよかったと、どんなにしばしば私は思ったことか——として、私への内閣の支持が崩壊していたことを知っていた。彼は、私が勝つことを望むし、支持するが、勝利を保障することはできない、といった。彼は、両目に涙を溜めて部屋を出て行った⁹⁴⁾。

と。サッチャーにとって、最後のニュートンとの面接を待つことなく、この時点で気持ちの整理を強いられていた。

最後の意見聴取は、トニー・ニュートンであった。彼は、明らかに動揺していたが、ようやく衆目が一致する見解を口にすることができた。私には勝利の見込みがないと思う等々、と彼は語った。今や、私も見込みがないと思っていた (Nor, by now, did I)。……私は内閣の支持を失ってしまっていた。私は選挙戦の支援組織を奮い立たせることすらできなかった。大団円であった (It was the end)。……私は、明朝の閣議で発表する簡単な辞任声明を書き取らせた⁹⁵⁾。

サッチャーの決心は、当初から、ドラマチックに潔いものでも高貴な無欲に基づくものでもなかった。上に見たところからでも明らかなように、彼女の政治的情熱または気負いは、彼女をして修道女的恬淡さをもつての第2回投票への立候補辞退を許さなかった。実に、彼女は、湾岸問題の処理とインフレ退治という具体的な政策目標を生々しく残していたのである⁹⁶⁾。にもかかわらず、彼女を不出馬に決断させたのは、結局、閣僚のサッチャー離れという、否定し得ない情報を得てようやく達し得た客観的な情勢判断であった⁹⁷⁾。

4. 党内不統一と党勢の衰退

【メジャーへの期待】

「政治の論理」をようやく受け容れたサッチャーは、ヘゼルタインになびいた閣僚がいることを承知の上で、最後の閣議を締めくくった。「肝要なことは、内閣が団結して (stand together)、私たちの信念としてきたことをすべて守ることである。私が降りるのはそのためなのだから。内閣はマイケル・ヘゼルタインに勝利し得る人物を盛り立てるために団結 (unite) しなければならない⁹⁸⁾、と。それでは、「打倒ヘゼルタイン」の望みを誰に託すべきか？ この時は、もう決まっていた。望みを託された人間は、ジョン・メジャーであった。選挙に勝てる可能性という以外の大義名分？ そ

これは、サッチャー政策すなわち過去 11 年間の保守党の正統的政策の遂行以外のどこにもなかった。サッチャーの執念は、とりわけ退陣のきっかけとなった対ヨーロッパ政策にあった。

サッチャーは、ブルージュ演説の直後頃から、後継を気にかけて始めていた。彼女は、1989 年 7 月に内閣改造をした頃を回想して、「[1987 年以來] あと数年の〔首相としての〕活動的奉仕の時間を残していた時期」、「わが国の経済力の回復、ラディカルな社会改革の成就、そしてブルージュ演説とともにわれわれが乗り出していたヨーロッパのモデルチェンジ(remodeling of Europe)〔等〕を完遂するつもりであった」、と記した。改造において配慮したのは、後継者はサッチャーよりも若い世代で、かつ、「人物・経験ともに実証済みの、私の後継者となり得る候補者数名を残しておく」ことを念頭に、ジョン・メージャー、ダグラス・ハード、ケネス・ベーカー、ケネス・クラーク、クリス・パッテン、ノーマン・ラモント、マイケル・ハワードらの高位への任命であった。彼女と同世代以上の年齢の人間、ノーマン・テビット、ニコラス・リドレー、ロバート・パーキンソン、ジェフリー・ハウ党は論外であった。特に、ハウは、ナイジェル・ローソンとともに、マドリッド EC 首脳会議（1989 年 6 月）に先立って ERM への加盟を辞任を武器に強制した廉で、二重の意味でサッチャーの嫌忌する人物であった。この時の改造人事では、メージャーを逆臣のハウに代えて外務大臣に、パッテンを腹心リドレーに代えて環境大臣に抜擢して、寵愛の在りかを仄見えさせた。メイヤーは、1990 年初頭のころの回想で、次のように記した。

サッチャー女史は彼女の後継者には次の世代に属する人間が望ましいという考えを自ら明らかにした。もし思い通りになって、1990 年代の半ば頃に意中の後継者にバトンタッチするとしても、それが未だ下馬評にもあがらない人物であるかもしれない。しかし目下のところ話題になっている 2 人の人物は、クリス・パッテンとジョン・メージャーである⁹⁹⁾。

サッチャーは、まだメージャーへの禪譲の結論を出していなかったとはいえ、次の一文は、メージャーが飛びぬけて大きな期待を受けていたこと、逆に、サッチャーのほうからは、若輩を理由としたメージャーの逡巡を押し切ったサッチャーの意志——パトロネスたらんとの意志——を表わしている。

もし彼が党首の座を狙うならば三大国務大臣職のどれかを経歴しておくのがよいことは、私は分かっていた。随分と憶測されたが、ジョン〔・メージャー〕が私の意中の後継者だとは私はまだはっきりとした結論に至っていなかった、と付け加えておくべきである。私の結論は、彼が競争相手となる有能な演出家たちに伍して競争するには、国民にもっと良く知られ、経験をさらに積まなければならない、ということであった¹⁰⁰⁾。

サッチャーは、その後パッテンとは隙間風を経験し¹⁰¹⁾、ハードについては誠実で忠実

なパーソナリティにもかかわらず「私の信じる政策を遂行するかどうか」の疑問を感じたのとは対照的に、メージャーを高く評価するようになっていた¹⁰²⁾。サッチャーの彼に対する心証は、ローソン辞任後の大蔵大臣(1989年10月)としてヨーロッパの経済通貨統合、特にドロール路線に抵抗する上で妥協的な面をみせながらも、国家主権を基本とするサッチャー思想を理解し得る人物であり、その忠実さは信用できるというものであった¹⁰³⁾。こうした経過が、サッチャーの代役の伏線としてあった。サッチャーは、ラモントとの会談で、前記「公式」の話が出た後、後継者についての意見を求めたときに(この件の記述はサッチャーの回顧から脱落している)、サッチャー改革のいっそうの進展と親ヨーロッパ的な政策への転換の防止という根拠に基づいて¹⁰⁴⁾、メージャーの名が明確に搾り出されたことに意を強くしたと思われる。

次に、彼女は話を交えて、誰が彼女の後継者となるかについて話し始めた。私[ラモント]は、自分の見解では、ジョン・メージャーが彼女の遺産を最も守りそうな人間であるといった。彼女は同意したが、マイケル・ヘゼルタインに勝つには票が割れないようにする必要について語った。彼女は、マイケル・ヘゼルタインを破るには、候補者をただ1人に絞るべきだと考えていた。私は、それ[サッチャーの意中の候補者]がダグラス・ハードかもしれないと恐れたので、この点で[候補者一本化の]話に乗らなかった。私の方では、候補者がヘゼルタイン以外に2人いることは票を割るよりもマイケルから票を奪う効果がある可能性があったからである¹⁰⁵⁾。

かくて、サッチャーは、自らの出馬がかなわなかった点でセカンド・ベストながら、意中の人間が出馬することに満足し、労働党提出の不信任動議の審議に臨んだ(11月22日午後4時19分)。6時間に及ぶ審議の末、不信任案を退けて(247票対367票)滞りなく党首としての役割を終えた後、後継者となるべき意中の立候補者の勝利への精神的コミットメントに気を引き締めたのである。その時のサッチャーの心境は、

「私には、もう1つ果たすべき義務があった。それは、ジョン・メージャーが[マイケル・ヘゼルタインを破り]私の後継者になることであった。私は、彼こそが私の遺産をしっかり守り、私たちの政策を前進させる人間である、と信じたかったし、信じる必要があった」¹⁰⁶⁾。

であった。このサッチャーの気持ちの高揚は、不信任動議におけるサッチャーの国内・国際政治における「11年間の失政」を理由とする辞任要求¹⁰⁷⁾を論駁したこと、殊にかなりの時間を割いた争点——「政府部内の分裂と腐朽」の原因となったブルージュ演説に象徴されるヨーロッパ対決政策——で持論を展開し終わった興奮の余韻を引いていたとも考えられる。

過去11年間、この政府は、ヨーロッパの未来および英国の役割に関して、明確かつ不動の

ビジョンを持っていた。そのビジョンは、議会制民主主義への深い愛着と、経済的自由・企業活動・競争・自由市場経済へのコミットメントとに由来する。〔公的資金による〕補助、産業への国家援助、保護主義に対して、不必要な規制と官僚制、国民議会を犠牲にする受け入れられない中央権力の増大に対して、英国ほど決然と戦った政府はヨーロッパにない。いかなるヨーロッパの政府も、われわれほど、ヨーロッパにおけるそのような出来事との戦いをしてこなかった。……われわれが英国と英国の利益のために立ち上がって戦うたびに、労働党側の討論者は、揚げ足を取り、批判し、不平を訴えた。ヨーロッパの未来をめぐる中心的問題に関して、彼らは自分たちの立場を明かさないのであろう。彼らは、単一通貨を欲しているのだろうか？ ……彼らは英国議会の権利を守る用意があるのだろうか？ 彼らにとって、あるのは妥協、実際に起こっていること、権力が徐々に流失して行っていることを英国の国民に知らさないために、カーペットの下に掃き溜めておくのである¹⁰⁸⁾。

こうしたサッチャー側の思い入れは、メージャー側の「サッチャー的政策の遂行の明確な決意表明」¹⁰⁹⁾とあいまってサッチャー派の多くを繋ぎとめた。第2回投票の結果（11月27日）、サッチャーの後継は、ジョン・メージャーに決定した（メージャー185票、ヘゼルタイン131票、ハード56票）¹¹⁰⁾。サッチャーは、結果に接して「本当にうれしかった。……私は彼に祝辞を述べ、〔蔵相官邸ダウニング街〕11番での祝賀の集いに加わった」と素直な気分を持った¹¹¹⁾。

【ヨーロッパ問題の重圧】

サッチャー主義を語り、またサッチャーの期待を担って国政の頂点に立ったメージャーは、かなり早い時期にサッチャーとは異なった方向に足を踏み出した。サッチャーは、投票結果が明らかになり、メージャー陣営がメージャーの独自色を求める中で「彼の立場に一定の曖昧さがあることに懸念するようになった」¹¹²⁾。曖昧さの中身として先ず挙げておくべきは、組閣であろう。それは、折衷的であり、「政治の論理」（サッチャー主義を保守するためのヘゼルタイン阻止という大義によるサッチャーの降板）の意味は薄められ、反サッチャー主義のシンボルであるヘゼルタイン（「産業政策への国家干渉論者、大きな政府論者、サッチャー女史の痛烈な批判者、ヨーロッパ連邦主義者」¹¹³⁾）が環境大臣として入閣した。この大物人事と平行して論功行賞で、メージャー側選挙対策責任者ラumontが大蔵大臣に起用された。彼は、「根本的な問題である」「ヨーロッパに関するヘゼルタインの立場のゆえに」、党首選挙において彼を支持し得なかったが¹¹⁴⁾、今や、1人の党首の下で平等の閣僚同士である。しかも、組閣の大前提は、来たるべき総選挙に「勝つという党の意志」と「マーガレット・サッチャーでは負けるという信念」という、メージャーの脳裏にこびりついていた強迫観念¹¹⁵⁾であった。それは、大胆な国家運営よりも、政党の一枚岩の印象と堅実な政策の

追及、換言すれば、挙党的な布陣と内紛をきたさない政策の舵取りにおけるバランスを意味した。加えて、「まれに見る謙虚で親切な人物」で「手がける仕事は何でも器用にこなすが」、「火を持たない」、「はがねを持たない」メージャーのリーダーシップ¹¹⁶⁾である。これらの公理を前提にすると、ヘゼルタインがフロントベンチに配された時点で、もはやブルージュ演説に基づく“もう1つのヨーロッパ像”の追求は、メージャー政権に期待され得るものではなかった。したがって、メージャー政権発足当初から、ヨーロッパ政策に関しては、サッチャーは、期待を裏切られる運命にあったのである。

ところで、メージャー政権の歴史的実績は、マーストリヒト条約の批准とともに記憶されている。政権成立と同時に、サッチャーが臨時 EC ローマ首脳会議(1990年10月27/28日)においてにべもなく拒絶したヨーロッパの経済的・政治的統合条約交渉を手がけなければならなかった(1990年12月14/15日「ローマ首脳会議」、1991年6月28/29日「ルクセンブルグ首脳会議」、1991年12月9/10日「マーストリヒト首脳会議」)メージャー政権は、党を分裂させるか EC 仲間と分裂するかのディレンマを抱えて出発したのである。メージャーは、自らを「ヨーロッパ共同体についてはプラグマティスト」¹¹⁷⁾と規定して、このディレンマの超克に当たった。自称プラグマティスト、メージャーにとって考量されるべき項目は、次のようであった¹¹⁸⁾。

- 1) 12カ国が作る共同体の加盟国であり続けることの英国にとっての利益
- 2) それを前提とした加盟国であるために必要な合意への努力(妥協の必要性)
- 3) サッチャーの意志の力が英国に不利に働いていることの認識(メージャーにヨーロッパ側から囁かれたジョークはいう、「彼女は団結を生む力である」、すなわち「彼女はわれわれ全員を彼女に反対して団結させてくれる」)

しかし他面、

- 4) 連邦制のヨーロッパは受け入れ難いこと
- 5) 経済活性の維持のために社会憲章の受け入れ難いこと
- 6) 共同体の拡大は目指されるべきこと
- 7) EC 委員会権限の強化を阻止すべきこと

こうした多面的な項目(あるいは、モメント)の弁証法的結び目を探索する手法は、メージャーが自らのスタイルとして編み出した、首脳を知り(外交を人間化する)、ヨーロッパの中に入る事、これにより英国のプロフィールを高上させる付合い術、であった。サッチャーが作り上げた英国のイメージは、メージャーの手になる外交スタイルによって完全に転換させられた。その転換の実体面は、メージャーが招かれた講演で語ったヒースばりの理想主義的イメージで現われた。

共同体内における英国の目的は、言葉に表現すれば簡単である。われわれは現在属すると

ころに属していたい。ヨーロッパのまさに中心に (at the very heart of Europe)。われわれのパートナーとともに未来を築くために働きつつ¹¹⁹⁾,

と。メージャーは、ヨーロッパの内側からヨーロッパと英国との妥協を図ろうとしたのである。これを知ったサッチャーが、対ヨーロッパの立場が急速に「完全に裏返しになった」(entirely reversed)と驚愕の言葉を記したのは、当然のことであった。メージャー流の妥協はまた、サッチャーをして、彼女が先の不信任動議審議において労働党に投げかけた、「彼らは自分たちの立場を明かさなideであらう。彼らは、単一通貨を欲しているのだろうか？」云々の揶揄を自らの党に投げかけなければならない、と嘆かしめた¹²⁰⁾。

メージャーは、サッチャーがトータルにご破算にすることを狙った条約を、単一通貨にいたる EMU と社会憲章の部分からのオプト・アウト (適用免除) という部分修正によって作り上げた。彼は、調印したマーストリヒト条約 (1992 年 2 月 7 日) の批准の審議に備えるために、国民の審判を仰ぎ (1992 年 4 月 10 日)、かろうじて過半数を獲得した (保守党 336 議席, 労働党 271 議席, 自由民主党 20 議席, その他 24 議席)。メージャー自身が認めるように、これは「お祝いされない成功」であった。この選挙結果は、マーストリヒトをマニフェストに掲げて争点としたものではなかったがゆえに、条約調印に対する審判とはいえなかったが、メージャーの主観では、サッチャーの遺産ではなく自ら率いる政党に対する「委任」(マンドート)であり、これにより条約審議に向けた味方の陣容を整えたはずであった。だが、サッチャーが残したヨーロッパのモデルチェンジという立場からのメージャーの転換は、保守党内での猛反発を覚悟しなければならなかった。

1 つは、条約批准のための「ヨーロッパ共同体法(修正)案」(European Communities (Amendment) Bill) の「第 2 読会」は 1992 年 5 月 22 日に終了したが、この審議中、強固な反対グループ、すなわち単なるユーロスケプティックスの呼称以上に、遙かに非難と軽蔑の意を込めた「アンチ・マーストリヒト・マフィア」(ヒース)¹²¹⁾、とかユーロスケプティックスの「ウィールス」のような「嫌な奴ら (The 'Bastards')」(メージャー)¹²²⁾ と呼ばれた反対グループが存在した。その反対の極みは、22 名からなる結束の固い決死的な「ダイハード 22 人衆」(the 22 diehards)であった¹²³⁾。その後の審議過程で、メージャーは、労働党、アルスター・ユニオニスト党、自由民主党などの保守党以外からの応援で命拾いをしつつ、最後は、目玉とした社会憲章のオプト・アウトについて労働党の協力は得られないために、総選挙のリスクを突きつけた信任投票とする手段によって、ようやく批准の法律案の庶民院での可決を獲得したほど、苦しめられた。

2 つ目は、メージャーに対する詰問の発言が相次いだ 1992 年 10 月の保守党大会で

あった。党派的なパンフレットではあるが、その伝えるところでは、この党大会で次から次に表明された意見は、

ユーロスケプティカルな方向に風向きを変えて、暴風が党内を吹き荒れた。ノーマン・テビットやその他のユーロスケプティックたちへの歓呼の声が会場いたるところに響き渡った。その週の終わりには、ジョン・メージャーは、その党首演説で、次のようにいってもよさそうなほどであった。「あなたたちの声をに耳を傾けました。確かに聞きました。よく分かりました。私は党首です。条約は成立しません」と。もし彼がそういていたならば、恐らくは、ヒース派のヨーロッパ狂の小さな集団を除けば、この政党を大いに団結させることができたであろう¹²⁴⁾。

であった。しかし、実際は、党大会の議論と空気は、メージャーの不退転の決意で退けられた。少なくとも、すでに第2読会を通過した法案をメージャーが廃案にすることは、政治生命をかけても考えられるところではなかった。かくて、何とかマーストリヒト条約を批准したメージャーに付きまとった汚名は、「リーダーシップの欠如」、「史上最悪の保守党内閣」であった。5年間にわたる、時々襲うアナーキーに近い状態を何とか乗り切ったところで、任期満了による総選挙がやってきたが、無残にも、保守党は、議席が半減以下となる凋落ぶりであった（保守党 165 議席、労働党 418 議席、自由民主党 46 議席）。保守党は、労働党に 143 議席、自由民主党に 31 議席、その他に 4 議席、奪われてしまった。これは、選挙直前の予想（保守党 27%、労働党 51%、自由民主党 15%）において予示されたところであったが¹²⁵⁾、その当落の分水嶺は、ユーロスケプティックかユーロファイルではなく、古参の政治家すら政党の体をなさない政党の党員かどうかにあったのである。魅力あるニューレイバーに圧倒されたこともあるが、ヨーロッパ問題の提起する根深い近代的主権国家の処遇問題によって引き裂かれた政党の醜態がしからしめた結果というべきである。

さいごに

政府をアナーキーに追い詰めるほど与党保守党が政党の体をなさなくなった原因はユーロスケプティックスが党内にいて、この「反ヨーロッパ派の頑迷なグループ」が生んだものとするのは¹²⁶⁾、余りにもヨーロッパ統合を進むべき理想の道と前提する印象主義的解答である。ある調査では、保守党においてはユーロスケプティックスの議員数のほうがユーロファイルより多いからである¹²⁷⁾。やはり指摘すべきは、同じ政党の屋根の下にヨーロッパをめぐる不倶戴天の敵がいることの異常さであるが、それに加えて党内を統一する「火」と「はがね」を持ち合わせたリーダーシップが欠如していたという不運があった。

目下（2003年3月）のところ、英国にとってヨーロッパ問題はユーロ加盟をどうするかという具体的な問題に絞られているが（共通外交政策は大きな問題だが今は措く）、この問題はイニシアティブは与党の労働党にあるので、政権を揺さぶるほどの喧伝のされ方をしない。しかし、ユーロ加盟を提案しないという断定的態度を鮮明にしたウィリアム・ヘーグ前党首とアイアン・ダンカン-スミス現党首を揺さぶってきたのは、ユーロファイルの議員たちである。メージャーはユーロ加盟は英国に実利的に考えて利益になるかどうかを基準であるとして、したがって「様子を見よう」（wait and see）政策をとっていた。ところが、特に、ダンカン-スミス党首はノーマン・テビットの申し子らしく、ユーロの背後に主権問題を見るゆえに、原理的な反ユーロの立場をとっている。これはサッチャーの立場でもあった。これに対して影の内閣に入ることなくバックベンチャーとして執行部を牽制し続けているケネス・クラークは「様子を見よう」の1つの変形としての労働党政権のゴードン・ブラウンの5原則基準で判断することに同意している。保守党員も労働党員もその基本的な判断基準が「英国の国益」であることに同意するが、2政党間の大勢的な相違は、主権問題がからむとして原則的に考えるか、英国の利益になるかどうか実利的に考えて可とするか、である。英国政界全体は、現実ですでに出発しているユーロの運営を見ながら、当面は、プラグマティックな有利・不利とならんで、金融財政政策という主権的領域と超国家的統一政策の関連に注目しつつ、判断根拠自体の正当性を計る争いを続けることになるだろう。

注

- 1) Jean Monnet, *Memoirs*, trans. Richard Payne (London: Collins, 1978), cited in Office for Official Publications of the European Communities, *Europe, a fresh start: The Schuman Declaration 1950-90* (Luxembourg, 1990), p. 17.
- 2) Merry and Serge Bromberger, *Jean Monnet and the United States of Europe* (New York: Coward-McCann, 1969), p. 278.
- 3) *Ibid.*, p. 293.
- 4) *Le Monde*, 16 Janvier 1963.
- 5) 1988年8月の労働党支持団体 TUC の年次大会における EC 委員長ドロールの演説が契機となって労働党が EC 積極派に転じたことについては、力久昌幸『イギリスの選択—欧州統合と政党政治—』（木鐸社、1996年）、259ページ以下、参照。また、cf. Michael Heseltine, *The Challenge of Europe, can Britain Win?* (London: Weidenfeld & Nelson, 1989), p. 214. ただし、選挙公約（マニフェスト）上では、1987年のそれで政策転換していた。; Iain Dale (ed.), *Labour Party General Election Manifestos, 1900-1997* (London: Politico's, 2000), p. 280: "EEC... was never devised to suit us" et p. 309: "Labour's aim is to work constructively with our EEC partners".
- 6) 1974年以降の国政選挙の前後に行われた世論調査において、治安(犯罪)、教育、住宅、インフ

レ、医療制度、核兵器、労働組合(スト)、失業の重大項目に対する関心度と比較して、EC/EU との関係のあり方が占める割合を示すと、表6のようになる。

表6 EEC/EU が世論の政治的関心に占める割合
(年月日以外の数値の単位は%)

	EEC/ EU	犯罪	教育	住宅	インフレ	医療制度	核兵器	組合 (スト)	失業
1974.09	19	8	12	23	82	3	×	22	9
1974.10	10	9	5	27	81	2	×	18	8
1978.08	9	23	15	12	63	11	×	25	55
1979.02	9	14	9	9	66	15	×	73	31
1979.08	14	41	17	16	68	17	×	56	53
1980.02	15	19	18	12	65	12	×	55	4
1980.04	23	32	24	15	69	23	×	53	51
1982.09	4	13	×	×	32	×	×	11	87
1982.11	6	10	8	5	29	11	×	6	87
1983.06	8	9	9	4	21	11	30	5	36
1983.09	4	16	8	3	29	17	30	3	80
1984.06	15	10	9	4	17	10	29	29	73
1984.11	4	11	8	3	18	9	20	40	73
1985.06	4	20	11	5	20	16	15	5	78
1985.10	1	29	10	5	12	12	15	3	85
1986.04	3	14	12	6	8	14	15	1	79
1986.09	1	17.7	11	6	7	19	22	1	7.8
1987.03	1	17	14	7	5	20	20	1	76
1987.08	2	27	16	8	6	19	13	1	45
1988.01	1	15	14	6	2	64	13	1	45
1988.09	8	24	14	9	11	36	13	2	44
1989.03	3	20	14	10	21	40	9	×	33
1989.06	16	13	12	×	23	29	12	×	30
1990.08	3	10	17	10	32	28	3	1	26
1990.11	18	8	21	10	19	28	2	×	22
1991.02	3	7	17	8	19	23	×	×	37
1991.11	32	12	24	9	9	42	2	×	48
1992.02	9	13	27	11	10	49	1	×	56
1992.09	22	11	17	13	9	21	1	×	61
1993.07	19	24	18	8	5	32	1	×	66
1993.10	6	33	17	9	7	32	1	×	61
1994.02	4	26	22	10	6	40	1	×	61
1994.12	17	22	18	11	6	34	×	×	55
1995.06	26	22	29	11	5	38	1	×	47
1995.12	10	23	32	9	4	40	×	×	51
1996.02	11	24	30	10	3	39	×	×	48
1996.12	38	37	38	10	4	42	×	×	35
1997.04	43	27	54	7	3	63	×	×	35
1997.08	16	27	39	9	5	47	1	×	35
1998.06	33	21	33	8	5	44	2	×	33
1998.08	13	21	33	7	4	41	2	×	36
1999.04	15	20	31	6	5	34	4	×	27
1999.06	37	18	29	9	4	35	2	×	19
2000.04	17	16	35	10	2	53	1	×	21
2000.12	26	26	29	7	2	45	×	×	7
2001.06	24	29	44	6	2	58	1	×	10
2001.10	7	14	31	4	2	49	3	×	12

*出典は <http://www.mori.com/polls/trends/issues.shtml> に掲載された MORI Political Monitor.

英国保守党に落とすヨーロッパの影（友岡敏明）

Most plus Other Important Issues-1974-Present である。同一年度で複数回調査が行われた場合は、EC/EU 関心度が最高と最低の調査月を用いた。質問の表現は 'What would you say is the most important issue facing Britain today?' であり、回答は複数回答方式であり、省略した項目を加算しなくても100を超過する。なお、表中×は、原調査において選択項目に掲げなかったか、0.5%以下の回答率であったことを示す。

7) 表7は、政権を担う政党の政策関心に関して、保守党と労働党の選挙公約（マニフェスト）における政策課題のうちヨーロッパに割いた割合である。

表7 マニフェストにおける EEC/EU への言及量

	1964	1966	1970	1974.2	1974.10	1979	1983	1987	1992	1997
保守党	9/780* (1.2%)	17/480 (3.5%)	17/930 (1.8%)	49/1140 (4.3%)	43/1410 (3.2%)	34/790 (6.8%)	27/660 (4.1%)	12/1720 (0.7%)	34/2790 (1.9%)	95/1800 (5.3%)
労働党	5/900 (0.6%)	13/1030 (1.3%)	16/1090 (1.5%)	39/420 (9.3%)	20/790 (2.5%)	59/900 (6.6%)	48/2080 (2.3%)	5/890 (0.6%)	20/1210 (1.7%)	69/1672 (4.1%)

*EC/EU に関するまとまった叙述が「約780行中9行」であることを示す（小見出しを2行とし、各年度の冒頭のページを全行埋まったものとする）。以下、同じ。また、その比率を()内に示した(下2桁四捨五入)。根拠とした文献は、1) Iain Dale, ed., *General Election Manifestos (Conservative Party), 1900-1997* (Routledge, 2000) および *General Election Manifestos (Labour Party), 1900-1997* (Routledge, 2000) である。

- 8) s. v. in *Oxford English Dictionary* 2nd ed. on CD-ROM.
- 9) Cf. Ronald Tiersky, ed., *Euro-skepticism, a reader* (Oxford: Rowman & Littlefield Publishers, 2001), p. 1.
- 10) Cf. Martin Holmes, ed., *The Eurosceptical Reader* (London: Macmillan Press Ltd., 1996), p. 1. マーティン・ホームズは、サッチャーの対 EC/EU 態度を普及させるブルー・ジュ・グループ（後述）の共同議長を勤める実践家であり、オックスフォード大学で教鞭をとる政治・経済学者である。
- 11) Hugh Gaitskell, 'The Common Market', in Martin Holmes, *op. cit.*, p. 32.
- 12) Cited in Martin Holmes, *op. cit.*, p. 114.
- 13) M. Thatcher, "Europe—the Future", *Journal of Common Market Studies*, vol. 23, no. 1 (1984), pp. 73-81. この内容と簡単な歴史的なコンテキストについては、拙稿「サッチャー主義と近代国家の変貌」、『南山大学ヨーロッパ研究センター報』第8号（2002年），156 ページ以下，参照。
- 14) Desmond Dinan, ed., *Encyclopedia of the European Union* (Boulder, Colorado: Lynne Rienner Publishers, 1998), s. v. 'Euroskeptic'
- 15) *Debates of the European Parliaments*, No 2-367/140 (6. 7. 88).
- 16) Cf. *The Economist*, September 10, 1988, p. 31.
- 17) Cf. Stephen George, *An Awkward Partner, Britain in the European Community* (Oxford: the University Press, 1990), p. 193; Eric J. Evans, *Thatcher and Thatcherism* (London: Routledge, 1997), pp. 84-5.
- 18) *The Times*, 9 September, 1988.

- 19) Geoffrey Howe, *Conflict of Loyalty* (London: Macmillan, 1995), p. 537.
- 20) サッチャーは、民主主義原理以外の根拠でも、ドロールがTUC大会において言及した労働者の権利に関する文書を、マドリッドEC首脳会議において拒否した。Cf. *EC Bulletin*, 6-1989, point 1.1.8. また、サッチャーは、この文書を「ドロール版社会主義を裏口から呼び込むことを狙う指令の根拠となる共同体文書」と規定した。Cf. Margaret Thatcher, *The Downing Street Years* (London: HarperCollins Publishers, 1993), p. 751. このような文脈に立つとき、サッチャーの対社会憲章の態度やその後のECの針路への異論を「強情」(obstnacy)と、個人的気質で片付けるのは、正当ではない。例えば、cf. Wim F. V. Vanthoor, *A Chronological History of the European Union 1946-2001* (Cheltenham: Edward Elgar, 2002), p. 146, fn. 120.
- 21) M. Thatcher, *op. cit.*, p. 742. もっとも、サッチャーをしてブルージュに赴かした理由は、それだけではなく、ルール・オブ・ローを蹂躪するEC委員会の細かい行動の積み重ねがあった。それは、彼女にとって、シャにむに統合へ突き進むEC委員会、そしてその委員会に籠絡されたEC全体の現状を表していた。彼女はいう、「しかし、物事の進め方の上で、もっと隠微で、もっと探知しがたい、しかしもっと重大な徴候があった。あの夏、私は、EC委員会がどの程度新しい分野——文化、教育、健康、および社会保障の分野——にまでその権限を拡大しようとしているかを詳細に調べた書類を役人に作成してもらった。委員会は、あらゆるテクニクを弄した。委員会は“諮問委員会”なるものを設置したが、その委員は〔主権を有する〕加盟国の任命でもなければ、加盟国への答責を有しなかった。したがって、“諮問委員会”は、〔全体を拘束する慣行となる〕共同体的 (*communautaire*) 決定に達する傾向を有した。EC委員会は、その後の提案を正当化するために、閣僚理事会の結論にすべりこんだ空虚で無意味な語句を寄せ集めて、宣言を入念に作り上げた。EC委員会は、適法な根拠なく新提案に財政的措置を可能とする“一回限りの行為”(actions ponctuelles)として知られる特別予算手続きを活用した。しかし、最も深刻なのは、同委員会が一貫して、全会一致を要求する条項の下では可決できない指令を発するのに、多数決のみを要求する条項を誤って適用してきたことである」と (*ibid.*, p. 743)。
- 22) One of the titles of the Editorial of *The Times*, 21 September, 1988..
- 23) “Speech at the College of Europe, Bruges, 20 September 1988”, in Robin Harris (ed.), *The Collected Speeches of Margaret Thatcher* (London: Harper Collins Publishers, 1997), pp. 315-25.
- 24) 英国外では、例えば、ECの心臓部ブリュッセルから、「とんでもなく無謀で仮借なく消極的」(outrageous and unrelentingly negative)との批判が出た。Cf. *The Times*, 21 September,
- 25) M. Thatcher, *op. cit.*, p. 746.
- 26) G. Howe, *op. cit.*, pp. 537-8.
- 27) Margaret Thatcher, *The Path to Power* (London: HarperCollins Publishers, 1995), p. 480.
- 28) Cf. Anthony Meyer, *Stand Up and Be Counted* (London: Heinemann, 1990), p. 1.
- 29) メイヤーは、党首選後の選挙区(Clwyd North West)保守党支部大会(1990年1月19日)で次期候補者資格を剥奪され (cf. *ibid.*, pp. 169-70), 政界を去った。なお、1992年の総選挙では、ロ德里ック・リチャーズがClwyd North Westの候補者となり、労働党候補者に対して大差の勝利を取めた。
- 30) Cf. *ibid.*, p. 39.
- 31) *Ibid.*, p. 139.
- 32) Cf. *ibid.*, pp. 60 et 137.

- 33) *Ibid.*, p. 162.
- 34) *Ibid.*
- 35) Cf. *ibid.*, pp. 143-48.
- 36) Cf. *ibid.*, pp. 149-54.
- 37) Cf. *ibid.*, p. 162.
- 38) Cf. *ibid.*
- 39) *Ibid.*, p. 163.
- 40) Cf. *ibid.*, p. 167.
- 41) *Ibid.*: “Thank God at least someone has stood up to be counted”.
- 42) Cf. *ibid.*, p. 75. メイヤーはまたいう、「[サッチャーの後継者はいろいろあるが] 私の選択はヘゼルタインである。直接サッチャー女史への挑戦は実際的でないことは認めるが、何らかの挑戦がなければならない」（*ibid.*, p. 175）。
- 43) Nicholas Ridley, *My Style of Government, The Thatcher Years* (London: Random Century Group, 1991), pp. 236-37.
- 44) G. Howe, *op. cit.*, p. 641.
- 45) *Ibid.*, p. 643.
- 46) Cf. M. Thatcher, *Downing Street*, p. 839.
- 47) G. Howe, *op. cit.*, p. 678.
- 48) N. Ridley, *op. cit.*, p. 235
- 49) Nigel Lawson, *The View from No. 11: memoirs of a Tory radical* (London: Bantam Press), p. 1000.; John Major, *The Autobiography* (London: Harper Collins Publishers, 1999), p. 179.
- 50) Cf. G. Howe, *op. cit.*, p. 678.
- 51) Cf. *ibid.*
- 52) *Parliamentary Debates (House of Commons)*, 13 November 1990, col. 463.
- 53) *Ibid.*, col. 465
- 54) *The Times*, 10 May, 1993.
- 55) M. Thatcher, *Downing Street*, p. 839.
- 56) Cf. G. Howe, *op. cit.*, p. 670.
- 57) サッチャーの「より緊密なヨーロッパ統合に対する強情さ」と彼女の自由主義原理の現われとしての税制改革の目玉「人头税の不人気」という2本柱がサッチャーの忠誠派を造反組に転向させたことは、政治史的な事実である（cf. Sheila Gunn, “Poll Tax and European Unity make Loyalists Turn to Rebellion”, *The Times*, 22 November 22, 1990）。
- 58) “Howe’s Resignation Letter to Thatcher”, *The Times*, 2 November, 1990.
- 59) Cf. “What they said and when”, *The Times*, 21 November, 1990.
- 60) M. Heseltine, *op. cit.*, p. 213.
- 61) *Ibid.*, pp. 210-11.
- 62) *The Times*, 15 November, 1990, p. 1.
- 63) サッチャーは、国内政治に関して、ヘゼルタインの保守党党首への当選はサッチャー革命の否定、すなわち1979年以来積み重ねてきた英国の国家干渉＝社会主義からの解放を無にする逆コースを意味する、という趣旨の論陣を張った。*The Times*, 19 November, 1990.

- 64) M. Thatcher, *Downing Street*, p. 840.
 65) *Ibid.*, p. 841.
 66) *The Times*, 15 November, 1990, p. 16.
 67) *The Times*, 16 November, 1990, pp. 1-2.
 68) *The Times*, 19 November, 1990, p. 4.
 69) Cf. M. Thatcher, *Downing Street*, p. 841.
 70) N. Ridley, *op. cit.*, p. 243.
 71) 表5は、「もし現在英国がECに残留すべきか脱退すべきかに関するレファレンダムがあったとすれば、あなたはどうか投票しますか」との問いに対する回答である。

表8

(年号以外の数値の単位は%)

	1990	1991	1992	1993. 10	1994. 4	1996. 5	1996. 11
残留	62	60	52	46	52	44	44
脱退	28	29	35	39	36	39	40
分からない	9	11	13	15	12	17	16

出典：<http://www.mori.com/polls/1996/eu961129.shtml>

- 72) そうした対応した争点をサッチャーによる首相在職の最終期の議会発言から拾うことができる。
- ① 長い間自由民主党党首パディ・アシュダウンの「首相が権力に長い間しがみついているかぎり、英国は未来に進めないし、首相はもはや英国を代弁していない、過去を代弁しているのだということをつかれないのか」との批判に対して、サッチャーは「もちろん、並行通貨が存在して、人々がどんどん使用すれば、単一通貨への進化もありえるが、決定権が英国議会、そして私の信念では英国の国民に戻ってきてはじめて可能である。ご質問の党首は、主権の最大の表現であるスターリング・ポンドを廃棄してしまおうとする意見であると察する。いずれにしろ、現在、そのことに同意することは、どう見ても誤りである。そのような問題は、未来の世代と未来の議会が決定すべき問題である」と反撃した (*Parliamentary Debates (House of Commons)*, 30 October 1990, col. 874)。
 - ② 保守党内の反サッチャー議員 (ヒュー・ダイク) の「今日の討論における首相の言葉はローマ条約とヨーロッパ単一議定書からの脱退を意味すると解してよいか確認を求め」との詰問に対して、サッチャーは「否。われわれが信じる類のヨーロッパ、われわれが加入したときのヨーロッパを欲する。もし議員がこれまで[議院で行われた]いくつかの演説に目をやっていただければ、われわれは主権を放棄しようとしていないこと、そして、それがわが国のEEC加盟の基本であったことがお分かりになるだろう」と返答している (*Parliamentary Debates (House of Commons)*, 30 October 1990, col. 877)。
 - ③ かつて労働党を飛び出て自由党と合同して現在の自由民主党の前身を結成したデービット・オーエンの「ローマ[EC首脳会議]で企てられたことはヨーロッパ合衆国連邦へ向かった一直線の突進であったことは完全に明確ではないか。もし必要ならば英国は1国でも踏みとどまる用意があることを首相が明らかにすることができることは、きわめて大事なことでないか」と、水を向けた発言に対して、サッチャーは「私は議員に全面的に賛成である。それは、まさにわれわれが取っているスタンスであり、これまでも取ってきたスタンスである。

われわれが加盟しているヨーロッパ通貨制度 (EMS) は、為替調整メカニズム (ERM) となるべく、相互に協力する 12 カ国の主権国家のために構想された。〔ところが、〕現在提案されている経済通貨統合 (EMU) は、われわれが徹底的に拒絶する連邦ヨーロッパへの裏口である。われわれの望むのは、われわれの主権を保持しながら達成できる、経済・通貨におけるよりいっそうの協力である」(Parliamentary Debates (House of Commons), 30 October 1990, col. 877)。

73) 出典は <http://www.mori.com/polls/1996/t960526.shtml>

74) M. Thatcher, *Downing Street*, p. 842.

75) M. Thatcher, *Downing Street*, p. 844.

76) M. Thatcher, *Downing Street*, p. 844.

77) *Ibid.*

78) Robin Oakley and Nicholas Wood, "Wounded Thatcher vows to fight on", *The Times*, 21 November, 1990.

79) Ronald Butt, "She is wrong to fight on", *The Times*, 23 November, 1990, p. 14.

80) このサッチャーの決断は、たちまち、「労働党の有利を払拭した」と告げる論調を惹き起こした。しかし、それが論拠とした世論調査は、明日に選挙があるとしてヘゼルタインが党首ならば保守党 47% に対して労働党 42%、メジャーならば 45 対 44、ハードならば 44 対 45、さらに角度を変えて、保守党に勝利をもたらす順番は、ヘゼルタインが 36%、ハードが 27%、メジャーが 17% と告げた (cf. Robin Oakley, "Resignation wipes out Labour lead", *The Times*, 23 November, 1990, p. 1)。表 1 における党首を仮定した調査と比較した場合の有意差は、あまり大きくはない。実際にサッチャーの辞意表明があって、それが無いときの重苦しさから解放された後の新しい空気が多少の票を保守党にもたらしたことはあるにしても、表 1 を前提にすれば驚くべき結果ではない。

81) M. Thatcher, *Downing Street*, pp. 846-47.

82) M. Thatcher, *Downing Street*, p. 847.

83) M. Thatcher, *Downing Street*, pp. 847-48.

84) M. Thatcher, *Downing Street*, p. 848.

85) M. Thatcher, *Downing Street*, p. 849.

86) *Ibid.*

87) *Ibid.*

88) *Ibid.*

89) M. Thatcher, *Downing Street*, p. 850.

90) N. Ridley, *op. cit.*, p. 242. リドレーは、また、「政治の論理」を承認しない 1 人であった。

「サッチャーに忠順と私が思っていた閣僚が彼女に立候補しないよう積極的に圧力をかけていた。私は信じられなかった。彼女は党を説得する機会がなかった。論戦は一度たりともなかった。それなのに、彼女の忠順な副官たちまでもが武器を置いた。次の日 [11 月 21 日]、彼らは保守党議員に致命的なメッセージをばら撒いた。彼らは、確かに私のもとにまでそれを撒いたのである。彼らは、それを、次の夕方彼女との一対一の会見で彼女に撒いたのである」(Nicholas Ridley, *op. cit.*, p. 249)。続けていう、「それ [このような筋道を考案した集会] は、陰謀であったのか、それとも後戻りができないくらい災厄に向かっている状況に直面したリアリストの集会であったのか。それは、彼女 [サッチャー] の失脚を画策した意図的な謀反ではなかった。しかし、「彼女は

勝てない」とある人びとに素早く結論したかが、際立った特徴である。……われわれが答えをけっして見つけられないであろう疑問は、「彼女が勝てない」キャンペーンが純粋なものであったか下心があったものか、である」と (N. Ridley, *op. cit.*, pp. 249-50)。

このリドレーの話す集會に直接関わったラモントは、陰謀ではなかったといっている。彼によれば、サッチャーに会見するその前夜、すなわち第1回投票日の夜(20日午後10時～)、「名うてのウェット」(a notorious wet) (N. Ridley, *op. cit.*, p. 249) トリスタン・ガレル-ジョーンズ外務閣外大臣の招待により、彼の館キャサリン・パレスでの集會に名を連ねていた、ラモントによれば、12名程度の参集者のうち1人以外は大臣で、さらにそのうちほとんどはラモントの意見に賛成しそうにもない左派であった。そして「キャサリン・パレスの陰謀」と取りざたされたこの集會での結論は、共謀ではなく、客観的情勢認識として、「サッチャー女史への支持は、引き潮のように引きつつあり、彼女は終わったと人びとは感じている。彼女は辞職すべきであると多くの者はいった」⁹⁰⁾、であった。この参集者のうちの5人、すなわちトニー・ニュートン(社会保障相)、マルコム・リフキンド(スコットランド相)、アラン・クラーク(防衛副大臣)、ラモント(大蔵省財務長官)、そしてガレル-ジョーンズ(外務副大臣)その人が、24時間後にサッチャーと会談することになった関係である。その際にサッチャーに通告された彼らの意見、それが後にサッチャーのいう「公式」であった。彼ら以外にそこにいたのは、クリス・パッテン(環境相)、ジョン・パッテン(元文部相)、ダグラス・ホッグ(元外務副大臣)、アラン・ハワース(幹事補—1995年に労働党へ代わる—)、ウィリアム・ウォルドグレーヴ(厚生相)などであった。以上、cf. Norman Lamont, *In Office* (London: A Little, Brown and Company, 1999), p. 17. なお、この後者のグループは、サッチャーとは会わなかった。

91) この夕、サッチャーが会談した初めての大臣級の面々を、回想録による会談の順番にしたがって示せば、次のようであった。外務副大臣フランシス・モード、文部大臣ケネス・クラーク、貿易産業大臣ピーター・リリー、スコットランド大臣マルコム・リフキンド、北アイルランド大臣ピーター・ブローク、雇用大臣マイケル・ハワード、農業大臣ジョン・ガムマー、防衛副大臣アラン・クラーク、外務副大臣トリスタン・ガレル-ジョーンズ、大蔵主計長官(閣外)リチャード・ライダー、大蔵省財務長官ノーマン・ラモント、内務大臣デビット・ワディンドン、社会保障大臣トニー・ニュートンであった。Cf. M. Thatcher, *Downing Street*, pp. 850-55.

92) M. Thatcher, *Downing Street*, p. 854.

93) Cf. Norman Lamont, *In Office* (London: A Little, Brown and Company, 1999), p. 16.

94) M. Thatcher, *Downing Street*, p. 855.

95) *Ibid.*

96) Cf. M. Thatcher, *Downing Street*, p. 847.

97) 実に、サッチャーの第2回投票不出馬の決断は、いくばくかの恨みを残した上での客観情勢の受入れに基づくものであった。「私は残念であった (sick at heart)。その気になれば私は反対者や潜在的な競争相手の反対に抵抗することができていただろうし、そうした人たちを私との競争のゆえに尊敬することすらできたであろう。しかし私を悲しませたのは、私が常に友人、同盟者と考えていた人たちが私を見限ったこと、裏切りを忠告とか私の名誉への懸念とかに置換した彼らの逃げ口上であった」(M. Thatcher, *Downing Street*, p. 855.)、とサッチャーは書き残した。また、ラモントは、サッチャーが敢えて語らなかつた挿話によって、未練または不忠な閣僚たちへ恨みを残しながらのサッチャーの辞任劇を良く伝えている。「その朝[11月22日(木曜日)]、閣議が日程に上がっていた。……閣議の前に全員、閣議の部屋の外で憂鬱なムードを漂わせなが

らうろついていた。マーガレットが到着して、全員、彼女の後について部屋に入った。彼女は、ここ数日間のできごとと、「あなたたちの多く」からもらった、彼女は勝てない、したがって候補には出るべきでないとのアドバイスと、に言及した。彼女の話し方には、彼女は不本意である、われわれに気骨が欠けているとの思いがこもっていた。突然、涙が〔洪水のように〕溢れ、声が詰まった。それから、彼女は平静を取り戻して辞任声明を読み上げた」(Norman Lamont, *op. cit.*, p. 18)。

98) M. Thatcher, *Downing Street*, p. 857.

99) Cf. J. Meyer, *op. cit.*, p. 174.

100) M. Thatcher, *Downing Street*, pp. 757-58.

101) Cf. M. Thatcher, *Downing Street*, p. 758.

102) Cf. M. Thatcher, *Downing Street*, p. 847.

103) Cf. M. Thatcher, *Downing Street*, pp. 718ff.

104) 「私は、サッチャー女史に会ったとき、彼女は負け、ヘゼルタインが勝つだろうというのが私のはっきりした見方である、と述べた。もし彼女が違った見通しを持ち、戦いを続けるというのなら、私は彼女を支持するためにできることは何でも精力を傾け、かつ公然とするだろう。危険なのは、彼女が経済分野で達成したことがすべて危機に瀕するということである。また、はるかに親ヨーロッパ的な政策が取られる見通しがある」(Norman Lamont, *op. cit.*, p. 17)。

105) Norman Lamont, *op. cit.*, p. 17.

106) M. Thatcher, *Downing Street*, p. 861. このサッチャーの結論は、彼女の側近との相談づくで到達した決定ではなかった。サッチャーが語る次のエピソードはこのことを示している。「友達が多くがマイケル・ヘゼルタインに投票しようと考えているとの情報に接して、私〔サッチャー〕は不安を覚えた。彼らの不信の対象は、リチャード・ライダー、ピーター・リリー、フランシス・モード、それにラモントといったメジャー支持派の人びとが私〔サッチャー〕の失脚に関与したのではないかということであった。彼らにしてみれば、ヘゼルタインは、いろいろな欠点はあるものの、ヘビー級の政治家であって風格をもって党首の空席を埋めることができるとも思えたのである。私は、個人的に面談したり、……支持者を招いた昼食会の席上で、彼らの考えを改めさせるためにできるだけのことをした。ほとんどの場合、説得に成功した」(M. Thatcher, *Downing Street*, p. 860)。また、メジャーの選挙対策委員長を務めたラモントも回想している。「〔陰謀説への反発からヘゼルタイン支持に回ったサッチャー主義者がいたが〕幸いに、サッチャーが大きな度量を発揮して助け舟を出してくれた。彼女は「変節しないグループ」(No Turning Back Group)のために昼食会を開催してマイケル・フォーサイスやマイケル・ブラウンのような疑問を持っている者に投票を頼んでくれた。全員が頼まれた通りにしたわけではなかったが、しかし幾人かの回心を勝ち取ったことは疑いない。他の動揺している者にもきわめて活発に電話をしたり話しかけてくれた」(Norman Lamont, *op. cit.*, p. 27)。

107) *Parliamentary Debates*, 22 November 1990, cols. 439-40. ニール・キノックの鋭い批判は、次のようであった。「ここ数ヶ月、政府部内の分裂と腐朽の兆候をたっぷりと目撃してきた。元大臣たちが証言しているように、保守党が不和——それもいかなる時代のいかなる党首も癒すことができないような不和で風の中を漂うかと思えば、政府は不信で満身創痍である。英国民はそのことを知っている。知っているからこそ、国民は、昨年のお初め以来、あらゆる政治的試練において保守党を拒絶してきたのであり、こんご拒絶し続けるであろう。……政府に対する英国民の信頼感の欠如は、11年間の失政の結果である」。

- 108) *Parliamentary Debates*, 22 November 1990, cols. 450-1.
- 109) Norman Lamont, *op. cit.*, p. 24.
- 110) 最多得票数が過半数に不足——出入り2票——したため第3回投票（上位2名の決選投票）となるべきところへゼルタインが降りた。なお、第1回投票が、サッチャー204票、ヘゼルタイン152票、棄権16票であったので、単純に考えれば、サッチャー票がメジャーへ185票、ハードに19票それぞれ移行し、ヘゼルタイン票から21票と棄権16票がハードに移行した計算になる。サッチャー主義の標榜による票集めがなければ、固有メジャー票だけではヘゼルタインに勝てたかどうか疑わしい計算である。
- 111) M. Thatcher, *Downing Street*, p. 861.
- 112) *Ibid.*
- 113) N. Lamont, *op. cit.*, p. 26.
- 114) Cf. *ibid.*, p. 9.
- 115) 「総選挙〔の思い〕は、私がダウニング街10番に入った瞬間から私を苦しめていた。私を首相にしたのは選挙に勝たねばならぬという政党の意志とサッチャーでは選挙に勝てないという信念であることを、私は片時も忘れなかった」(J. Major, *op. cit.*, p. 291)。
- 116) Cf. J. Major, *op. cit.*, p. 175.
- 117) J. Major, *op. cit.*, p. 265.
- 118) Cf. J. Major, *op. cit.*, pp. 265-68.
- 119) J. Major, *op. cit.*, p. 269.
- 120) M. Thatcher, *The Path to Power*, pp. 474-5.
- 121) *Parliamentary Debates (House of Commons)*, 4 November 1992, col. 309.
- 122) Cf. J. Major, *op. cit.*, Chapter 15 (342 ff.), esp. p. 349.
- 123) Cf. David Baker, Andrew Gamble and Steve Ludlam, “Whips or Scorpions? The Maastricht Vote and the Conservative Party”, *Parliamentary Affairs*, vol. 46, no. 2 (1993), p. 155. 議員名については、cf. *loc. cit.*, p. 165.
- 124) Martin Holmes, *John Major and Europe. The Failure of a Policy*, Bruges Group Occasional Paper No. 28 (1997), pp. 13-4.
- 125) Cf. “MORI Political Monitor: Voting Intention in Great Britain” (29 April 1997), on <http://www.mori.com/polls/trend/voting.shtml>.
- 126) Roy Bentley et al, *British Politics* (Causeway Press, Ormskirk, Lancs, 1999), p. 64.
- 127) Cf. “The Candidlist” on <http://candidlist.demon.co.uk>. このリストに基づいて、2001年の総選挙に立候補（保守党）したユーロスケプティックスの人数は196名、ユーロファイルの立候補者数は48名。前者のうち79名が当選、後者のうち28名が当選であった。当選した保守党議員の総数は166名であったので、2001年の選挙結果では、保守党議員の約半数がユーロスケプティックス、60名が不明、28名がユーロファイル、ということになる。

The Image of Japan and Europe in the Official Narrative of the Prussian Expedition to East Asia, 1860–1862

Richard Szimpl

I. Introduction

Although contact between Europe and East Asia in modern times dates from the period of European overseas exploration in the sixteenth century, it was limited by the vast geographical distances as well as cultural and political factors that made the people in countries such as China and Japan reluctant to deal with the encroaching Europeans. However, around the middle of the nineteenth century the rapid pace of industrialization of Europe and the improvement in technology and communications brought about an increased interest in East Asia, whose populous countries offered great potential as customers for European goods. The European and American eagerness to expand trade and commercial activities to East Asia, primarily China and Japan, was met by a deep reluctance to engage the Westerners. It was only through the signing of treaties in the aftermath of hostilities between China and the Western powers, that formal relations were established.

The Treaty of Nanking (1842), which settled the “Opium War” between China and Great Britain, provided for the cession of Hong Kong to Britain, the opening of five ports to trade under consular supervision, and established a uniform tariff rate of five percent *ad valorem*. After this breakthrough by Great Britain, the United States negotiated with China the Treaty of Wanghsia (1844), which established the principle of extraterritoriality, whereby foreign citizens would be placed under the legal jurisdiction of consular and mixed courts, a right later extended to all other treaty signatories. Other subsequent treaties and agreements between China and the great Western powers completed the opening of China. The Treaty of Tientsin (1858), signed by China with Great Britain, France, Russia and the United States, signed in the aftermath of further Anglo-

Chinese hostilities, stipulated the opening of eleven additional ports, permitted foreign legations in Peking, and allowed Christian missions in the interior of Chinese territory. This unequal treaty system, which guaranteed extraterritorial jurisdiction and a highly favorable tariff rate to the Western powers, laid the basis for their relations with China well into the twentieth century and also served as a model for their relations with Japan.

With the opening of China, the interest of the Western world naturally turned to China's close, yet still secluded, neighbor Japan. At the end of the sixteenth and beginning of the seventeenth centuries, Japan had a lively trade with the Portuguese and also allowed the English and Dutch to trade in Japan. However, fears of the undue influence of Christianity, which entered the country with missionaries accompanying the Portuguese merchants, moved the Tokugawa regime to close the country to all Europeans, except for the Dutch, who were permitted after 1641 to trade under close supervision at a small settlement created for them in the confines of Nagasaki harbor.

As trade with China began to grow in the 1840's and 1850's, the expansion of United States territory across the North American continent to the west coast, and the growth in whaling and trapping activities in the North Pacific focused more and more attention on Japan as a potential source of supplies and as a trade partner. After several approaches from Great Britain, Russia, France, and the United States were rebuffed in the first half of the nineteenth century, the United States in 1854 succeeded in pressuring Japan with a thinly veiled threat of force into accepting a treaty of "friendship" allowing, among other things, for American ships to call in the ports of Shimoda and Hakodate and to purchase supplies. The other Western powers soon made similar treaties with Japan. The American treaty also made provision for the appointment of consular officials, and the American Consul Townsend Harris, after several months of difficult negotiations, succeeded in persuading the Japanese to sign a commercial treaty in 1858. Alarmed at the recent defeat of China by British and French forces and fearing similar action against Japan, the reluctant Japanese accepted a treaty that stipulated the opening of five Japanese ports to unsupervised trade and permanent residence, residence at Osaka and Edo, a conventional tariff rate, the right of legal extraterritoriality, and the residence of an envoy at Edo. The Netherlands, Russia, Great Britain and France soon negotiated similar treaties with Japan.

With the opening of China for trade and commerce, shipping and commercial circles in the northern states of Germany, especially in countries of the Zollverein, Prussia, and the Hanseatic cities of Hamburg, Bremen, und Lübeck, began to turn their interests to Asia. At first, the number of ships involved was rather small, and German merchants were content to allow the powers that had formal ties with China to represent their interests when necessary. However, an increase in the volume of trade between Asia and Europe brought in its wake a swelling tide of nationalism and competition among the powers. It was becoming less and less desirable for German interests to be represented by non-Germans. In August 1859, Prussia, as head of the Zollverein, decided to take the lead in providing a legal basis for the growing German trading activities in Asia by commissioning an official Expedition with the task of signing treaties of trade and commerce with the governments of China, Japan, and Siam on behalf not only of Prussia, but also the Zollverein States, the Hanseatic cities, and the archduchies of Mecklenburg-Schwerin and Meckleburg-Strelitz. This expedition, which sailed to East Asia in 1860 and 1862, succeeded in negotiating commercial treaties with Japan, China and Siam on terms similar to those of other Western Powers.

The importance of the Prussian Expedition to East Asia has been noted in studies dealing with the rise of Germany and its expansion in the age of imperialism in the latter half of the nineteenth-century. Apart from raising the prestige and influence of Prussia as the leading economic power of Germany, the treaties proved an immediately practical and legal basis for German trading activities in Asia. With political unification achieved through the establishment of the German Empire in 1871, Germany was a late-comer to the overseas imperial expansion that characterized international politics in the second half of the nineteenth and beginning of the twentieth centuries. However, the treaties forged by the Prussian Expedition to East Asia, as components of the unequal treaty system that regulated relations between Western countries and China and Japan, established the basis for Germany's advancement as one of the major powers on the stage of international relations in East Asia at the turn of the twentieth century.¹

This paper will not treat the diplomatic or foreign relations aspects of the Prussian Expedition to East Asia, but rather will concern itself with a description of some of the cultural assumptions that lay behind the motivation, planning and execution of the Expedition. More specifically, the paper will focus on the images

of Europe and Japan in the pages of the official narrative of the Prussian Expedition to East Asia. The official narrative consists of a three-part series containing a total of eight volumes. The first part, which shall concern us here, consists of four volumes, and was authored by A. Berg, an artist member of the Expedition.² It offers a narrative of the journey of the Expedition from Europe to Asia and an account of the treaty negotiations, but also gives a description of the conditions in the countries visited by the Expedition. The second part³ consists of a scholarly description of the flora and fauna encountered during the Expedition by the botanist von Martens (vol. 5 and 6) and the biologist Wichura (vol. 7). The third part is comprised of the eighth volume, a collection of drawings by Berg, depicting various scenes of Japan, China, and Siam.⁴ We will begin with a brief overview of the Expedition, its origin, composition and itinerary before proceeding to a description and analysis of the images of Japan and Europe in the official narrative.

II. The Background of the Expedition

German ships and merchants had been present in Asian waters since the 1840's, and a proposal was made as early as 1843 to show the Prussian flag in China to demand the same rights as had been conceded to Great Britain. The proposal included a plan for establishing a *Handelssocietät* in Singapore, which could eventually expand its activity to China.⁵ However, shipping and trading were still limited and the time for such a proposal was not yet ripe. The number of ships and the volume of trade in Chinese waters began to grow steadily in the 1850's and the opening of Japan in 1858 attracted further attention among German commercial and industrial eager to find new markets for their wares. Shipping and trading in Asian waters were also becoming more competitive among the Western powers. German merchants, who had until then allowed their interests to be represented by officials of the other powers, began to feel at a disadvantage, fearing that they could not prosper or expand their activities without the legal protection offered them through consular officials of their own.⁶

On 15 August 1859, a Prussian cabinet order approved a plan for an official Expedition with the task of signing treaties of trade and commerce with the governments of China, Japan, and Siam. Graf Friedrich zu Eulenburg was named "Außerordentlicher Gesandter" (envoy extraordinaire) and "Bevollmächtigter

Minister” (plenipotentiary) to the courts of China, Japan, and Siam, and was authorized to negotiate not only on behalf of Prussia, but also for the Zollverein States, for the Hanseatic cities of Bremen, Hamburg, and Lübeck, and for the archduchies of Mecklenburg-Schwerin and Mecklenburg-Strelitz. The Prussian Landtag approved the expenditures for the Expedition in March of 1860.⁷

Apart from the major objective of signing official treaties of trade and commerce with the governments of Japan, China and Siam, there were several other purposes for the Expedition. The Expedition was also intended to provide an opportunity for Prussia to show its flag abroad, afford the fledgling Prussian Navy an opportunity to gain its proverbial sea legs, contribute to the advancement of the scientific study of the natural environment of the area visited, and investigate the possibilities for German industry and commerce.⁸

The inclusion of scientists and merchants among the members of the Expedition with the aim of collecting scientific and commercially useful information served to broaden the appeal of the Expedition beyond the narrow political boundaries of Prussia and helped to inspire a Germany-wide sense of nationalism. The plan and preparations for the Expedition were also widely publicized in the pages of the *Kölnische Zeitung*, a then leading newspaper known for its liberalism and patriotic-national spirit. The newspaper emphasized the fact that while the Expedition was organized by Prussia, it was authorized to negotiate for the German Zollverein, the Hanseatic cities, and the two Mecklenburgs, and made a point of referring to it as the “*deutsche Expedition*.”⁹

The Expedition was composed of four vessels, the 2320-ton steam-powered corvette *Arkona*, which served as the flag ship, the 1533-ton sail frigate *Thetis*, the 95-ton schooner *Frauenlob*, and the clipper *Elbe*, whose cargo included supplies, gifts, and samples of German products. The *Thetis* and *Frauenlob* departed Danzig in October 1859, while the *Arkona* left in December. After making port calls in England, the Canary islands and Rio de Janeiro together on 24 May 1860 and the ships rendezvoused in Singapore at the beginning of August. The *Elbe* left Hamburg on 7 March 1860 and arrived in Singapore on 7 August. Graf Friedrich zu Eulenburg and the members of his entourage traveled via commercial passenger ships via Suez and Ceylon, arriving in Singapore on 2 August.¹⁰ The *Thetis* and *Frauenlob* left Singapore on 11 August and the *Arcona* left on the 13th. On the way to Japan, the *Frauenlob*, with all hands aboard, was lost at sea in a typhoon off the coast of Japan. The *Arcona* arrived in Edo on 4 September, the *Thetis* ten

days later, on 14 September. After three months of difficult and tedious negotiations due to internal Japanese political problems, Eulenburg succeeded in reaching agreement on a treaty between Japan and Prussia alone, without the states of the German Zollverein, the Hanseatic cities, and the two Mecklenburgs. This caused considerable consternation and disappointment in Germany.¹¹ In actuality, the problem could be solved by the other German states flying the Prussian flag. This minor setback was also mitigated by the fact that the treaty with China, signed on 2 September 1861 after months of negotiations complicated by internal Chinese political difficulties, and the treaty with Siam, signed 6 February 1862, included all the German states that Eulenburg was authorized to represent.

The Expedition's personnel numbered in total some 800 men, including the crew of the four vessels. Accompanying Eulenburg were four diplomats: Legations-Secretär Pieschel and three attachés, von Brandt, von Bunsen, and Graf August zu Eulenburg, the nephew of the leader of the Expedition. As previously mentioned the Expedition also included several scientists and experts: the botanist Wichura, the zoologist Dr. von Martens, the geologist and geographer Dr. Freiherr von Richthofen, the agricultural expert Dr. Maron, the artist A. Berg, the illustrator Wilhelm Heine, the photographer Bismark, the gardener Schottmüller, the Prussian merchants Grube and Jakob, the Prussian Councilor of Commerce Wolff, and the merchant Spiess, who was a representative of the Chamber of Commerce of Saxony. Several of these men wrote descriptions of their travels in books or memoirs,¹² which also give many insights related to our topic. However, due to space considerations, this paper will focus on the description of Japan as it appears in the official narrative of the Prussian Expedition to East Asia.

III. The image of Europe and Japan in the Official Narrative

As we have seen, following the opening of China and Japan, there was increased interest in Europe concerning Asia. In Germany, the opening of Japan had been followed closely in the pages of the *Kölnische Zeitung*.¹³ Interest in Japan was further stimulated by the writings of two Germans, Wilhelm Heine¹⁴ an illustrator on Perry's expedition to Japan in 1853-54, and Friedrich Lühdorf,¹⁵ captain of the *Greta*, a German ship hired to carry coal for Perry's expedition.¹⁶ There was therefore already some familiarity with Japan and Asia in Germany

before the Prussian Expedition sailed. As we have seen, one of the express purposes of the Expedition was to gain scientific knowledge as well as useful commercial information about Asia. It is thus no surprise that the official narrative devotes a large part of its pages to a description of the history, culture, and conditions of the lands it visited. The first two of the four volumes deal with Japan. Half of the contents of the first volume is dedicated to an introductory exposition on Japan's geography, history, and its recent international relations. The second half of the first volume describes the voyage from Singapore to Edo, and the sojourn of the Expedition in Japan from September to October 1860. The second volume continues the description of the sojourn in Japan October 1860 to March 1861. Two appendixes contain the text of the treaty signed with Japan and an update on the recent events in Japan since 1861.

In general the narrative takes a rather enlightened approach to the task of describing the countries and peoples encountered during the Expedition. The first volume opens with the assumption that it is impossible to understand a nation without knowledge of its religion, history, language, and main ideas. It also points out that the basis of the cultures of East Asia and especially Japan are so different from the European, that they appear at first to be very strange and difficult to understand. Even those who have spent many years in Japan encounter "riddle after riddle," and "unexplainable contradictions." In this regard the narrative seems to affirm the stereotype of Japanese inscrutability. However, this is not a superficial or rash judgment, but rather a conclusion based on the lack of knowledge of Japanese language, Japanese sources, and the fundamentals of Japanese culture, as well as the reserve of the Japanese, which had become almost second-nature during the "closed" centuries.¹⁷

As for the character of the Japanese people as a whole, the narrative gives a rather positive image, almost defensive of their conservative, reserved character. Due to a good climate and geographical location, the Japanese were able to learn much from Chinese culture, not merely adopting it whole, but developing it in their own fashion to a "significant stage of civilization." While Chinese civilization reached a plateau and even began to decline, the Japanese were able to maintain their political independence as well as a lively cultural life. This they owed to an abiding stability and steady development lasting for several thousands of years, something experienced by few other peoples of the world. For this reason, it was only natural that the Japanese, by nature conservative and patri-

otic, clinged to their old ways and were reluctant to engage in intercourse with Westerners.¹⁸ Many ancient customs were still observed at the imperial court in Kyoto, which might appear strange to any other person, but were still of value and meaning to the Japanese, who had great respect for and attachment to customs of the past.¹⁹

According to the narrative, the basis of the Japanese character lay in the sense of reverence towards superiors. Here one finds similarities to stereotypical descriptions of the Japanese as emotionally immature and childlike. This reverence for superiors was the source of all good feelings and the basis of the sense of well-being for the Japanese. Japanese human relationships were patriarchal, and the Japanese related to rulers and superiors like a child to his parents, looking to them to care for his every need²⁰ Other aspects of Japanese culture that the narrative evaluated highly were the pleasant family life, the ability of even the common people to read and to write, the Japanese sense of neatness and cleanliness, intelligence, diligence and perseverance.²¹

In general, while noting the vicissitudes of Japan's political life, the narrative emphasizes that Japan had achieved a high level of culture, one highpoint being the ninth and tenth centuries, when Japan achieved an age of chivalric romanticism, in which tournaments, music, and poetry flourished among the warrior class.²² With the reunion of the two imperial courts at the end of the fourteenth century, Japan entered another great period of cultural achievement, when the courts of the emperor and shogun competed for elegance and splendor, and art and poetry flourished again.²³

For its information on Japan, the narrative depended heavily on two classical treatises on Japan written by Germans who had spent time in Japan as physicians for the Dutch East Indies Trading Company at Nagasaki. These works are the *History of Japan* by Engelbert Kaempfer, who was in Japan from 1660-62, and *Nippon*, by Philipp Franz von Siebold, who was in Japan from 1823 to 1829 and was banished for attempting to smuggle maps and contraband from Japan, but later pardoned and returned to Japan in the 1860s.²⁴ Among the features of Japanese history which the narrative describes are the unique creation mythologies of Japan,²⁵ and the lack of the practice of primogeniture, which has resulted in a many struggles for power that have greatly determined the course of Japanese history.²⁶

Concerning the modern period of Japanese history, when contact with the

Europeans began, the narrative points out how open and positive the Japanese were, at least at first, towards the Portuguese, who were able to travel about the country, virtually at will, the missionaries preaching the Christian faith, and the merchants making a handsome profit from trading. The openness of the Japanese also made it one of the most promising countries for the propagation of Christianity, which accompanied the overseas exploration activity of the Europeans. The missionaries themselves were astonished at the lack of religious fanaticism, and the tolerance that the Japanese showed towards family members who had converted to Christianity.²⁷ This must have been in stark contrast to their experience in Europe, which at that time was in the throes of bitter religious conflict.

The narrative gives a rather balance treatment of Japanese religion, and makes no claim for the inherent superiority of Christianity. While recognizing the high level of development achieved by Japanese Buddhism, the narrative also points out how many Buddhist monks had fallen into a state of frivolous superstition, ignorance, and sensuality, which much jealousy and competition among the various sects. Buddhist perfection was reserved to an exclusive few, and tended to be esoteric. For example, according to the European way of thinking, the *koan*, or questions proposed for meditation in Zen Buddhism, were filled with false paradoxes or absurdities. Since many of the monks catered to the rich, the common people felt excluded from the Buddhism as practiced by the monks. In such circumstances, Christianity with its promise of salvation and reward in heaven, would have been very appealing.²⁸ The narrative also points to the hospitals, orphanages and schools built by the missionaries as well as the exotic atmosphere of the Christian liturgy, with its incense, candles, bells, music, symbolic rituals, as being another element of the appeal of Christianity to the Japanese.²⁹

In its explanation of the reasons for the expulsion of missionaries and the suppression of Christianity from the end of the sixteenth century, the narrative makes some interesting observations on the impact of Christianity on the Japanese people. For example, the common people had been accustomed to degrading themselves before their superiors. The estrangement from their social betters was further exacerbated by the strict punishments meted out to them. The nobility were unapproachable and ruled through a system of absolute obedience and fear instilled among the common people. Furthermore, the authority of the

imperial house was derived from its divine origins. The Christian missionaries on the other hand, taught the Japanese a sense of individual worth through the teaching that rich and poor, the high and low, were all the same before God and all were worthy of salvation in God's eyes. This sense of equality was inimical to the authoritarian Japanese political system, and the growing number of Christian converts was perceived as a very real threat to the status quo.³⁰

In the end, the narrative maintains, Christianity was incompatible with the authoritarian Japanese political system, which was based on a hierarchical and thus inherently unequal class structure. At this point, the narrative describes the different impact of Christianity on highly developed and less developed cultures. Where the level of cultural development of a people is still low, the principles and values of Christianity are easily adopted and become the basis for further progress and cultural development of that people. However, in the case of more highly developed civilizations, the values of Christianity conflict with the traditional values. That is why ancient Western civilization had to decline before Christianity could take root in Europe. On the other hand, there has always been a violent confrontation between Christianity and the Islamic world. There has never been a gradual conversion of an Islamic state to Christianity. It either throws off the advances of Christianity or collapses under its pressure. The situation in Japan was similar. Japan had been exposed to Confucian and Buddhist teachings, but these did not significantly challenge the authoritarian basis of Japan's political basis. These teachings were eventually adapted and assimilated into Japanese civilization without upsetting the traditional political life.³¹

There were, of course, other reasons for the prohibition of Christianity. One was the rivalry among the Jesuits and other orders.³² Similarly, the intrigues and subterfuges of the missionaries who remained in Japan even after the edicts of banishment only increased the suspicions of the Japanese towards the missionaries.³³

In describing the ruthless persecutions of Christianity, which it deemed to be unparalleled in world history, the narrative makes the interesting observation that one cannot judge the cruelty of the persecutors or the stoic steadfastness with which it was endured by the Japanese converts by European standards. For one thing, all Asian peoples, due to the influence of Buddhism, hold death and physical suffering as lesser evils. Second, the nervous systems of the Asians, including

Japanese are different from those of Europeans, and they are able to endure physical injuries that would cause a European to faint.³⁴ In another context, where it describes the cruel punishment given to Japanese prisoners and convicts, the narrative makes a similar reference to the physiological differences between Japanese and Europeans. The severity and cruelty of Japanese punishment is to be explained from the fact that the nervous system of the body of East Asian is less developed, and thus not as sensitive to pain as that of the Europeans, and should therefore not be judged by the same standard.³⁵ On the other hand, the narrative asserts, taking joy in inflicting cruelty on humans and animals, is an “innate characteristic” of the lower classes of the Japanese and Chinese peoples.³⁶

In the wake of the suppression of Christianity and the banishment of the missionaries, the Japanese became suspicious of all Europeans, and beginning with the Spanish and Portuguese, eventually all Europeans were forbidden to enter Japan except the Dutch, who were permitted to trade on a limited basis at Dejima, a small island built in Nagasaki harbor for that purpose. According to the narrative, the Europeans were partly responsible for their own expulsion from Japan due to their excesses, greed, and lack of scruples in dealing with the Japanese. The conceit and arrogance of the merchants, combined with their ignorance of and lack of respect for Japanese customs, especially the observation of etiquette in greetings and deference towards the nobility, caused much resentment and bitterness among the Japanese.³⁷

The Dutch were often depicted by their contemporaries as being too obsequious and accommodating to the eccentric demands of the Japanese out of their desire for profit.³⁸ The narrative considers the fact that the Dutch submitted to the Japanese demands as a sign of weakness, which served to lower the Dutch in the eyes of the Japanese, to whom decisiveness and determination were highly esteemed values.³⁹ However, the narrative also maintains that one cannot judge an entire nation by the conduct of only one group, its merchants. Furthermore, merchants of any other nation would most likely have acted in the same way, especially in the heydays of overseas European expansion, when merchants were not known for dealing with non-European peoples with any sense of justice, honor, or morality.⁴⁰

Japanese history during the period of isolation from after the expulsion of all but the Dutch until the opening of the country in the wake of Perry's expedition in 1854-1853, is described by the narrative as more or less a “blank page.” During

this period the traditional Japanese political system reached its highest point and developed no further. Since it was a period of internal peace, the population grew as agricultural and commercial production increased. Apart from certain defects which could also be found in European civilizations, Japan had developed to a higher stage than any other non-Christian civilization, in spite of its despotic political system.⁴¹ This despotic, authoritarian rule was predicated on the Asian concept that the ruler is responsible for everything that happens, whether good or bad, under his reign. The Asian understanding of personal responsibility was also the reason for the severe punishments often meted out to vassals and officials not only for their personal failings and negligence, but also for failures in the administration of offices which they were the overseers.⁴²

As the narrative describes it, the essence of Japanese national character had changed little during the two centuries of isolation, although it did become gentler and more humane. Interestingly the narrative attributes a significant, albeit subtle, influence to Christianity on the Japanese people, which evolved slowly and unnoticed throughout two centuries of continuous suppression. As evidence, the narrative points to references in the writings of the Dutch and others to examples of Japanese acts of self-sacrificing friendship, altruism, self-denial and acting out a sense of honor and duty. These virtues, observed anywhere else would be considered to be the consequences of a “Christian” morality.⁴³ However, whether Japan will advance to a new and higher stage of civilization and make a lasting mark for itself in history, only the future would tell.⁴⁴

The last section on Japanese history contains a description of the relations between Japan and the outside world during the two centuries of isolation and the background of the recent events behind the opening of the country. What is of interest here is the sensitivity shown toward the Japanese position vis-à-vis the Westerners. The narrative lists many examples of the arrogant and high-handed behavior of the Westerners, such as the corruption of the Dutch merchants, whose illegal trading activities resulted in the loss of life of many of their Japanese counterparts.⁴⁵ The arrogance and condescending behavior of the Europeans and Americans who made approaches to the Japanese before Perry’s successful expedition is also criticized. For example, the Russian envoy, Nikolai Rezanov, who arrived in Nagasaki in October 1804, commissioned to request the Japanese to open formal negotiations, is criticized for his arrogant attitude and ignorance of Japanese customs. Rezanov arrived in Japan with a letter of introduction to

the authorities in Nagasaki that had been given to an earlier Russian delegation led by Alexander Laxmann, who returned Japanese castaways to Hokkaido in 1792. Rezanov's stubborn refusal to dismantle his ship's armaments and to follow other demands of Japanese etiquette and protocol did nothing to dispose the Japanese to acknowledge his request to open negotiations. Rezanov was kept waiting in Nagasaki for several months while his request was deliberated in Edo before it was ultimately rejected.⁴⁶

A few years later, in 1808, the British frigate *Phaeton* entered Nagasaki harbor while flying the Dutch flag. The unsuspecting Japanese who went out to meet the ship were taken hostage, and the ship's commander demanded food and water. The next day the ship showed the British flag, and the captain sent a letter threatening to burn the Chinese and Japanese boats in the harbor if the demands were not met. After food and water were brought out to the *Phaeton*, it set sail. However several Japanese officials committed suicide in order to take responsibility for their failure to prevent the incident.⁴⁷

Several Americans had also made approaches to Japan before Perry's arrival. With the growth in American fur trapping and whaling activities in the North Pacific Ocean, many shipwrecked American sailors became stranded in Japan. The Japanese standard policy was to escort the men to Nagasaki, where they would leave on Dutch ships. Although kept under confinement in Buddhist temples to avoid contact with Japanese, these sailors were given clothing, food and other necessities. Some of the men responded with abuse and violence towards the Japanese, who had no other recourse but to put them under stricter confinement in prisons.⁴⁸

Stories of the mistreatment of shipwrecked American sailors were often exaggerated, but publicized in a sensational fashion in the West, making the issue of the treatment of shipwrecked sailors a leading argument for the necessity of opening the Japan. In 1849, the American warship *Preble* entered Nagasaki harbor and demanded the release of several shipwrecked American sailors. Although the situation was resolved when the sailors were released to the Americans through Dutch mediation, the Americans claimed it was their resolve and threats that broke the deadlock.⁴⁹

Japanese sailors were also sometimes stranded at sea and picked up by Western vessels. Although such Japanese castaways were allowed to be returned to Japan only on Dutch vessels at Nagasaki, other European and American ships

often tried to bring these castaways to back to Japan, often against their will, as a pretext to provide an opportunity to open negotiations with the Japanese government. Such was the case in 1837 when the Morrison, an American merchant vessel tried to return some Japanese. The ship was turned back.⁵⁰

The arrogant and high-handed behavior of the foreigners is contrasted with that of the Japanese who supplied Rezanov with food and water without charge during his stay, and also gave him provisions before his departure.⁵¹ As for the shipwrecked sailors, the narrative defends the Japanese as a civilized people who resorted to imprisoning the sailors as the only way to keep them under confinement until they could be returned. It also pointed to the fact that the expenses of their food, clothing and shelter were also covered by the Japanese government as an example of Japanese hospitality towards the foreigners.⁵²

The narrative shows further understanding for the Japanese position by its recognition of the fact that the opening of Japan through Commodore Perry and the subsequent negotiations for the commercial treaties between Japan and the Western powers were achieved through the threat of the use of force if the Japanese did not comply.⁵³ Perry had used a thinly veiled threat of force to pressure the Japanese to accept his demand for a treaty.⁵⁴ In negotiating the commercial treaty in 1858, the Japanese were motivated by the fear of British and French attack in the aftermath of the victory of the two powers over the Chinese at Tienstin.⁵⁵

Although it refers several times to the difficulty of understanding the true situation of Japanese internal politics,⁵⁶ the narrative shows a certain sympathy for problems which the government faced as a result of opening the country to intercourse with the foreigners. One of the problems was the general inflationary pressure on prices as a result of the increased demand by foreigners for Japanese products. This caused much frustration and resentment among the people and was often used as an excuse by the Japanese to reverse the treaties that had opened the country to trade.⁵⁷ Another economic difficulty was the strain on the Japanese currency caused by a treaty stipulation that allowed Westerners to exchange foreign silver coins with Japanese by weight. Since the Japanese coins were of greater purity, that is, because they had a higher silver content, this resulted in an unfavorable exchange of silver and a flow of the precious metal out of Japan. The situation was eventually alleviated by a change in Japanese coinage policy, but in the meantime, it allowed many foreigners to make great

profits. As the narrative notes, it was not surprising that the Japanese should consider these foreigners to be “thieves”.⁵⁸

Similarly, according to the narrative, it was quite understandable that the rudeness of many Westerners and their ignorance of Japanese customs would upset the Japanese. Drunken sailors were the cause of much annoyance to the normally peaceful and decorous Japanese. The narrative also admits that the merchants of Europe, although themselves neither well educated nor well mannered, often considered themselves superior to the Japanese and acted with arrogance and conceit, demanding deference and respect from everyone, including the Japanese officials, who were members of the aristocratic samurai class. It was no wonder that the Japanese saw such Europeans, despite their advanced machines, ships and weapons, as “barbarians.” The excited, nervous activity of the Western merchants as well as the crudity and rudeness of the sailors could not but make a poor impression on the Japanese for whom quiet, reserve, and polite formality were the marks of civilized behavior.⁵⁹

Of course, apart from the resentment against foreigners on account of the economic disruption caused by the opening of the country, there was also much opposition to the foreigners from traditionalists, nationalists or anti-government factions trying to weakening the position of the government and its policy of accommodation to the foreigners.⁶⁰ There were at this time many incidents of murder and violence against foreigners. Henry Heusken, the translator of the American resident minister Townsend Harris, was a victim of such murderous attacks during the Expedition’s sojourn in Japan. In general, however, the narrative describes encounters with Japanese as very friendly, and praises the hospitality and childlike fascination of the Japanese when encountering the Westerners for the first time.⁶¹ In their travels in the countryside, the Westerners were treated with friendliness as well as curiosity, but never with suspicion, by the people.⁶² Similarly, the Japanese whom the Prussians engaged as servants proved to be very faithful and loyal, and won the praise of their masters.⁶³

This attitude of the ordinary Japanese also contrasts with that of the officials, who, while polite, were very strict and tried to limit the contact of the Westerners with the people as much as possible, constantly supervising them, and even going so far as to prevent their exercise of the right of free trade.⁶⁴ The officials seemed to be doing everything they could to prevent the implementation of the treaties.⁶⁵

The descriptions of the sojourn of the Prussian Expedition in Japan from its

arrival in September 1860 to its departure in January 1861 also furnish many insights into the image of Japan and Europe. These sections of the narratives are filled with simple observations of the scenery of Japan, the layout of cities such as Edo,⁶⁶ Yokohama,⁶⁷ and Nagasaki,⁶⁸ and the construction, style, and materials of the buildings. Not surprisingly, the furnishings of a Japanese room, which were minimal, contrasted with the table and chairs in use by Europeans.⁶⁹ The lack of painting and coloring in Japanese rooms and buildings was another obvious contrast to European styles of construction.⁷⁰

The narrative also contains descriptions of the customs and living habits of the Japanese people. Here too, one finds many comparisons between Japan and Europe. For example, the narrative gives an account of a meal prepared by the Japanese officials for their Prussian guests. The utensils used were very elegant and decorative, but the food was not exactly to European taste. The meal, which included fish and other dishes, was not bad, but a little bland, leading to the conclusion that perhaps the Japanese tongue was accustomed to more delicate tastes than the European tongue was able to appreciate. On the other hand, as the narrative recognizes, it was also true that European tastes were also acquired. At any rate, some Japanese food, such as raw salmon was very delicious, and was to be recommended to every gourmand.⁷¹

Japanese religious festivals and popular customs are also mentioned in the narrative. Perhaps to make them more understandable, they are compared to similar European customs and observances. For example, the frivolity, eating and drinking of the Chrysanthemum Festival is compared to the Bacchanalia of ancient Rome and the Karneval celebration of modern Germany.⁷² Similarly, the monthly festivals that took place on the first, fifteenth and twenty-eight day of the month were observed in much the same way as Sunday in Europe.

IV. Conclusion

By the time the Prussian Expedition had arrived in Japan in 1860, the major powers of Europe and the United States had already been in contact with the Japanese for several years. Even Prussian and German ships, albeit in smaller numbers than those of other countries, had been calling in Japan since the opening of the country. Nevertheless, due to the two-century hiatus in Japan's contacts with Europe since the initial contacts with the Portuguese in the sixteenth

century, Japan was still relatively unknown.

For this reason, the Prussian Expedition to East Asia, whose prime mission was to negotiate commercial treaties with Japan, China, and Siam, had as an additional objective the gathering of information. The four-volume official narrative of the Expedition, provides not only details of the negotiations of the treaties, but also gives much background information on the history, culture, and peoples of China, Japan and Siam. This paper has focused only on that section of the official narrative that concerns Japan, highlighting the image of Japan and Europe as it appears in the descriptions of the Expedition's sojourn in Japan and its encounter with the Japanese people.

The paper has discussed the narrative's description of Japanese history, showing its positive evaluation of the high level of Japanese civilization and the innate qualities of the Japanese people. It also described the positive and negative effects of the encounter between Japan with Europe, especially the impact of Christianity, whose teaching of individual worth and equality of persons conflicted with the authoritarian political system based on awe and fearful respect toward one's superiors.

We have also seen how the narrative, in its description of the history of relations between the Western world and Japan, shows a sympathetic understanding for the way arrogant and conceited Westerners ignorant of Japanese culture and customs forced the reluctant country to open its doors to the world. At a time when Westerner's knowledge of Japanese internal politics was limited, the narrative shows a remarkable awareness of the some of the problems caused by cultural differences, and a surprisingly critical view of Westerners in Japan who often dealt in an arrogant and conceited fashion with a people whose basic characteristics of diligence, perseverance, and loyalty, were as praiseworthy as the high level of its cultural achievements.

NOTES

- 1 See for example Georg Kerst, *Die deutsche Expedition nach Japan und ihre Auswirkung*. Hamburg: Cram, de Gruyter 1962; Holmer Stahncke, *Die diplomatischen Beziehungen zwischen Deutschland und Japan, 1854-1868* Stuttgart: Franz Steiner Verlag, 1987; 鈴木楠緒子「オイレンブルク使節団とプロイセン自由主義者——小ドイツ主義的統一国家建設との関連で——」『史学会』第112編第1号 2003年 75-98頁.

- 2 *Die preussische Expedition nach Ostasien. Nach amtlichen Quellen.* 4 Bände. Berlin, 1864-1873. The section of the narrative concerning Japan, i. e., the first two volumes, has been translated into Japanese: 中井晶夫訳『オイレンブルク日本遠征記上・下』(新異国叢書13 雄松堂書店 昭和44年).
- 3 E. Ohrt. "Die preussische Expedition nach Japan, 1860-1861." Vortrag gehalten von Dr. E. Ohrt in der Sitzung zu Yokohama am 7. Dezember 1910. in: *Mitteilung der deutschen Gesellschaft für Natur- und Völkerkunde Ostasiens*, Bd. XIII, p. 200.
- 4 *Die preussische Expedition nach Ost-Asien: Ansichten aus Japan China und Siam 1860-1862.* Berlin, R. V. Decker, 1864.
- 5 *Die preussische Expedition nach Ostasien. Nach amtlichen Quellen.* 4 Bände. Berlin, 1864-1873., Bd. I, p. vii.
- 6 Kerst, *Die deutsche Expedition nach Japan*, pp. 16-17.
- 7 *Die preussische Expedition nach Ostasien.* Bd. I, p. xii.
- 8 *Ibid.*, p. xi.
- 9 Kerst, *Die deutsche Expedition nach Japan*, p. 20.
- 10 *Die preussische Expedition nach Ostasien.* Bd. I, p. xv.
- 11 Kerst, *Die deutsche Expedition nach Japan*, pp. 29-30; 鈴木楠緒子「オイレンブルク使節団とプロイセン自由主義者——小ドイツ主義的統一国家建設との関連で——」『史学会』第112編第1号 2003年, pp. 84-87.
- 12 Adolf Freitag, "Japan und die Japaner im Schrifttum der Preussischen Expedition von 1860-1862 nach Ostasien," *Mittheilungen der Deutschen Gesellschaft für Natur- und Völkerkunde Ostasiens*, Bd. 33, Teil D, 1942.
- 13 Georg Kerst, *Die Anfänge der Erschließung Japans im Spiegel der zeitgenössischen Presse —Untersucht auf Grund der Veröffentlichungen der Kölnischen Zeitung*, Hamburg, 1953.
- 14 Wilhelm Heine, *Reise um die Erde nach Japan*, 2 Bde. New York und Leipzig, 1856. There are one-volume translations in both English and Japanese of the section concerning Japan: William Heine, *With Perry to Japan: A Memoir by William Heine*. Translated, with an Introduction and Annotations by Frederic Trautmann. Honolulu: University of Hawaii Press, 1990; 中井晶夫訳『ハイネ世界周航日本への旅』(新異国叢書第II輯2 雄松堂書店 昭和58年).
- 15 Friedrich August Lühdorf, *Acht Monate in Japan nach Abschluß des Vertrages von Kanagawa*. Bremen, 1857. Japanese Translation: 中村越訳 グレタ号日本通商記(新異国叢書第II輯3 雄松堂書店 昭和59年).
- 16 Kerst, *Die deutsche Expedition nach Japan*, p. 15.
- 17 *Die preussische Expedition nach Ostasien*, Bd. I, pp. 3-4.
- 18 *Ibid.*, pp. 10-11.
- 19 *Ibid.*, p. 109.
- 20 *Ibid.*, pp. 129-130.
- 21 *Ibid.*, pp. 130-133.
- 22 *Ibid.*, p. 30.
- 23 *Ibid.*, p. 41.

- 24 There is an extensive literature on both Kaempfer and Siebold. On Kaempfer, see for example, *Engelbert Kaempfer zum 330. Geburtstag Gesammelte Beiträge zur Kaempfer-Forschung und zur Frühzeit der Asien-Forschung in Europa*. Zusammengestellt und bearbeitet von Hans Huls und Hans Hoppe. Lippische Studien, Bd. 9 (Lemgo. 1982); Detlef Haberland, "Engelbert Kaempfer. Arzt, Reisender und 'Entdecker' Japans," in Japanisches Kulturinstitut Köln (Hrsg.) *Kulturvermittler zwischen Japan und Deutschland. Biographische Skizzen aus vier Jahrhunderten* (Frankfurt/New York: Campus, 1990); ヨゼフ・クライナー編『ケンペルの見たトクガワジャパン』(六興出版 1992 年); B・M ボダルト=ベイリー著『ケンペルと徳川綱吉—ドイツ人医師と将軍の交流』中央公論社刊 1994 年; Engelbert Kaempfer, *Kaempfer's Japan Tokugawa Culture Observed*. Edited, Translated, and Annotated by Beatrice M. Bodart-Bailey, Honolulu: University of Hawaii Press, 1999. For Siebold, see for example. Engelbert Kaempfer (1651-1716), *Philipp Franz von Siebold (1796-1866) Gedenkschrift: ergänzt durch eine Darstellung der deutschen Japanologie: Deutsch und Japanisch*. Tokyo: Deutsche Gesellschaft für Natur- und Völkerkunde Ostasiens, 1966. Eberhard Friese, "Philipp Franz von Seibold (1796-1866) und sein Japanwerk heute," Japanisches Kulturinstitut Köln (Hrsg.) *Kulturvermittler zwischen Japan und Deutschland. Biographische Skizzen aus vier Jahrhunderten* (Frankfurt/New York: Campus, 1990), 31-49.
- 25 *Die preussische Expedition nach Ost-asien.*, Bd. I, pp. 13-15.
- 26 *Ibid.*, p. 21.
- 27 *Ibid.*, pp. 48-49.
- 28 *Ibid.*, pp. 49-51.
- 29 *Ibid.*, p. 56.
- 30 *Ibid.*, p. 64.
- 31 *Ibid.*, p. 99.
- 32 *Ibid.*, p. 71.
- 33 *Ibid.*, p. 83.
- 34 *Ibid.*, p. 84.
- 35 *Ibid.*, Bd. II, p. 16.
- 36 *Ibid.*, Bd. I, p. 84.
- 37 *Ibid.*, p. 100.
- 38 Donald Keene, *The Japanese Discovery of Europe, 1720-1830*. Stanford, California: Stanford University Press, Rev. ed., 1962, pp. 3-4.
- 39 *Die preussische Expedition nach Ost-asien*. Bd I., p. 95.
- 40 *Ibid.*, p. 103.
- 44 *Ibid.*, p. 106.
- 42 *Ibid.*, p. 126.
- 43 *Ibid.*, p. 131.
- 44 *Ibid.*, p. 133.
- 45 *Ibid.*, p. 152.
- 46 *Ibid.*, pp. 156-59.
- 47 *Ibid.*, pp. 161-163.

- 48 *Ibid.*, p. 170.
49 *Ibid.*, p. 174.
50 *Ibid.*, p. 171.
51 *Ibid.*, p. 159.
52 *Ibid.*, pp. 169-170.
53 *Ibid.*, p. 187.
54 *Ibid.*, p. 175.
55 *Ibid.*, p. 181.
56 *Ibid.*, p. 185.
57 *Ibid.*, pp. 273, 287.
58 *Ibid.*, p. 287.
59 *Ibid.*, pp. 282-3.
60 *Ibid.*, pp. 283-286.
61 *Ibid.*, p. 269.
62 *Die preussische Expedition nach Ost-asien*, Bd. II, pp. 3, 8.
63 *Ibid.*, p. 4.
64 *Die preussische Expedition nach Ost-asien*, Bd. I, pp. 267, 269; Bd. II., p. 5.
65 *Die preussische Expedition nach Ost-asien*, Bd. I, p. 273.
66 *Ibid.*, pp. 263, 295-301, 319-327.
67 *Die preussische Expedition nach Ost-asien*, Bd. II, pp. 2-10.
68 *Ibid.*, pp. 187-207.
69 *Die preussische Expedition nach Ost-asien*, Bd. I, p. 270.
70 *Ibid.*, p. 266.
71 *Ibid.*, p. 262.
72 *Die preussische Expedition nach Ost-asien*, Bd. II, p. 18.

EMU と銀行の規制・監督

荒井好和

はじめに

この小論は、EUにおける銀行部門の規制・監督の枠組みについて、システミック・リスクの回避という観点から検討することを目的としている。

本稿で、銀行部門を中心に規制・監督の問題を取り上げるのはつぎの理由による。以下、理由をあげながら、あわせて本稿で考察すべき課題と限定を示しておきたい。

まず第1に、今日においても依然として、銀行部門が、流動性の提供と円滑な決済機構の維持において中心的役割を果たしていることが挙げられる。たしかに、荒井(2001)で示したように、EUにおいても1980年代後半以降、金融仲介に占める資本市場の比重は増大している。しかしそのことは、銀行部門の重要性の低下を意味するものではない。資本市場の拡大は、銀行の信用供与や、安全を保障された決済機構によって支えられなければならないからである。商業銀行は、資本市場のプレーヤーに流動性のサービスを提供する立場にあるのである。

しかし、一方で、一部の中核的な銀行にあっては、投資銀行業務や資産管理・保険業務までも包摂するユニバーサル・バンキングや、リテール・バンキング・サービスとともに保険サービスを提供するバンカシュランス(bancassurance)、さらにはそれに抵当銀行業務や不動産のブローカー業務までも加えたアルフィナンツ(Allfinanz: 総合金融)など、一般には金融複合体(financial conglomerate)あるいは金融のスーパー・マーケット化ともいえる多彩で野心的な経営戦略を展開している。

こうした状況に対して、EUのなかでもいくつかの国では、一つの行政機関が、銀行だけでなくすべての金融機関を一元的に監督するようになってきている。実際、銀行・証券・保険といった従来の部門ごとの規制・監督では、巨大な金融グループ全体の行動をモニターすることは難しいかもしれない。また、金融契約の内容を業態ごとに区別することが難しく、さまざまなタイプの金融機関が同じ市場で競合する場合、部門ごとにルールや監督基準が異なれば、金融機関の間の競争条件を変えてしまうかもしれない。こうしたことを考慮すると、一元的な監督体制への移行には、一応の根拠が

あるように思われる。しかし、そうした監督体制は、金融システム全体の危機を未然に防ぐうえでどの程度有効なのであろうか。決済機構を管理する各国の中央銀行は関与する必要がないのであろうか。

第2に、決済機構との関係でいえば、近年のアジアや北欧の金融危機にみられるように、個別銀行の流動性リスクの増大や支払不能は、しばしば連鎖反応を引き起こし、金融市場全体に波及し、場合によっては、金融市場の崩壊を引き起こす危険性をもっている。とりわけ、共通通貨ユーロ導入後のユーロ地域では、そのような事態を危惧する声は多い。こうしたシステミック・リスクの顕在化を未然に防止するためには、第三者による銀行行動の監視と、是正措置の発動のための取り決めが整備されている必要がある。

しかし、銀行規制や監督は、いわば最悪の事態を想定した危機管理でもあるため、平常時には比較的軽視されやすく、また管理のためのコスト負担をできるだけ少なくさせるような誘因が絶えず働くことになる。いったん金融危機が起これば、納税者の負担は膨大な額に上ることは、これまでの経験から明らかである。しかし、だからといって競争制限的な公的規制を強化するスタンスが取れるわけではない。規制・監督の問題は、公的規制と、金融不安定に対する行政の保護の間でいかにバランスを取るかという問題でもある。

第3に、今日では、マネー・サプライの圧倒的な部分は、商業銀行の行動を通じて生み出される預金通貨から成っている。それゆえ、適切なマネー・サプライの管理という側面からも、銀行を考察の中心に据えることは正当化されようが、このことは他方で、規制・監督の担掌を巡る問題を引き起こす。

マネー・サプライの適切なコントロールを通じて貨幣価値を安定化させ、これを維持することは中央銀行の責務である。しかし、このことは、銀行の規制・監督も中央銀行が担わなければならないということの意味するのであろうか。

ユーロ地域では、マネー・サプライを管理し、統一的な金融政策の運営を担っているのはヨーロッパ中央銀行（ECB）である。銀行の規制・監督について、ECBはどのような係わりをもっているのであろうか。また、現実には、ユーロ地域の多くの国々では、規制・監督を担っている主体はきわめて分散・多様化しているが、こうした状態は、EUの金融市場全体の安定性にとって問題がないのであろうか。クロス・セクターの規制・監督というレベルにとどまらず、ユーロ地域全体の銀行を一体として規制・監督する機関の創出を望む声もあるが、そうした監督機関の存在は望ましいのであろうか。本稿では、こうした銀行規制・監督に関わるいくつかの点について検討してみたい。

本稿の構成はつぎの通りである。第1節では、現在のEUの銀行規制・監督の基本的な枠組みを提供している第2次銀行指令までの足取りを概観するとともに、第2次

指令の主要な構成要素について概説する。第2節は、各国の規制・監督体制の現状と変化の方向についてみる。第3節では、改めてシステミック・リスクの観点から、現在の銀行監督体制の問題点を整理する。第4節は結論である。

第1節 EUにおける銀行規制・監督の枠組み

(1) 第2次銀行指令まで

一般的に定義するならば、金融規制ないし金融規則とは、安定的な金融制度の創出を目的として、金融関連法を企画・立案することである。監督とは、この規制体制のもとで、金融機関の行動をモニターし、銀行経営の健全性を促すことを通じて、マクロレベルでの信用秩序の維持に努めることをいう¹⁾。

安定的な金融制度を構成する要素のうち、さきに述べた理由から、本稿では、社会に対する安定的な流動性の供給と、円滑な決済機構の維持に焦点を合わせ、これらの目的を達成するための規制・監督のあり方を考えてみたい。

これに関連して、しばしばプルーデンス政策とかプルーデンス監督という言葉が用いられる場合がある。これらはいずれも金融機関経営の健全性に関わる用語である。たとえば、ECBでは、銀行業および金融活動の健全で節度ある行動基準、法の遵守状況のモニター・チェックおよび是正措置のための手段を、健全性維持のための監督（prudential supervision）と呼んでいる²⁾。金融機関の行動に即したより具体的な内容規定になっており、本稿でもこの用語法に従っている。

ところで、金融規制も監督も、それを担う主体は政府の行政機関であり、したがって、行政の管轄領域からいえば、これらはいずれも金融行政に含まれる。

一般に、行政行為がそうであるように、金融行政もまた、各国の置かれた歴史的・制度的な環境を制約条件とせざるを得ない。金融規制・監督の内容・方法や形態といった規制・監督体制の具体的な内容が、各国の発展段階や金融・経済構造に応じて異なるを得ず、同時にまた、政治的要因の影響を受けやすいデリケートな問題でもあることに注意を払う必要がある。各国の主権を超えて金融行政を調和させることの難しさもまたそこにある。

実際、EUにおいて金融規制・監督のあり方を考えるということは、各国で異なる金融行政を、どのレベルでいかに調和させるかという問題でもあるからである。そこで、この点に注意しながら、現行の規制・監督の基本的な枠組みが形成される第2次銀行指令までの足取りを、一瞥しておこう。

もともと、EC/EUにおいては、金融サービス（および資本移動）の自由化は、ローマ条約以来の懸案事項であった。しかし遅々として進まず、その実現には長い時間を要することになった。それは、金融経済政策の中樞を占める銀行に対する行政は、各

国において長い間一種の聖域と目されてきたからである。このことは、1970年代初頭の統一銀行法制定の試みが挫折せざるを得なかったことに端的に現れている。

金融統合を達成するためには、加盟各国の金融制度を統一し、統一銀行法を制定するのが最も手っ取り早い方法である。しかし、強圧的に各国の主権を剥奪して欧州統一国家をつくるのではない限り、短期間で統一銀行法を制定しようとするのは不可能である。政治統合はおろか市場統合の十分な準備がなされていない状況のもとでは、統一銀行法制定の試みが失敗したのは当然であった。

統一銀行法の制定という「銀行法の調和」が失敗した後、EC/EUは、戦術を大きく転換し、「規制・監督の調和」を図ることとなった。その成果が1977年に採択された第1次銀行指令である。

第1次銀行指令では、加盟国の銀行が他の加盟国内に支店を設置する際の取り決めが明示された。主な内容は、支店を開設しようとする銀行は、受入国の銀行監督当局の認可を必要とすること、他の加盟国で営業する銀行は受入国の法律に従うこと、などである。受入国は、支店開設を承認する際の条件を、EC委員会と諮問委員会に連絡しなければならないなどの制約を課されたものの³⁾、全体として加盟国の裁量が優先された内容となっている。

銀行の監督については、支払能力や流動性を監視することの必要性はうたわれていたが、銀行の本店が所在する本国と、受入国のどちらが監督するか、責任の分担はどうするかなどが明記されておらず、混乱をきたすことになった。「規制・監督の調和」は不徹底なものにとどまらざるをえず、「行政の調和」の難しさを再認識させる結果となった。

(2) 第2次銀行指令

第1次銀行指令から10年余り後の1989年、第2次銀行指令が採択された。よく知られているように、第2次銀行指令の眼目は、第1に、本国統制の原則と相互承認の原則を柱とする単一免許方式にある。本国統制の原則とは、銀行設立と、その後の財務の健全性、特に支払能力に関する責任を本国の監督当局に委ねる旨の規定であり、相互承認の原則に則って、加盟各国がそれを相互に承認することで、域内で単一免許制度を導入するというものである。ここでいわれている監督当局(competent authorities)は、その後、「法律または規制によって、信用機関を監督する権限を与えられた各国当局」⁴⁾と修正されたが、加盟国の監督制度の多様性を考慮したため、ECBでも各国中央銀行でもなく、具体的な特定化はなされていない。

第2次銀行指令の眼目の第2は、各国監督当局間の緊密な協力の必要性である。本国統制の原則に立つ限り、当然のことながら、各国は自国の金融システムの安定に責任を負わなければならない。そのために、受入国は、本国の監督当局と協力しつつ、

外国銀行支店の流動性を監視し、オープン・ポジションから発生するリスクを監督することとされた。また受入国は支店の業務について定期的に報告を求めることもできるとされている。

このように、受入国の監督責任を明記した上で、第2次指令では、銀行の監視を容易にする可能性のあるすべての情報、「とりわけ、流動性、支払能力、預金保険、大口イクスポージャーの規制、管理・会計手続および内部統制メカニズムに関する情報」を、本国と受入国双方の監督当局が提供しあうことが強調された。健全性維持のための諸比率の計算、支払能力、大口イクスポージャー、適正自己資金などの具体的内容は、その後の一連の指令によって明示されている。これらが、バーゼルの銀行監督委員会による BIS 規制などのルールに基づいていることは周知のところである。

また、第2次指令の後、各国の監督当局間での情報の交換や協力の組織的側面について、双務的な覚書（Memoranda of Understanding: MoU）が調印された。EU の内部にも、共通の監督上の問題について議論する銀行監督委員会（BSC）が作られた。これらは、いずれも監督当局間の情報交換を促進させるための手段である。

EU において第2次銀行指令のもつ意義は大きい。第1次指令では、他国での支店設置には受入国の認可が必要とされたが、第2次指令では、本国で認可された業務は、——たとえば、証券業務——たとえ受け入れ国で禁止されていてもこれ営むことができる。すなわちユニバーサル・バンキングの普及が期待されたからである。実際、これを契機に、大銀行を中心とする金融機関の再編成が急速に進むことになった。

ところで、第2次銀行指令の骨組みは以上に示した通りであるが、域内の金融統合を目指す EU の政策という観点から見たとき、これをどのように評価できるであろうか。これには二つの立場がありえよう。

ひとつは、欧州委員会の政策をネガティブに捉えるものである。

第2次指令にみられる欧州委員会の政策は、域内の調和と規制緩和を目指したものであった。しかし、各加盟国のすべての規制を撤廃する方向で調和を図るという極端な——ありえない——ケースを除けば、調和と規制緩和とは、もともと相対立する政策目的であることは確かであろう。ここから、Danthine et al. (1999)⁵⁾ は、委員会が採択した各種の指令は、再規制と積極的な自由化を両端として、その間で時々の状況に応じて妥協を試みたものにすぎず、各国の立法府・監督当局への最低限の介入のひとつであったと断定する。真に金融統合を推し進めるのであれば、銀行規制の調和を短時間で徹底させ、例外を許さない原則を打ち立てるべきであり、ヨーロッパ会社法⁶⁾などを制定して各国間の法制の相違を払拭すべきであるという。ここでは、欧州委員会にみられる EU レベルでの金融行政の恣意性が攻撃されている。

これに対して、島崎(1997)は、委員会の役割をむしろ積極的に評価する。島崎(1997)によれば、本来、金融統合とは、共通政策の導入をメルクマールとする経済統合の範

疇に属する概念にほかならず、共通政策の導入、あるいはそれに至らないまでも、制度の裁定によって招来される金融・資本市場の統合というポジティブな側面に期待すべきであるという⁷⁾。

Padoa-Schioppa(1999)⁸⁾も同様に、規制の競争がもたらす便益を重視する。彼は、EUにおける金融規制の基礎を、調和ルールと各国特有のルールとにわけ、漸進的に調和ルールが貫徹されると主張する。ここで、調和ルールとは、一連の指令に規定されている健全性条項や、バーゼルの銀行監督委員会によるBIS規制などのルールを指す。また、各国特有のルールとは、他国と調和してはいないが、相互承認原則に基づき、相互に競争的なルールをいう。具体的には、監督業務に関する組織上の取り決め、監督当局が用いる手段、銀行の清算や再建条項などである。これらの各国特有のルールは、一時的には、国ごとに多様な形態をとるであろうが、長期的には、規制の競争を通じて加盟国間で収斂していく可能性があるという。制度相互の競争と規制の裁定によって、共通の規制・監督を漸進的に作り出そうとする立場といえよう。

こうした二つの立場の違いは、金融統合を進める際の、急進主義と漸進主義の違いとみることも、また、規制の競争が各国の行政機関のインセンティブに与える効果の違いともみることができよう。しかし、それだけにとどまらず、こうした立場の違いは、以下でみるように、監督責任の主体のあり方にも関係してくる。

ただ、これまでにEUが現実採ってきたアプローチは、あきらかに漸進主義のそれである。銀行部門の規制・監督の分野でいえば、多様な監督形態の混在を許容しながら、他方で、さまざまな領域で最低基準を設定し加盟国がこれを受け容れる、という形で共通政策のレベルを少しずつ積み上げるという方法である。

第2節 銀行規制・監督の現状と変化

(1) EUレベルでの展開

これまでみてきたように、EUにおいては、各国の銀行法から共通部分を抽出するとともに、BISと共同してルールを作成し導入することによって、漸次最低基準を積み上げるといった方法をとっている。もちろんそればかりではなく、市場の発展に歩調をあわせるべく、随時、新たな共通規制を作り出してきている。ここ1~2年に限定して銀行部門に関係するものを拾い上げるだけでもかなりの数に上る。そのなかで、いくつか例を挙げておけば、たとえば、BISの銀行監督委員会による新しいCapital Accord (Basel II)への動きに対応して、EUレベルでは、特に重要性をもつ中小規模の銀行と投資会社の取り扱いに注意が払われていることが挙げられる⁹⁾。

また、近年著しい成長をみせている投資信託である集合投資事業(UCITS)に関しては、現存の規制を改定する2つの指令が承認されている¹⁰⁾。さらに、健全性維持のた

めのルールについては、閣僚理事会で、金融複合体の追加的監督のための提案が賛成をみている¹¹⁾。

このように、規制の最低基準は、多方面で着実に蓄積されてきているが、今までのところ第2次銀行指令の基本的枠組みの修正を迫るものはないことを確認しておこう。

他方、EUにおける銀行規制・監督体制のいまひとつの柱である各国の監督当局間の協力についてはどうであろうか。もともと、銀行監督の制度的枠組みが各加盟国の取り決めに依拠している以上、EUの銀行部門の健全性は、各国の監督当局の肩に掛かっているといっても過言ではない。そのためには、さまざまなチャネルを通じた監督者間の相互理解と協力が欠かせない。焦点となるのは、情報の交換である。

大きく分けて、協力の手段には、双務協力と多角的協力の二つのメカニズムがある。双務協力の中心的な手段は、さきに挙げた双務覚書(MoU)である。これは、本国と受入国それぞれの監督当局の間での情報の交換と、より統合された監督を促進させるための基本的なチャネルである。具体的には、支店や子会社の設置、クロス・ボーダーでの調査といった実務的な規定を含んでいる。この方法を使って、支店や子会社を通じるクロス・ボーダーでの銀行業の拡大がもたらす調整問題が、本国と受入国の双方で取り組まれる¹²⁾。

多角的なベースでの協力手段は、各種の委員会である。そのなかでも、欧州中央銀行制度(European System of Central Banks: ESCB)が創設した銀行監督委員会(Banking Supervision Committee: BSC)はよく知られている。この委員会は、監督担当者・EUの中央銀行・ECBから成り、①ユーロ・システム(ECBとユーロ参加12か国の各国中央銀行から成る)と各国の監督担当者との協力促進と、②ユーロ・システムの利害に関わりなく、監督担当者間の協力体制の構築を目指している。

いまひとつの委員会は、インフォーマルな連絡協議会(Groupe de Contact)であり、EU加盟国の中級クラスの監督担当者から構成されている。現在は、欧州経済領域(European Economic Area: EEA)の各国までメンバーに含み、比較的自由的な立場で、個々の銀行について、また各国の監督上の問題について審議することを目的とする¹³⁾。

これらの協力手段の狙いはいずれも、銀行の弱体化を予防すること、そのために必要な措置を強化するということにある。したがって、監督に携わるすべての機関に、必要な情報を——機密情報も含めて——、いかに効率的に流すことができるかがきわめて重要な課題になる。

特に、最近、EUレベルでは、ECB(2002 a)にみられるように、金融危機への取り組みとして、覚書を一層発展させて危機の際の情報交換の手續を確立すること、想定される危機のシナリオを主要な金融機関・監督当局・各国中央銀行が共有すること、などが強調されている。

図表1 銀行の規制・監督管轄当局

	規制当局	監督当局	監督に対する中央銀行の関わり(11ヵ国)	監督担当者と中央銀行との公式の調整(11ヵ国)
オーストリア	連邦大蔵省 法務省 消費者保護局	金融市場機構 オーストリア中央銀行 (決済システム監視)	個々の銀行の監督に広範囲に関わる	財務省と中央銀行のメンバーから成る専門家委員会
ベルギー	財務省 銀行財務委員会(CBF)	CBF	特定の監督業務なし	理事会参加
デンマーク	経済企業省	デンマーク金融監督機構		
フィンランド	財務省	金融監督庁(FSA)	特定の監督業務なし	
フランス		銀行委員会(CB)	広範囲に関わる	フランス銀行の総裁がCBの長官を務めるなど行政上の結びつきが強い
ドイツ	大蔵省	連邦銀行監督庁 ドイツ・ブンデス・バンク	個々の銀行の監督に広範囲に関わる	密接に協力する法的責務あり
ギリシャ	国家経済省 ギリシャ銀行	ギリシャ銀行		
アイルランド	財務省	アイルランド中央銀行	全責任をもつ	同一当局
イタリア	信用・金融省間委員会 経済金融省 イタリア銀行	国家証券委員会 (CONSOB) イタリア銀行	全責任をもつ	同一当局
ルクセンブルク	財務省	金融部門監督委員会 (CSSF)	直接の関わりなし	なし
オランダ	財務省	オランダ銀行(DNB) 年金・保険監督局 (PVK) 金融市場機構	全責任をもつ	同一当局
ポルトガル	財務省	ポルトガル銀行	全責任をもつ	同一当局
スペイン	経済金融省	イスパニア銀行	全責任をもつ	同一当局
スウェーデン	財務省	金融監督機構		
イギリス	大蔵省 金融サービス機構(FSA) イングランド銀行	大蔵省 金融サービス機構(FSA) イングランド銀行		

(出所) Lumpkin, S. (2002) pp. 43-52. ECB (2000), pp. 58-59.
 註：行政機関名は仮訳である。なお、図表中11カ国とあるのは、ギリシャを除くユーロ地域。

(2) 各国における規制・監督の現状

監督については各国監督当局の主導に委ねながらも、EU全体の金融システムの安定を確保するために、さまざまなルートを通じて情報を交換するというEUにおける銀行規制・監督の基本的な性格に変わりはない。

それでは、各国では実際にどのような規制・監督体制をとっているのでしょうか。ここではそれを概観しておこう。図表1は、EU15カ国における規制・監督の管轄当局を銀行部門についてみたものである。これをみると、実際に、EUにおいては規制・監督を担当する主体は多様であるようにみえる。

マーストリヒト条約では、EMU(経済通貨統合)の第3段階への以降後も、銀行監督は、各国が定めた管轄当局が行うこととされていたから、その意味では、統合以前の多様性をそのまま引き継いでいるとしても不思議ではない。しかし他方で、同条約

EMU と銀行の規制・監督（荒井好和）

図表 2 銀行・保険会社・投資会社の監督管轄当局（2002年 4 月）

	銀行	保険	投資会社
オーストリア	金融市場機構 (FMA) オーストリア中央銀行 (決済システム監視)	FMA	FMA
ベルギー	銀行財務委員会 (CBF)	保険監督局 (OCA)	CBF
デンマーク	デンマーク金融監督機構	デンマーク金融監督機構	デンマーク金融監督機構
フィンランド	金融監督庁 (FSA)	保険監督庁	
フランス	銀行委員会 (CB) フランス銀行	保健管理委員会 (CCA) 経済省	CB フランス銀行
ドイツ	連邦銀行監督庁 (BAKred) ドイツ・ブンデス・バンク	連邦保険監督庁 (BAV)	BAKred ドイツ・ブンデス・バンク
ギリシャ	ギリシャ銀行	開発省	資本市場委員会
アイルランド	アイルランド中央銀行	産業貿易雇用省	アイルランド中央銀行
イタリア	透明性、遂行基準：国家証券委員会 (CONSOB) 健全性監督：イタリア銀行	(ISVAP)	透明性、遂行基準：CONSOB 健全性監督：イタリア銀行
ルクセンブルク	金融部門監督委員会 (CSSF)	保険委員会	CSSF
オランダ	健全性監督：オランダ銀行 (DNB) +年金・保険監督局 (PVK)(金融複合体対象) 業務遂行基準：金融市場機構(Au-FM)	健全性監督：PVK +DNB(金融複合体対象) 業務遂行基準：Au-FM	健全性監督：DNB +PVK(金融複合体対象) 業務遂行基準：Au-FM
ポルトガル	ポルトガル銀行	(ISP)	(CMVM)
スペイン	イスパニア銀行	経済省	(CNMV)
スウェーデン	金融監督機構	金融監督機構	金融監督機構
イギリス	大蔵省 金融サービス機構 (FSA) イングランド銀行	FSA	FSA

(出所) ECB (2002), Structural Analysis of the EU Banking Sector, pp. 49-50.

註：行政機関名は仮訳である。

は、決済機構の円滑な運営については、ユーロ・システムを構成する各国中央銀行が責任を負うとしている。

図表 1 でユーロ地域についてみると、中央銀行が監督を担当していない国は、ベルギー、フィンランド、フランス、ルクセンブルクの 4 か国である。このうち、フィンランドとフランスでは、監督当局は中央銀行の総裁が統括し、二つの機関の間で情報や人的資源の交換が行われているから、中央銀行が銀行監督に直接関わらない国は、ベルギーとルクセンブルクのみとってよい。監督主体が多様であるといっても、中央銀行はほとんどの国で銀行監督に関わっている。

一方で、ここ数年の間にいくつかの国で監督担当機関の再編成が進行している。それをみるために、各国の規制・監督体制にながら起こっているかを、ECB による種々の報告書 ((2000), (2001), (2002 a), (2002 b), (2003)) を参考にしながら要約してみよう。参考のために、各国における銀行・保険・証券の各部門に対する監督管轄当局を挙げておく (図表 2)。

(オーストリア)

歴史的に、連邦大蔵省が銀行・保険・年金基金の監督を担当し、証券会社については別の機関が監督を担当していた。同国では、長い間、中核的な銀行は保険業務を行ってきており、近年では UCITS を発行したり、またしばしば年金基金を所有している。このため、イギリスの監督組織 (FSA) を参考に、銀行・保険会社・投資会社を監督するための金融市場機構 (FMA) を設立し、2002年4月から活動を開始している。これによって、特に、信用リスク・市場リスクの管理面で中央銀行の関わりが強化された。

(ベルギー)

ベルギーでは数多くの金融複合体が活躍している。このため、同国では、監督担当者間の協力体制作りが注がれている。具体的には、金融安定評議会 (Council for Financial Stability) のもとに、銀行財務委員会 (CBF)・保険監督局 (OCA)・ベルギー国立銀行の3者を包括し、金融部門監督の調整に関わることになっている。このうち CBF はベルギー国立銀行に統合される予定。役員の相互配置で、資源のプールを通じて金融安定といった共通の利害の分野でシナジー効果を発揮することが期待されている。

(デンマーク)

デンマークは、スウェーデンとともに長い間、一元的な金融監督という形態をとってきた国である。デンマークでは、1988年、銀行および貯蓄銀行の監督当局と保険監督当局とが合体して、デンマーク金融監督機構が作られて以来、同機構が金融サービスの監督を担ってきた。1990年からは、抵当信用機関の監督当局も、金融監督機構に編入されている。この機構の活動は、監督・規制・情報の3つの中核領域に分割されている。このうち監督は、さらに金融引受業務の監督と証券市場の監督とに分割されているが、近年の金融市場の統合に対処するために、金融複合体については共通の法的枠組を整備する必要性が提起されている。

(フィンランド)

フィンランドでは、金融監督庁 (FSA) が、中央銀行の支持のもとに、銀行と証券会社の監督に当たっている。保険会社と年金基金に対する規制は、保険監督庁 (ISA) の担当である。同国には、Nordea グループと Sampo グループという2つの巨大金融複合体があり、これらに対しては、MoU、FSA と ISA の協力機構、および新たに採択された金融複合体監督に関する法に基づいた監督が行われている。

(フランス)

金融部門の規制は、もっぱら部門ごとになされてきた。銀行委員会 (CB) は、銀行と証券会社に対して健全性維持のための監督を行い、証券取引委員会 (COB) は市場の監視と証券取引規制を、そして保健管理委員会 (CCA) は保険会社の監督責任を負っ

てきた。金融グループの活動を統治する特定の規定はないが、これまでは問題が発生するごとに、関係当局が集まって協力を取り付けてきた。しかし最近、証券市場の規制と監督のために、証券取引委員会の機能と金融市場評議会とを結合した新しい金融市場機構（Financial Market Authority: FMA）設立のための立法化の提案がなされている。

（ドイツ）

フランスと同様に、ドイツ（そしてイタリア）でも業態ごとに異なる当局が監督に当たってきた。銀行は、連邦銀行監督庁（BAKred）がブンデス・バンクの協力のもとに、保険は連邦保険監督庁（BAV）がそれぞれ監視・規制してきた。しかし、金融複合体への対応が迫られ、イギリスの FSA を参考に、一元的な監督機関である連邦金融市場監督庁（BAFin）を設立した。これは、銀行・保険・証券取引にまたがる新しい監督機構であるが、ブンデス・バンクによる綿密な検査や評価を前提にしていることから、ブンデス・バンクと銀行監督との係わり合いは一層増大したといわれている。

（アイルランド）

イギリスの監督組織は、アイルランドにも影響を与えたといわれている。アイルランド政府によれば、同国では一元的な規制当局であるアイルランド金融サービス規制機構（IFSRA）を、改組した中央銀行の中に設けるといふ。現在、立法化に向けて準備中である。この新しい規制当局は、すべての金融部門の健全性維持だけでなく、消費者問題をも含む規制と監督に責任をもつとされている。

（イタリア）

イタリアでは、銀行に対してはイタリア銀行、保険には民間保険監督機構（ISVAP）、証券には国家証券委員会（CONSOB）がそれぞれ監督の任に当たってきた。金融複合体による活動の増大は認識されているもの、それに対して何らかの規制を加えるというところまではいっていない。ただ、イタリアの金融監督構造は複雑で、たとえば、イタリア銀行は金融仲介機関の健全性を監督する役割を委ねられているが、透明性と業務遂行基準の監視は CONSOB に任されている。これは 1998 年に、金融仲介に関して、目的別の監督という方式が採用されたことによる。

（オランダ）

オランダの規制・監督構造は興味深いと同時に複雑である。当初は、監督は業態に沿って行われていた。しかし、国内に多くの金融複合体を抱えるに至ったため、クロス・セクターの監督にのりだした。ここでは 2001 年以降にみられた新しい金融監督構造のデザインについてみておこう。二つの点に注意する必要がある。ひとつは、オランダの金融市場では、金融複合体は銀行業の 90%、証券の 80%、保険の 70% を占めているという事実である。いまひとつは、オランダの当局は、健全性監督の目的と業務遂行監督（conduct-of-business supervision）とは根本的に異なるものであり、した

がって別々の当局によって扱われるべきだと考えていることである。新しい構造では、中央銀行は、システム全体の安定と決済システムに責任をもち、銀行・投資信託・証券会社に対して監督責任をもっている。金融複合体の健全性監督については、中央銀行と年金・保険監督局とが統合して当たることになっている。業務遂行監督は金融市場機構の責任である¹⁴⁾。

(イギリス)

周知のように、イギリスの金融サービス機構(FSA)は、すべての部門にわたって規制を行う強い権限をもっている。企業に特有の規制や産業規模のテーマ問題に対しては、統合的でリスクに基づいたアプローチが開発されてきた。監督対象の企業のためにルールとガイダンスのハンドブックも作られている。FSAは、大蔵省およびイングランド銀行とのMoUにしたがって金融部門に関する役割と責任を遂行する一方、イングランド銀行は金融システム全体の安定に責任をもっている。

以上が、EU各国(すべてではないが)の銀行規制と監督の現状であり、変化である。

以上の要約から明らかになることは、まず第1に、多くの国で、規制・監督体制は変化の過程にあること、特に、銀行・保険・証券という業態を超えて規制・監督体制を再編成しようとする動きが目につくこと、第2に、その過程で中央銀行の関わりが一層増大していること、である。こうした事実を踏まえたうえで、次節では、銀行監督のあり方について異なる見解をシステムミック・リスクの回避という観点から整理してみよう。

第3節 望ましい銀行監督のあり方をめぐって

(1) 一元的な規制・監督

金融機関に対する監督は、業態別に異なる当局が担当するのではなく、単一の当局による一元的な監督が望ましいとする意見がある。この立場の根拠は、金融複合体にみられるように、市場リスクと銀行のリスクを分離することが難しくなっているために、従来の業態ごとに異なる規制は、規制による裁定を引き起こすというものである。

たとえば、Deutsche Bank(2000)は、業態別の規制・監督は、規制の中立性を妨げ、競争条件の歪みをもたらすとして厳しく糾弾している。この問題は、第1節で取り上げたEU金融統合の政策評価の問題にも関係しており、すでに論じたように、Danthine et al.(1999)らの主張と重なるものである。一元的な監督体制であれば、裁量をもたらす対応の違いや不整合をなくすることができるというわけである。

しかし、Abrams and Taylor(2000)が正しく指摘しているように、完全な規制の中立性を監督の主要な目的にすべきではない¹⁵⁾。監督の第一の目的は、システムミック・

リスクの最小化にあり、決済機構内で一銀行の金融的困難が引き起こす場合の潜在的な社会的費用は、投資信託や金融会社の倒産に伴うそれとは比較にならない。銀行部門の資本市場取引に対して、他の業態以上に厳しい監視の眼が向けられているのはそのためである。その結果、ある程度の規制の裁定が生じたとしても、それはシステムック・リスク回避のための費用であり、社会的に容認されるべきであろう。さまざまな分野で活動する金融複合体についても、十分なファイアー・ウォールを設けることで、規制の裁定を予防する手段となりえよう。

前節でみたように、たしかに多くの国々で、一元的な監督当局への移行がみられる。しかし、同時にまた、そうした国々では中央銀行の関わりが強化されていることに注意すべきである。

ところで、一元的な監督体制という発想は、国内レベルにとどまらず、EU レベルでもみられる。これは、金融機関の監督を、加盟国レベルにとどめるような現在の分権化された体制ではなく、EU レベルで集権化すべきであるという議論である。いわば EU に超国家的な独立の機関を創設すべしという主張であり、一元的監督論の当然の帰結ともいえる。

たとえば、Danthine et al. (1999) は、そうした議論を展開している。その理由として主要な論点を挙げれば、第 1 に、分権化された監督体制では、金融危機の際の対応能力の点で問題がある。対応に時間がかかりすぎるといふ。金融危機は、決定と素早い対応を必要とし、それぞれ異なるインセンティブをもつプレーヤーの間で妥協点を探るような状況ではないにも拘らず、まず規制当局同士、次いで当局と銀行との間で、決定に至るまで難しいゲームが繰り広げられることになる。

第 2 に、分権化体制は、監督当局による過度な介入を誘発しやすい。すなわち、各国は、危機の際の救援作業に関わる費用負担をできるだけ少なくしようとするから、過度な介入主義に落ちいりやすく、その結果、監督される金融機関の負担が増すことになる¹⁰⁾。

これらの諸点はいずれも情報の非対称性を強調した議論である。われわれもまた、情報の非対称性を否定するものではない。しかし、これらの理由は、集権的な監督体制の必要性を必ずしも意味しない。第 1 の点についていえば、金融危機といっても、それが銀行の一時的な流動性不足に起因するものか、それとも支払能力に関わる場合であるのかによって、対応時間は異なるであろう。前者であれば素早い対応が、後者であれば比較的時間をかけた対応が可能である。この点では、集権的な監督よりも、さきにみたオランダの目的別監督がより適しているかもしれない。

オランダが追求するのは、一元的な監督体制とは異なる、目的追求型のアプローチである。Lannoo(2002)によれば、金融システムの安定性、健全性維持のための監督、および業務遂行のそれぞれの目的に応じて別々の当局を当てるといふものである。業

務遂行監督は、透明性、情報開示、公正・誠実義務、市場参加者の平等性などに関心を払う。安定性を追及する当局は、金融政策の運営や全体的な金融安定に影響を与えるマクロ的な健全性問題に集中する。健全性の維持を目的とする当局は、個々の金融機関の支払能力と健全性を管理し、預金者保護と投資家保護を執行する¹⁷⁾。そうした水平的な監督構造は、オランダだけでなく、銀行と証券の監督の関係についてみれば、イタリアでも試みられている。

第2の点については、EU レベルでの預金保険制度の収斂によるセーフティ・ネットの充実や、何よりも、銀行の情報開示が役立つだろう。銀行が複合的な金融手段を用いるようになるにつれて、新たな規制が導入されるため、銀行の業務リスク・法的・文書化リスクは増大しているという。しかし、たとえば、国際会計基準の適用に関する規制の採用は透明性を高め、また情報開示基準の収斂は、監督当局による過度な介入を和らげる効果をもつかもされない¹⁸⁾。

これまでのEUにおける銀行規制・監督の枠組み形成の歴史的経緯からすれば、超国家的な監督機関の創設はありえないであろう¹⁹⁾。現実に実行可能な議論とも思えない。

(2) 銀行監督と中央銀行の役割

分権的な監督といってもその監督主体は国によってさまざまである。ここでは銀行監督における中央銀行の関わりに焦点をあわせて考えてみたい。ただ、中央銀行の関与といっても、二つの場合を区別しなければならない。

はじめに明らかにしておかなければならない点は、銀行監督におけるECBの位置付けである。しばしばみられる意見は、ECBは、銀行規制と監督についてなんら体系的な役割を与えられていないというものである。これはマーストリヒト条約の規定からきている。同条約の第105条では、ESCBは、決済機構の円滑な遂行に責任をもつとしているが、監督責任については、銀行の監督と金融システムの安定性に関して権限を与えられた当局がとる政策の円滑な行使に貢献できるものでなければならない、と限定しているからである²⁰⁾。

しかし、EMUの第3段階において、EUレベルでの統一的な金融政策の運営がECBに委ねられたことから、この文言は、通貨の管理主体と銀行の監督主体との間の円滑な相互作用を保障するものと読むべきであろう。さらに、同条約と、ESCB制定法第25条により、ユーロ・システムには、ルール決定の際の協議と助言の役割が課されている。銀行監督と金融安定の分野で、各国レベルあるいはEUレベルで立法化を図るときには、ECBと協議しなければならない²¹⁾。実際の銀行監督にECBが直接あたることはなくても、EUの銀行規制・監督の枠組みに占めるECBの本質的な役割を認識しておく必要がある。

ただ、システミック・リスクの回避に重大な影響をもつ、ECB の最後の貸手としての役割については、条約には何ら言及はない。ESCB 制定法第 18 条に、十分な担保を条件とする信用供与を行うと記されているだけである。この点は長い間、論議を呼んできたところであるが、現実問題として、金融危機に至った場合には、ECB が最後の貸手として行動せざるを得ないことは明らかであろう。ルールに基づいて危機を管理するというのは、自己矛盾である。Padoa-Schioppa (1999) の軽妙な比喩を引用すれば、道路に 2メートルの雪があるとき誰も赤信号を気にかけない、のである²²⁾。

ECB の最後の貸手機能について、システミック・リスクとの関連で重要になるのは、個々の銀行の監督から得られる情報の蓄積である。すなわち、ECB が、ユーロの決済のために新たに構築した TARGET (Trans-European Automated Real-Time Gross-Settlement Express Transfers) では、すべての取引は、決済リスクを避けるために、双務的に、即時に、グロスで決済される。TARGET での決済が中央銀行信用を必要とする場合には、送金銀行は十分の額の担保を置きさえすればその信用にアクセスできるが、担保のための資産の凍結は、銀行にとって機会費用を高いものにする。これはシステミック・リスクが集中する高額の取引についてより高くなる。もし銀行が高額取引については民間のシステムを、小額決済取引は TARGET で、ということになれば、民間のシステムが大規模な支払不能に陥った場合、それを支えている担保では崩壊を食い止めるには十分ではないかもしれない。そのような場合、ECB は最後の貸手として介入せざるを得ない。そうした事態を避けるためには、ECB は、全面的な支払不能と技術的な倒産とを見極めるために、監督上の情報をもつことが必要となる²³⁾。

いずれにせよ、ユーロ・システムに課されている以上の規定と役割は、銀行監督に各国の中央銀行が参画する意義を高めるものである。とりわけ、市場インフラを構成している複雑な連関は、健全性維持に各国の中央銀行がある程度関わることを必然化しているといえる。

ECB (2001) は、銀行監督に各国の中央銀行 (National Central Banks: NCBs) が関与することを支持する立場から、その主要な利点を二つ挙げている。要約すれば、一つは、監督の役割と最後の貸手責任との間で情報収集する際に、範囲の経済が存在するというものである。問題銀行が、流動性不足か支払不能かを区別でき、これによって、決済機構を脅かす流動性リスクを摘み取ることができるとされる。いま一つは、ユーロ・システムの構成主体として、決済機構を通して獲得される EU の金融システム全体に関する情報の蓄積である。EU 組織の構成部分であると同時に、国家の機関でもあるという NCBs の特異な位置づけは、クロス・ボーダーないしユーロ地域規模での問題を、ユーロ・システム以外の立場から取り組む必要があるときには、貴重な資産といえる。

実際、NCBsは、国内の他の行政機関との調整にとどまらず、これまでみてきたように、ユーロ・システム内の広範なネットワークを利用して各国当局との協力関係が円滑に機能すれば、クロス・ボーダーの波及効果をもつシステム的な攪乱を防止するうえで、比較優位をもっているといえよう。

第4節 結論にかえて

旧来の競争制限的な規制が、金融システムの安定化装置として機能しなくなってきたことは、もはや自明であるといっている。しかし同時に、金融危機の影響から公的保護が要請され、中央銀行は、国民を犠牲にしてまでも脆弱な銀行を救うために最後の貸手として行動せざるを得なくなっている。新しい制度を構築するためには、預金保険と最後の貸手という政府のセーフティ・ネットと、銀行の安定性を高めるための何らかの公的規制との間でバランスをとる方途が求められている。

ウォルフソン（2001）が提案するのは、新しい公的規制アプローチである。公的規制アプローチとは、銀行の活動に公共の利益を認め、具体的な公共政策の目標を達成するために、金融システムに必要な措置をとることであるとされる。具体的には、金融安定を確保するために、銀行の貸出政策や投資政策の転換、敵対的買収や投機的な商業用不動産事業への融資削減、生産的投資を促進する銀行に対する公的資金の投入などが提言されている²⁴⁾。

そこでは銀行による私的利益の追求は否定され、代わりに公的目標の追求が要請されている。市場規律に代わって、公的機関が民主主義的手続によってコーポレート・ガバナンスの担い手となる。もちろん、クロス・ボーダーの金融取引を行う金融複合体についても、同様の民主的システムの設計が必要となろう。

ウォルフソンの提言の実現可能性はほとんど無きに等しいが、メイズ（2003）は現存の枠内でよりマイルドな提言を試みている。それは、過小資本に陥った銀行の退出ルートを公的介入によって確保しようというものである。すなわち、ヨーロッパ諸国では、一般に、私法に基づく破綻処理手続が採られているが、それが終了するまでには通常長い年月を必要とする。閉鎖される銀行の規模が大きい場合には、こうした閉鎖方法によるノック・オン効果は無視できないものになる。そこで、銀行が、監督当局が規定する自己資本比率を割り込んだ時点で、銀行閉鎖を私法ではなく公法の対象とすることで、迅速な対処が可能になる²⁵⁾。公的当局の規制を強化することで、システムミック・リスクの顕在化を最小にしようという提案である。この方法が効果をあげるためには、預金者・債権者・納税者間の利害調整が必要になるが、公的規制の強化という点では、さきのウォルフソンと同じ発想といえる。誰が銀行を監督すべきかという問題以上に、巨大なモンスターをどのように管理して金融システムの安定を確

実なものにするかが切実に問われている。

註

- 1) 岩田（2003）による定義も参照されたい。岩田（2003），p. 214。
- 2) ECB（2000），p. 49 参照。
- 3) 日本証券経済研究所（1994），p. 32。
- 4) 日本証券経済研究所（1994），p. 48。
- 5) Danthine et al.（1999），p. 44.
- 6) ちなみに、現在、EU レベルでの会社法制定へ向けて準備が進められている。これによって1つの加盟国以上の国で営業活動を行う会社は、共同体法の下で単一会社として設立され、一定のルールの下でEU全体で営業することを選択できる。既存のクロス・ボーダー銀行グループは、将来、この新しい法的形態を選ぶかもしれないし、新しいクロス・ボーダー・グループの形成が刺激されよう。
- 7) 島崎（1997），pp. 337-342.
- 8) Padoa-Schioppa（1999），p. 300. 普通、規制の競争や規制の裁定という言葉は、ネガティブな意味で使われることが多い。しかし、島崎（1997）やPadoa-Schioppa（1999）はこれをむしろポジティブな側面を強調する言葉として使っている。この違いは、金融統合に積極的に関わるか否かの立場の違いからきている。
- 9) ECB（2002a）pp. 140-141, ECB（2003），p. 157 参照。ちなみに、Greenspan（2002）は、景気循環の観点から、特に大手の銀行については、Basel II が循環的な貸付のパターンを平準化する傾向をもつこと、それによって銀行収益の変動性を縮小させ、銀行の長期の資本化価値を高める可能性を強調している。
- 10) 指令は、本国統制のルールの下で単一ライセンスから便益を得ている UCITS が、投資を行う金融資産の範囲を拡張するというものである。単一ライセンス制度はまた、個人あるいは団体のポートフォリオ管理に携わる管理会社に対しても設けられている。ヨーロッパの銀行は、UCITS 市場で活発に行動しているから、クロス・ボーダーでの資産管理事業は、こうした措置によって便益を受けると予想される。ECB（2002b），p. 47 参照。
- 11) この提案の重要な特徴は、グループにまたがる適正資本基準と、そのようなグループに対して調整役の監督者（co-ordinating supervisor）の指名を導入しようとしていることである。バーゼル銀行監督委員会の作業と平行して、銀行と投資会社に対するEUの資本枠組みの検討が進められており、監督権限と情報公開基準の審議を残すのみとなっている。ECB（2002b），pp. 47-8 参照。たしかに、調整役の監督者ないしリード役の監督者の存在は、金融複合体を効率的に監督するための有効な手段かもしれない。しかしそれが十分に機能するためには、各国当局の積極的な関わりと円滑な協力メカニズムの存在が不可欠であろう。
- 12) ECB（2000），pp. 62-3 参照。
- 13) BSC や連絡協議会については、European Commission（2000）が詳しい。
- 14) Lumpkin（2002），pp. 24-26 も参照されたい。
- 15) Abrams and Taylor（2000），pp. 11-12.
- 16) Danthine et al.（1999），pp. 95-98. これらの点以外に、規制当局が金融機関に取り込まれる危険性、あるいは本国の監督当局には外国の金融的困難には最終的な介入責任はないため、自国の

銀行を積極的にモニターするインセンティブは弱いといった点が指摘されている。

- 17) Lannoo (2002), pp. 5-6.
- 18) ECB (2002b), pp. 46-48 参照。
- 19) 分権的な監督体制を擁護する論拠として、規制当局間の競争による便益を挙げることができる。たとえば、Lannoo (2002) は、競争を積極的に評価して、つぎのように述べている。「EU の文脈では、規制をめぐる各国間の競争は、単一市場を創出するという計画の必須の部分である。金融監督もまたこの一部であり、加盟国と各金融センターは企業を引きつけるために異なる規制と監督のモデルで互いに競争している」。Lannoo (2002), p. 5.
- 20) 日本証券経済研究所 (1994), pp. 259-60.
- 21) Padoa-Schioppa (1999), p. 296-97 も参照されたい。
- 22) Padoa-Schioppa (1999), p. 306.
- 23) この指摘は Danthine et al. (1999), p. 91-92 による。また、TARGET については、たとえば、荒井耕一郎他 (1998) 第7章参照。
- 24) ディムスキ他 (2001), pp. 178-186.
- 25) メイズ (2003), pp. 193-99.

参考文献

- 荒井耕一郎・田中和子・糠谷英輝 (1998) 『ユーロ後の EU 金融証券取引』, 東洋経済新報社。
- 荒井好和 (2002) 「EU 金融構造の変化」, 『南山大学 ヨーロッパ研究センター報』, 第8号。
- ディムスキ, G. A., G. エプシュタイン, R. ポーリン (原田善教 監訳) (2001), 『アメリカ金融システムの転換』, 日本経済評論社。
- 岩田健治 編著 (2003), 『ユーロと EU の金融システム』, 日本経済評論社。
- 岩田健治 (2003), 「EU 証券規制の新展開」, 岩田 (編著) (2003) 所収。
- 金丸輝男 編著 (2000) 『EU アムステルダム条約』, ジェトロ。
- メイズ, D. G. (2003), 「EU における銀行監督の新展開」, 岩田 (編著) (2003) 所収。
- 日本証券経済研究所 (1994) 『EU の金融・証券市場統合と通貨統合』, 日本証券経済研究所。
- 小田信之・清水季子 (1999) 「ブルーデンス政策の将来像に関する一考察: 銀行システムの効率性・安定性の両立へ向けて」, 『金融研究』 (日本銀行金融研究所) 第18巻, 第3号。
- 島崎久弥 (1997) 『欧州通貨統合の政治経済学』, 日本経済評論社。
- 内海 孚 編 (1999) 『ユーロと日本経済』, 東洋経済新報社。
- Abrams, R. and M. W. Taylor (2000), Issues in the Unification of Financial Sector Supervision, IMF Working Paper, December.
- Barth, J. R., G. Caprio, Jr. and R. Levine (2001), Bank Regulation and Supervision: What Works Best?, World Bank Working Paper no. 2725.
- Belaisch, A., L. Kodres, J. Levy and A. Ubide (2001), Euro-Area Banking at the Crossroads, IMF Working Paper no. 28, March.
- Danthine, J.-P., F. Giavazzi, X. Vives and E.-L. von Thadden (1999), *The Future of European Banking*, Centre for Economic Policy Research, London.
- Deutsche Bank (2000), EMU Watch, Deutsche Bank Research, no. 86, June.
- European Central Bank (2000), EMU and Banking Supervision, Monthly Bulletin, April.

EMU と銀行の規制・監督（荒井好和）

- European Central Bank (2001), The Role of Central Banks in Prudential Supervision, April.
- European Central Bank (2002a), Annual Report 2001, April.
- European Central Bank (2002b), Structural Analysis of the EU Banking Sector: Year 2001, November.
- European Central Bank (2003), Annual Report 2002, April.
- European Commission (2000), Institutional Arrangements for the Regulation and Supervision of the Financial Sector, January.
- Freixas, X. and A. M. Santomero (2002), An Overall Perspective on Banking Regulation, working paper no. 02-1, Federal Reserve Bank of Philadelphia.
- Greenspan, A. (2002), Cyclicity and Banking Regulation, BIS Review 30.
- Lannoo, K. (2002), Supervising the European Financial System, CEPS Policy Brief, no. 21, May.
- Lumpkin, S. (2002), Supervision of Financial Services in the OECD Area, OECD, <http://www.oecd.org/pdf/M00029000/M00029802.pdf>
- Padoa-Schioppa, T. (1999), EMU and Banking Supervision, International Finance, vol. 2, no. 2.

ヨーロッパ短信

——今スペインでは——

黒田清彦

本学卒業式の後、新学期開始までの間隙を縫って、スペインを訪ねた。いわゆる Sentimental Journey の家族旅行で、1984年から1986年にかけて一家4人で住んだマドリーの界隈を歩き、懐かしい人々、たとえば私の恩師夫妻や息子たちの幼稚園時代の先生などに会った。他にも多くのスペイン人の招待を受け、濃密な一週間であった。日本で行われたワールドカップ大会のとき私たち夫婦がアテンドしたテレビ局 Antena 3 は、サッカー試合の入手困難な好カード入場券をホテルに届けてくれていて（手配してくれたプロデューサーはイラク戦争のため急遽トルコ国境へ出張、会えずじまい）、昔住んでいた家の隣の Santiago Bernabéu 競技場で Real Madrid 対 Deportivo de la Coruña の試合を楽しむチャンスにも恵まれた（3月23日）。ちなみに、ジダンとロナウドのシュートで2対1、Real Madrid が勝った。妻や息子たちは大感激していたが、サッカー音痴の私には、7万5千人を数える観客の怒濤のような地響きを伴った歓声とスタジアム周囲に敷かれた厳戒体制ものものしい警備の方が印象的であった。

警備といえば、スペインでもイラク戦争に反対するデモや集会が盛んで、私たちがマドリーに到着する直前（22日の土曜日）のそれは特に激しかったようである。空港からホテルまで送ってくれた友人の車は渋滞に巻き込まれたし、滞在中も、あちこちで集会やデモが盛んに行われ、“No a la Guerra!”（戦争反対），“Bush, Blair, Aznar, asesinos!”（ブッシュ・ブレア・アスナールは人殺し）等々のシュプレヒコール・落書きが氾濫、Aznar の z をハーケンクロイツにしたり、n を w にした落書きもあった（写真参照）。鍋などの金属を打ち鳴らし、夜中じゅう明かりを点滅させるなどの抗議行動も見られた。トマト・オレンジ——バルセロナ市長選に出る与党 PP（国民党）候補者などは、背広姿に数多くの生卵の洗礼を受けてしまった——や火炎瓶の攻撃に対して治安当局（警察）が取った鎮圧行動、中でもゴム弾の発射・警棒による殴打などのため、特に22日は負傷者が相当数出た。デモ行進に参加した私の友人の国会議員（野党第1党の PSOE：スペイン社会主義労働者党所属の憲法学者 Juan Fernando López Aguilar 君）は、これらのデモに対する警察の弾圧に憤慨していた。党の「自

由と自治委員会」事務局長で法務スポークスマン（「影の内閣」の司法大臣）でもある彼は、政府攻撃の準備で忙しいらしく、共に食事中も二つの携帯電話が鳴り止まず、慌しい再会であった。彼ら野党の要求により、27日午後には、召喚された Acebes 内相が国会で事態説明を行った。当局の鎮圧行動の正当性を主張した内相は、マドリーだけで、建物や自家用車・警察車輛の破壊をはじめとする被害の直接損害が30万ユーロ、建物の修繕の他、落書きの消去や撒き散らされたゴミの撤去などの費用を含めると、被害総額は1,200万ユーロにも上ることを指摘した。

時間は相前後するが、3月24日（月）には、日本大使の田中克之氏が、私の南山での教え子（スペイン人弁護士 Salvador Rodríguez Artacho 君）共々我々家族を大使館に迎えてくれた。大使執務室における会見中、イラク戦争に関する話題では興味深い話が聞けた。私は、歴史的にも文化的にも深い関係のあるアラブ諸国に対してはどちらかと言えば好意的なスペインが、米英と共に国連安保理新決議案の共同提出国となった背景に、バスクテロに対する思惑を感じていた。すなわち、サダム・フセイン（政権）が国際テロとの関係を有する（ちなみに、世論調査では半数以上のスペイン人がこれを肯定）との前提に立って、テロに対する断固たる姿勢をアピールするためと考えていた（そのことは27日に行われた首相のラジオ放送局 Onda Cero との会見でも示唆された）。Aznar 首相と個人的にも付き合いのある大使によると、そればかりではなく、むしろスペインの存在感を対外的にアピールするためである、ということであった。すなわち、GNP 世界第9位（グロスとしての順位であろう）、国連分担金世界第8位のスペインは、ヨーロッパでも英独仏伊と並んで5大国なのだ、もはや2部リーグではない、という存在感を誇示しているとの説明を受けた。スペインの関与は後方支援のみであるから、直接の被害は受けないであろうし、大使の言によれば、米英の勝利によって、決議案を提出したスペインの国際的地位は上がることになる。そもそも Aznar 首相は、良く言えば強力なリーダーシップを持ち、悪く言えば頑固な性格で、抵抗勢力（小泉政権のようなことはないが、与党内で全く批判がないわけではない）何のその、地方分権などの改革を drastic に行って、財政赤字をゼロにしている。地方分権の例の一つは大学である。以前スペインの大学は殆どが国立であったが、今は国立通信教育大学 UNED を除き、国立大学がすべて自治州立となったということも、恥ずかしながら、このとき大使から教えられて初めて知った。ちなみに、近年私立も含めて大学数は増えている。合計20ある私立大学の他に自治州立大学がいくつあるか正確な数は未確認であるが、かつて（1949年）日本で「駅弁大学」と呼ばれた（駅弁が売られている都市には大学が作られたという大宅壮一氏の揶揄）ような状況が、スペインにも見られる。つまり、県の数（50）以上の自治州立大学が存在する。ちなみに自治州の数は17である。

帰国当日（3月28日）に運良く、スペイン人のイラク戦争に関するアンケート結果

発表（テレビニュースおよび新聞報道）に接することができた。これは、スペイン政府の機関である CIS（社会学調査センター）が、国連安保理新決議案の共同提出をめぐって議論が盛んに行われた 2 月最後の一週間に行ったものの集計である（対象人数や回答人数は不明）。参考までに一部を紹介する。

- ・イラクへの攻撃：反対ないし消極 90.8%，賛成 5.3%
- ・スペインは中立を守るべきである：66.9%
- ・スペインは米英を支援すべきである：21.3%
- ・スペインはイラクを支援すべきである：1.2%
- ・イラクは大量破壊兵器を隠し持っている：58.2%
- ・イラクと国際テロとの関係：あると確信 14.9%，蓋然性あり 38.9%（計 53.8%）
- ・イラクは国際平和にとって危険：確信 23.1%，蓋然性あり 37.3%（計 60.4%）

最後に、短い滞在期間ではあったが、その他に見聞したことを三点付記する。

1. 一つは、国会における質疑応答の中で、PNV（バスク国民党）の Anasagasti 議員が、今回のイラク戦争に関し、国王が沈黙を守っていることを批判し（24 日）、これが憲法論争に発展した。スペインの国王は、たとえば総選挙後に各会派代表と話し合った上で首相候補者を指名したり、閣議の主宰も認められるなど、一定の国政関与の権能が憲法で規定されているが、基本的には「諸制度の正常な機能の総覧者」（憲法 56 条 1 項）に過ぎないのであって、首相や憲法学者が指摘するとおり、国王がイラク戦争をめぐる議論に介入することはできない。国王と謁見し親しく言葉を交わしたこともあり、お人柄を知る私としては、とりわけ憲法秩序を重んずるホアン・カルロス現国王が自らの憲法上の立場を十分に弁えていらっしゃる方で、古い御先祖に見られた暗君（と呼ばれた某国王）などとは全く異なることを強調しておきたい（これまた偶然ではあるが、私たちの出国当日に、前評判の高かった Paul Preston 著“Juan Carlos. El rey de un pueblo”：ホアン・カルロス——ある民の王——が発売されたので、空港書店で早速買い求めた）。
2. スペインでは、5 月 25 日に地方選挙が行われ、また、来年には総選挙が控えている。イラク戦争をめぐる野党の現政権攻撃は、当然これらの選挙を念頭に置いたものであろう。与党および政府筋は、「我々は、次期選挙ではなく次世代のことを考えて、この紛争において行動している。次の世代のスペイン人および世界市民に残せる最良の遺産は、安全で平和な世界」であると主張している。
3. 他方、米英への肩入れは G8 の一員になることを目論んでいるからだ、との指摘もある。Aznar 首相は、上述のラジオインタビューではこれを否定し、スペインは世界最良の民主国家（米・英のこと）と組んでいるのであり、それは「国民の安全にとって最良と信じて取った行動」であると答えている。しかし、同時に、これまで数年間の政権担当者としての実績に自信を持つ首相は、このまま行けばス

ペインは世界の政治・経済の一等国になるであろうから、G8に入るだろうとも述べている。田中大使との会見で得られた情報と照らし合わせて考えるとき、本音のところでは、米英への肩入れとG8問題（拡大すればG8でなくなるが）は切り離せない気がする。Aznar 首相が田中大使に洩らしたという、国連分担金第8位でGNP第9位の「スペインがG8を訪ねてカナダに肩たたきしたらどうしますか?」という言葉が今も耳に残っている。



(Madrid にて)



(Toledo にて)

2003年3月30日記